

法
規
編

法規編

◎藥品營業並藥品取扱規則

〔明治二十二年三月法律第十號同四十年四月法律第三十五號ヲ以テ改正〕

第一章 藥劑師

第一條 藥劑師トハ藥局ヲ開設シ醫師ノ處方箋ニ據リ藥劑ヲ調合スルモノヲ云フ
藥劑師ハ藥品ノ製造及販賣ヲ爲スコトヲ得

(註) 本條は藥劑師の定義で醫師の處方箋に依りて藥劑を調合するものは藥劑師に限りて居る、換言すれば我邦で調劑權を有し藥劑師の業務を營爲し得るものは藥劑師の免狀を有し藥局開設の届出を爲して公認せられたるものに限るのである、然れども法第四十三條に依りて醫師には自分の診察したる患者に限り調劑權を與へてある素より此場合には自分で調劑を爲さねばならない、他の醫師の處方箋で藥劑を調合する醫師は免狀を有せず藥劑師の業を爲したる罪を受けねばならぬ、而して免狀を有せず藥劑師の業をなしたるものは二百圓以下の罰金に處せらる規定である(三十九條の二)藥劑師が藥品の製造をなし販賣を營む事の出来るのは本條二項の示す通りである。

第二條 藥劑師ハ其學術試験ヲ受ケ年齢滿二十年以上ニシテ内務大臣ヨリ藥劑師免狀ヲ得タルモノニ限ル

第三條 藥劑師免狀ヲ得ントスルモノハ試験及第證書ヲ以テ地方廳ヲ經由シ内務省ニ願出ツベシ

第四條 藥劑師免狀ヲ得ル者ハ免狀下附ノ節手数料金參圓ヲ納ムベシ

第五條 藥劑師免狀ヲ得タル者ノ氏名本籍ハ内務省ノ藥劑師名簿ニ登録シ之ヲ公告スベシ

第六條 藥劑師免狀ヲ毀損亡失シ又ハ氏名本籍ヲ變換スル等免狀面ニ異動ヲ生シタルキハ其事由ヲ

記シ地方廳ヲ經由シ免狀書換ヲ内務省ニ願出ヘシ

第七條 書換ノ免狀ヲ得ル者ハ免狀下附ノ節手数料金壹圓ヲ納ムベシ

第八條 藥劑師廢業又ハ死亡シタルキハ十日以内ニ地方廳ニ届出ヘシ

第九條 藥劑師ニ非レバ藥局ヲ開設スルコトヲ得ズ

(註) 藥局とは醫師の處方箋に依り公衆の依頼に應じ調合投藥する場所であれば病院又は醫師の藥室は藥局と云はなからず調劑所と稱すのが至當であらう。

第十條 藥劑師藥局ヲ開設シ又閉鎖シタルトキハ十日以内ニ地方廳ニ届出ツヘシ

第十一條 藥劑師一人ニシテ二ヶ所以上ノ藥局ヲ開設スルコトヲ得ス 但支局ヲ設クルキハ別ニ藥劑師ヲ置キ之ヲ管理セシムヘシ(本條の違犯は二圓以上二十圓以下の罰金である)

(註) 閉鎖藥劑師が病院若しくは醫師の調劑所に勤務し或は店員若は家族雇人に調劑せしめ之が監督を爲せば法文上差支なきが如してあるけれども責任を重する者の履むべき道であるまいと信す、

第十二條 藥局ニハ日本藥局方第一表ノ藥品ヲ帶フヘシ

(註) 廣く醫師の處方調劑に應ずるのであるから可成多數の藥品を蒐集準備して調劑に差支なからしめ患者に不便を與へぬ趣旨であれば藥名箋のみ貼布して内容の空瓶を陳列するのは餘りに感服し難き行爲だと思ふ、兎に角最も必要なる九十七種の藥品は藥局に陳列すべきである。

第十三條 藥局ニ備付ノ秤量器ハ最モ精確ナルヲ要シ權衡ハ少クモ「サンチグラム」ヲ定量シ得ルモノヲ備フヘシ

第十四條 藥劑師ハ患者ノ氏名、年齢、藥品分量、處方ノ年月日及醫師ノ氏名ヲ自記シ又ハ調印シタル處方箋ニ依リ調劑スヘキモノトス 但處方箋中疑ハシキ廉アルトキハ其醫師ニ質シ證明書ヲ得ルニ非レバ調劑スルコトヲ得ス、藥劑師ハ調劑綠ヲ備へ處方箋ヲ謄寫シ置クヘシ

第十五條 處方箋ヲ受ケタルトキハ何時ニテモ調劑スヘキモノトス正當ノ事故ナクシテ之ヲ拒ムムコトヲ得ス

(註) 爰に正當の事故とは不在、疾病或は配合藥品第一表外のもの缺亡のため實際調劑の出来ない場合を云ふのであろう、素より其他の事故にて之を拒む様のこととは德義を重じ自己の職責を全ふせんと欲する藥劑師には斷してあるまい、乍併人命に關する此業務を有しながら自ら他業に従事し數ヶ所の醫師の調劑所に勤務して留守勝となり貴重なる調劑は丁稚小僧若しくは妻女

一六三

の如き何等藥學的知識のなき者に一任し、殊に公私立病院の調劑長に於てすら往々斯様の人があると聞く、斯の如く自己の權利を放棄して居るものが多々あるに於ては誠に嘆はしき次第である。

第十五條ノ二 藥劑師ハ正當ノ事故ナクシテ指定藥品ノ販賣ヲ拒ムコトヲ得ス

第十六條 處方箋中ノ藥品ニ缺亡アルキハ其醫師ニ通知シテ指揮ヲ乞フヘシ藥劑師隨意ニ之ヲ省略シ又ハ他藥ヲ代用スルコトヲ得ス(本條違犯ハ百圓以上ノ罰金)

第十七條 毒藥劇藥ノ處方箋ハ藥劑師檢印シテ處方箋ノ日付ヨリ滿十ケ年間之ヲ保存スヘシ

(註) 劇藥毒藥は其用法、用量に由り危害を生ずる恐あるを以て他日犯罪事件の際証拠物保存の目的を以て滿十ケ年間保存すべきのである、而して檢印は其劇毒藥名の上になすを便宜と思ふ而して本條の違犯は二圓以上二十圓以下の罰金に處せらる

第十八條 毒藥劇藥ハ一回使用セシ處方箋ニヨリ再ヒ調劑スルコトヲ得ス 但特ニ醫師ノ通知アルモノハ此限ニアラス(本條ノ違犯ハ百圓以下ノ罰金)

第十九條 患者ニ與フル藥劑ノ容器又包紙ニハ處方箋ニ據リ内外用ノ別、用法、用量、年月日、患者ノ氏名、藥局ノ地名及藥劑師ノ氏名ヲ記スヘシ(本條ノ違犯ハ二圓以上二十圓以下の罰金)

(註) 藥劑の投藥は餘程の注意を要するもので調劑が完全でありても用法を誤るに於ては不尠危害を招くものであれば、本條の規定なくとも藥劑師が之を恪守するは業務上正に當然である、寧ろ右規定以上に外用のものと内用のものは全然「レットアル」

の色を區別せんことを希望す、一般に外用には赤色内用には青色を使用して居るから此色の區別を一般藥劑師が行ふときは患者は極めて便利であらうと思ふ、尙ほ毒劇藥の如き服量を誤るに於て危険を招く配劑のものに對しては「レットアル」に注意の二字を明記したならば患者に對し非常に親切で且つ自己の職責に對し忠實ではあるまいか。

第二章 藥 種 商

第二十條 藥種商トハ藥品ノ販賣ヲナスモノヲ云フ

第二十一條 藥種商ハ地方廳ノ免許鑑札ヲ受クヘシ

(註) 前條は藥種商の定義でありて、其營業をなすには地方廳の免許鑑札を受けねばならない、其資格は各縣の規定に依り幾分差異あるけれども多くの府縣に於ては其履歷書を調査すると共に左記事項につき試問を行ひ之に合格したるものに免許鑑札を不附するのであるが、指定藥品の販賣權なきは勿論だ。

- 一、藥品營業並藥品取扱規則
- 二、日本藥局方本文及藥品貯藏法
- 三、指定藥品
- 四、毒物劇物營業取締規則
- 五、毒藥、劇藥並毒物劇物品目

而して免許を受けないで藥種商又は製藥者の業務を営みたるもの、即ち硼酸一匁賣りても、石炭酸一磅製し販賣しても五十圓以下の罰金に處せらるるのである。

第二十二條 毒藥劇藥ハ衛生試験所又ハ藥劑師製藥者ニ於テ封緘シタル容器ヲ開キテ零賣スルコトヲ得ス(本條違犯ハ百圓以下ノ罰金)

(註) 藥種商は藥品の性質及取扱法に就ての知識は甚少と見做さればならぬ、從て禍誤若くは怠慢に因て危険を醸す虞があるので本條の規定を設けられたのであらう、即ち封緘を破り容器を開き小賣するを許されない。

第三章 製 藥 者

第二十三條 製藥トハ單ニ藥品ヲ製造シ自製ノ藥品ヲ販賣スルモノヲ云フ

第二十四條 製藥者ハ地方廳ノ免許鑑札ヲ受クヘシ

(註) 前二條は定義と其營業をなす手續を示したるに過ぎずして其罰は藥種商と同じである、乍併此に藥品とは悉く醫療用品のみを指し工業用の品は含んで居ないのであらう、故に製藥者の受くべき免許は醫藥品の製造に限るのである、而して其免許を受くるにも藥種商と同じく履歴を調査し且製藥の原料、製品の鑑識法、製藥方法及製藥に關する法規につきて試問をなし之に合格したるものに鑑札下付せらるるのである。

第二十五條 毒藥劇藥ハ適當ノ容器ニ收メ之ヲ封緘スヘシ其容器ヲ開キテ零賣スルコトヲ得ス

(註) 思ふに醫療用藥品は藥品専門家たる藥劑師の鑑査を得て始めて醫藥品たる資格を有するものであるから製藥者たる資格を有する以上藥劑師と同じく少くとも自己の製品に就ては藥學的知識を有する者と見做し得るも營業の性質上之を小賣すべきものにあらざるが故に之を禁止し毒藥劇藥には封緘を爲さしめ之を開きて小賣したるものは百圓以下の罰金たる重き制裁を與へられたるものならん。

第四章 藥 品 取 扱

第二十六條 日本藥局方ニ記載スル所ノ藥品ハ其性状品質該局方ノ所定ニ適合スルモノニ非サレハ

製造貯藏陳列販賣又ハ授與スルコトヲ得ス、但シ命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス

(註) 我邦に於ては國民の保護上治療的的確を期し不測の危害を防ぐため醫療用に使用せらるる主要なる藥品の性質の一致を計るため明治十九年始めて日本藥局方を制定し、二十四年に之れが改版をなし、尙ほ三十九年には第三改正藥局方を發布せられ以て此局方に記載せられたる名稱の藥品は其性状品質が現行の藥局方に適合する者に非れば其製造販賣は素より貯藏陳列授與することすら禁止所謂不良品を爰除せんことを期しつつあるのである(即ち藥品の性質に關する法規である)然るに坊間には本條の誤解をなし彼の甘草の如き局方外甘草、純良甘草、甘草若しくは純甘草と云ふが如き名稱の下に藥局方の甘草の代用品として使用し或は貯藏陳列販賣して巡視員より告發せらるるものが往々ある、是等の品が局方所定に適合するものなれば何等憂ふることは素よりないが、否らざる場合には本條の違犯として處罰せらるるのであるから藥品を取扱ふ人は常に藥局方の品にして局方所定に適合するものたることに留意せざれば治療の目的を達せざることあるのみならず時に或は不測の結果を招くことなしとも限らぬ、若し不幸にして其不良品たるを知りつつ之れを貯藏陳列販賣授與したる場合には爲めに本條違犯として藥劑師、藥種商、醫師、齒科醫師若くは獸醫の何れを論せず四百圓以下の罰金に處せらるのである、然して藥劑師と指定藥品販賣藥種商(指定藥品に限る)とは事實上其不良品であることを知らないで貯藏陳列販賣若くは授與しても百圓以下の罰金に處せ

られ物品の廢棄は勿論である、只醫師、齒科醫師、獸醫及一般藥種商に於ては藥品の眞否を鑑別する能力なきものと見做され居るから、刑法總則の不論罪を適用せられ處罰は免れ得るけれども廢棄處分に至りては免れることは出来ない、而して藥品に對する責任は其所持者にあるので例之は醫師の手に渡れば開封せないものでも責任は醫師に移り、藥業者の手に入れば藥業者に責任があるのだ、さて爰に事實云々とは素より程度問題で化學的試験を行ふて始めて局方所定に適合せない事の判明したる如き場合に於ては事實を知らずして貯藏陳列若しくは販賣授與したる辯解も出來様が外觀的已に適合せざる事の判明し得るもの、例へば沃度加里の褐色に變じたるもの如く一見直に藥局方所定の沃度加里の性状に適合しないことを見分け得る如きものに對しては恐く逃げ途はあるまい、法律上の罪を免れ得ざるは勿論道義上の罪をも受けなければならぬと思ふ、蓋醫師が藥業者より藥品を購入するは素より純良品を得て以て憐むべき患者を治せんとの一念の外他意ないのに不良品を賣り付くるに於ては商業道徳を缺除せる者とは云はれまいか、又患者が主治醫より投藥を仰ぐは之によりて自己の苦しみ疾患を療治せんとの觀念であるは勿論である、去すれば僅一眼の勞を以て其眞否を鑑別し得るに此勞をすら吝なるか爲め不良品を與へ多額の金錢を食ふに於ては法律が之に對し制裁を與へ且つ人道上の罪を免れ得ざるは理の當然ではあるまいか、况んや藥品は絶へず變質し時に或は反對作用を呈し患者を死地に陥らしむる事なきにあらずだ、爰に於てか藥品に對し常に至大の注意を拂ふべきは藥品取扱に従事する者の責務と信ず、而して藥劑師及藥種商は他の方面に使用する目的でありても、日本藥局方に記載せる藥品は其所定に適合せなければ貯藏陳列しても本條の違犯となる、故に是等の藥品は藥局方のみ取扱ふ様注意すべきものた、即ち藥局方に適合せざる唐大黃の如きものを賣藥原料として販賣授與は勿論貯藏陳列するの不可であるから例令賣藥原料としても藥局方の大黃を取扱はねばならない、殊に賣藥規則改正となりてよりは其原料も藥局方記載のものは局方所定に適合せ

なければならぬこととなつたから愈々賣藥原料として貯藏陳列若しくは販賣授與はできなくなつた、

次に但書に命令に別段の規定ある場合は此限りにあらずとある、此命令は明治四十年十二月省令第二十七號を以て發布せられた、之に依れば藥品營業者が局方に適するや否やを試験する目的にて一時貯藏する場合及製藥原料として貯藏する時又は同上の目的を以て同業者間に販賣する場合には局方に適合せない品でありても規則違犯でないのだ、尤も此場合には其藥品を藥局又は陳列所以外の場所に他の物品と區別貯藏し且つ規定の様式の帳簿に其出納を明記して置かなければならぬ、然るに營業者にして此手續を履むで居るものか幾人あるだらうか、甚しきは帳簿すら備付けてない人があるが誠に嘆はしき次第ではないか併し藥局製劑に使用する目的のもの例令丁幾製造者が之は丁幾製造原料であると云ふて主要成分の不足する生藥を貯藏しては其罪を遁げ難いのである、蓋し斯の如きものは製藥又は精製原料とは見做されぬからださて此命令の各條は更に後段に記すこととしよう。

第二十七條

日本藥局方ニ記載セサル藥品ハ其據ル所ノ外國藥局方名ヲ記スベシ其性状品質該局方ノ所定ニ適合シタルモノニ非レバ製造、貯藏、陳列、販賣又ハ授與スルコトヲ得ス
但命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス(本條違犯は前條に同じ)

(註)

醫師は治療上の必要より外國藥局方の藥品を使用處方することは差支ない此場合に於ては日本藥局方に記載せる名稱以外に限ることは勿論である彼の但書に於ける除外例は前廿六條に於ける但書と同一であるが爰に注意を要するは彼の陸軍藥局方の藥品である此藥品に對しては當該官憲より委託せられたる著明なる證據例令右官憲より下附せられたる傳票とか又は契約

書の如きものを有するにあらざれば該藥品を製造若くは貯藏陳列販賣授與すること能はぬのである。

第二十八條 藥局方中特ニ貯藏法ヲ示シタルモノハ其所定ニ從フヘシ

(註) 一般に衛生試験所封藏付のものなれば必ず純良で幾年経過しても悪くならないかの如く思考する様であるが之れは誠に誤想も甚しきものである素より藥品は總て一定不變で如何なる事情に依りても其質を變ぜざるものなれば官封のものに不良品のある理がないが多くの藥品は日光、溫度、乾濕所謂貯藏法の如何や取扱法や其他の關係によりて甚しく變化し易い況んや官封なるものは封藏當時の性質を証し數月乃至數年の久しきに於てまで其品質を保證するものでない故に官封であるからとて安心は出来ないのである要するに藥品は貯藏法が當を得ざるときは其品質を變し或は變化し易きものも適當に貯藏するに於ては久しく其性効を保つことを得るのである故に藥局方には特に其貯藏法を明示してある本條の違犯は一圓以上一圓九十五錢以下の科料たる極めて輕罪であるが此制裁のみでなく變質結果局方に適合せざる藥品貯藏の廉を以て二十六條違犯となり四百圓以下の罰金たる重罰に處せられ二罪併科の不幸を見ることがあるから貯藏方法は冊尾に詳記しよう。

第二十九條 毒藥劇藥ハ他ノ藥品ト區別シ毒藥ハ鎖鑰ヲ備ヘタル場所ニ貯藏スヘシ

(註) 本條は過誤を未發に防止する規定に過ぎない故に法規なくとも自他を覺し自己の業務に忠實なる者は之を忽にすること恐くあるまいと思ふ而して毒藥と尋常藥、劇藥と尋常藥と其置場所を區別するは勿論毒藥と劇藥も區別すべきもので毒藥には必ず錠を掛けて置かなければならぬ又醫療用藥品と醫療用外藥品と區別し若くは倉庫内に於ても以上取扱を爲すは素よりである。

本條の毒藥劇藥とは後に記する明治四十五年三月内務省令第二號を以て定められたるもの及外國藥局方の毒藥劇藥並に是等を含むる製劑にして此製劑即ち毒藥又は劇藥を含む溶液若くは混和物にして省令に規定なきものは其主藥の性質に依りて毒藥に及び劇藥に編入すべきものである。

第三十條 毒藥劇藥ハ職業上必要ト認メタル者ヨリ其藥名數量使用ノ目的年月日及住所、氏名職業ヲ記シ且捺印シタル證書ヲ差出スニ非レバ之ヲ販賣若クハ授與スルコトヲ得ス

前項ノ證書ハ其日付ヨリ滿十ケ年間之ヲ保存スヘシ

(註) 不良藥品と毒藥劇藥の零賣無證書販賣は巡視上極めて重要視するものにして毒藥劇藥の無證書販賣の如きは是れがため社界に及す危害も亦大なるを以て之を防止するため其監視も從て嚴重である而して本條の規定は前記の通り重要視されてあるから其證書も重罪の時効期間たる十個年も保存するのである故に證書は後日調査すべき必要に際して時間と手数を省かんがため歴年順に順序よく補綴し置くべきものである然し證書の書方は別に規定はないが左記の用式を用ひなば簡短で至極便利であらうと思ふ。

買受證	數量(壹磅)
一品名(硝酸)	使用の目的(金物鋪取用)
右正ニ買受候也	
年月日	住所
何 某 殿	職業
	氏 名

本條一項に違犯したるものは百圓以下の罰金にして二項の違犯は二十四以下罰金に處せらる。

第三十一條 毒藥劇藥ハ前條ニ記載シタル證書アルモ幼稚ノ者其他不安心ト認ムル者ニハ交付スベカラズ

(註) 前條に毒劇藥は一定の條件を具備したる證書を差出すに於ては其販賣は自由なるも幼稚の者白痴狂者其他不安心の者に授與するときば之がため不測の災禍を招く虞あるを以て更に本條の規定を設け以て毒劇藥に起因する危険を豫防するのである素より其認定に就ては當業者に一任してあるから責任を以て充分に警戒し容姿言語動作を熟察し苟も白痴幼稚狂者其他不安心と認むべき者には決して交付してはならぬ若不注意のため是等の者に毒劇藥を交付したる場合には二圓以上二十圓以下の罰金に處せらるのである。

第三十二條 毒藥劇藥ハ藥品ノ容器又ハ包紙ニ其名稱及販賣授與者ノ住所氏名ヲ記シ毒藥ハ毒字劇藥ハ劇字ヲ附記スベシ

(註) 本條の違犯は二圓以上二十圓以下の罰金にして此規定は購求者に其危険を明示して注意を喚起すると共に他日誤用若く犯罪生起の時其出處を明にする目的に外ならぬ而して藥品名と毒字又は劇字は一般に容器に貼布せる「レツテル」に記入しあるも販賣授與者の住所氏名は販賣又は授與の際に記入せねばならぬ乍併斯くするときば偶々誤りて記載せざることあるのみならず一々之を記入する煩累あれば之を避くるため藥品の着荷したる時直に住所氏名を印刷したる紙片を貼布し置くを便とす、尤も藥劑師が醫師の處方箋に據り患者に與ふる藥劑其他醫師、藥劑師、藥種商、製藥者相互間には本條の手續を要せないのである

第三十二條ノ二 第三十七條ノ三ニ掲クル藥種商ニ使用セラルル藥劑師ハ指定藥品ノ容器又ハ包紙ニ藥局方ノ所定ニ適合スルコトノ證明ヲ記シ之ニ自己ノ住所氏名ヲ附記スヘシ

(註) 本條の違犯は二百圓以下の罰金に處せらるが藥劑師が虚偽の記入を爲したるときは四百圓以下の罰金にして藥種商が藥劑師の證明なき藥品を販賣したるときは二百圓以下の罰金に處せらる故に藥劑師を雇入れ指定藥品を販賣する藥種商並に其藥劑師は極めて嚴重なる警戒をなさざれば相互に不利益であるのみならずがため社界の信用を失ふことは多大であらうと思ふ然るに中には利慾に迷はされ自己の職責と徳義とを顧みずして自己の名義を貸與し指定藥品の販賣を營ましむる不徳漢ありと聞く其行爲や寧ろ憐むべしと雖とも亦た惡むべしである宜しく責任を知る者のなすべき業であるまい因て本條の藥劑師は常に局方適否の試験を行ひ其適品に對しては兼れて用意したる用紙即ち局方所定に遵することの證明を記し併せて其人の住所氏名を附記したるものを貼布したる藥品のみを其藥種商は販賣授與せねばならぬ。

第三十三條 藥劑師ニ於テ醫師ノ處方箋ニ據リ患者ニ與フル藥劑ハ第三十條及第三十二條ノ手續ヲ爲スヲ要セズ

(註) 本條は藥劑師が醫師の處方箋に據りて患者に與ふる藥劑の中に毒藥又は劇藥の配劑するあるも劇毒藥の買受證を徴し若くは容器等に其名稱及毒劇字を附記するに及ばすと云ふにあり然れども前に希望したる通り毒藥劇藥配劑のものにして其用量を誤るに於て危険あるものに對し注意の二字を朱書するは患者に對する好意上必要かと思ふ。

第三十四條 藥劑師藥種商製藥者ノ間ニ於テハ第三十條及第三十二條ニ記載シタル手續ヲ要セス其藥劑師藥種商製藥者タルノ證明書ヲ以テ毒藥劇藥ヲ賣買スルコトヲ得

(註) 本條も前條と同一である只相互間に於て自己職業の證明を要する其證明の書式は規定なきが故に藥劑師藥種商若くは製藥者たることを證するに足るものなれば可ならん例へば

證明書	
縣 市 町 村	番地
醫師(藥劑師藥種商) 氏	生年月日
右者 縣 府 市 郡 村	番地ニ於テ醫師(藥劑師藥種商)ノ業務ニ従事ス
ルモノニ相違無之候也	
年月日	右 何之某
何 某 殿	

本證明書は勿論其都度徴する必要なく一度にて可ならん本條は齒科醫及獸醫の間にも適用せらる。

第三十五條 毒藥劇藥ノ品目ハ内務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十六條 藥品ノ容器又ハ包紙ニハ假名又ハ漢字ヲ以テ其藥名ヲ記スベシ但羅匈語又ハ他ノ外國語ト併記スルハ妨ケナシ

(註) 藥品は其鑑識に知能を有するものすら往々にして鑑識違をなすことあり故に其過誤を防ぎ何人にも見分けの付き易ひ様に本規定のある次第なれば藥品名は日本藥局方撰定のものを用ひ判然記載すべきものである而して本條違犯は一圓以上一圓五

十錢以下の科料に處せらる。

第三十七條 藥品ノ容器又ハ包紙ニハ製造者ノ住所氏名ヲ記スベシ其外國製ニ係ルモノハ取引人ノ住所氏名ヲ記スベシ但藥品製造會社ニ在テハ其所在地名及會社名ヲ記スルモ妨ケナシ

(註) 藥品の出處を明かにするための規定ならん若一容器の藥品を小分し即ち數容器に分つときは其分ちたる各容器には左記の事項を記載したる用紙を貼布し容器には一定の封緘を施さればならぬ而して其封緘は官立衛生試驗所の検査印紙と同色若くは之に紛はしき外觀を有するものを使用することは明治三十年三月内務省令第二號を以て禁せられ之に違背したる者は十圓以下の罰金に處せらる。

左記

い 藥品名

ろ 製造者(會社なれば其社名及所在地名若し外國製品なれば引取人の住所氏名)の住所氏名及自己の住所氏名

第三十七條ノ二 藥劑師ニ非レバ指定藥品ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得ズ 但藥劑師藥種商製藥者

間ニ在リテハ此限ニラズ(本條の違犯は二百圓以下の罰金に處せらる)

醫師カ第四十三條ニ依リ指定藥品ヲ販賣授與スルハ前項ノ限リニ在ラズ

(註) 本條の規定あれども藥劑師の數の比較的少く爲めに需用供給上頗る下部合を來すと共に在來の藥種商中には之れがため堪へ難き者の生ぜんことを憂ひ二三の除外例を設け其營業の繼續を許可せられた故に藥種商には指定藥品販賣の特權を有するものと否らざる者との二つある換言すれば權利義務の異なる二種の藥種商が出來たのだ然れども現下特權を與へられたる藥種

商の数は最早増加することはない寧ろ減する一方である蓋し指定薬品販賣を有する薬種商にして不幸にして死亡するが如きことあれば相續人は其特權を失ふのみならず普通薬種商すらも相續營業すること能はざる制定あるからである故に薬種商たる人にして未來に營業を繼續せしめ度き希望あらば須く其子弟をして薬劑師たらしむるに努むべしである尤も同業者間に於ては右特權なくとも取引は差支ない且醫師が自己の診察したる患者に指定薬品を處方調劑し販賣授與するは素より差支ないのである

第三十七條ノ三

命令ノ定ムル所ニ從ヒ薬劑師ヲ使用スル薬種商ハ指定薬品ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得但第三十二條ノ二ニ依リ其薬品ノ容器又ハ包紙ニ薬劑師ノ證明アルモノニ限ル

(註)

薬劑師を雇入るれば薬品の精粗眞實を鑑別し得るから薬劑師と同様に指定薬品の販賣權を與へられたのであるが一般薬劑師の如く何れの指定薬品をも勝手に販賣し得るものではない其薬劑師が容器又は包紙に藥局方の所定に適合することの證明を記し之に自己の住所氏名を附記したる薬品に限り販賣授與し得る者にて其證明なき者は販賣授與することは出来ないのである然れども薬劑師を雇入ることは表面上のみにて事實に於て空名なる場合は其責任も亦た有名無實となるから命令即明治四十年十二月内務省令第二十七號(後に記す)を以て其關係を詳に規定してある。

第三十七條ノ四

土地ノ狀況ニ依リ地方長官ハ期間及營業所在々地ヲ定メ薬種商ニ指定薬品ノ販賣授與ヲ許可スルコトヲ得但其薬品ハ薬劑師又ハ前條ノ薬種商ヨリ得タルコトノ證明アルモノニ限ル(本條違犯は二百圓以下の罰金)

(註)

交通不便の地にして附近に指定薬品の販賣權を有する營業者なく爲めに需用供給上不便を生ずる地方に對しては地方長官は二年若しくは三年と云ふが如く年限を以て營業所在地を定めて特に薬種商に指定薬品の販賣を特許することがある勿論此場合は稀有で島嶼を除く外殆んであるまいと考へらる而して此薬種商の販賣し得る指定薬品は薬劑師若しくは薬劑師を雇入れたる

薬種商より得たることの證明あるものに限るので前條の薬種商と同様何れの指定薬品をも自由に販賣授與し得るものではないのである是れ蓋し限地開業薬種商には特に薬品の性質につき責任を負はしめないから其品物に制限したのであらう然れども不眞の薬品なることを知りて之を取扱へば四百圓以下の罰金に處せらるゝは勿論である。

第三十七條ノ五

第十五條ノ二ノ規定ハ第二條ニ掲グル薬種商ニ之ヲ準用ス

(註)

指定薬品販賣者は正當の事故なくして其販賣を拒むことは出来ない素より品切等の事情ある外其販賣を肯ずる者は恐くあるまい去れど中には販賣の意思なく只名義を他人に貸與せんが爲めに其特權を得たる不徳漢もある位だから本條の規定も全く空文とは考へられぬ勿論斯かる不徳漢に對しては當局者は絶えず注意を注ぐであらう。

第三十八條

内務大臣ハ監視員ヲシテ薬局及薬品ヲ販賣又ハ製造スル場所ヲ巡視セシムルコトアルベシ監視員ハ巡視ノ際其證票ヲ携帯スベシ

第三十八條ノ二

何レノ薬局方ニモ記載セザル薬品ニシテ衛生上危害ヲ生ズルノ虞アリト認めタルモノハ行政官廳ニ於テ其製造貯藏陳列販賣又ハ授與ヲ禁止スルコトヲ得(違犯は四百圓以下の罰金)

前項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ薬品ノ所有者若クハ所持者ヲシテ之ヲ廢棄セシメ又ハ直接ニ之ヲ廢棄シ其他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得但所有者若クハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生ズルノ虞ナキ方法ニ依リ處置センコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得(五拾圓以下の罰金)
薬局方ノ所定ニ適合セザル薬品アルトキハ亦前項ニ同シ(五拾圓以下の罰金)

(註) 醫師は自分の診察したる患者に限り苟も其疾病を治療し軽減し若は豫防する目的を以て自己の所信に據り藥局方に收載せざる如何なる物品と雖も之を使用することを妨げない從て製造者に對しても學術の進歩を期し有效なる新藥の製出に妨げを來さざる様其製品を制限せざると共に販賣者も亦局方收載外と雖も販賣自由である然れども藥局方收載品は必ず局方に限り貯藏陳列製造販賣授與し得るは己に第二十六條の項に註した通りである只局方收載外の品種にして若しも衛生上危害あるものと認められたる場合は行政廳に於て其製造貯藏陳列販賣又は授與を禁止するのである此場合並に藥局方の所定に適合せざる藥品に對しては行政官廳(普通監視員へ委任しあり)は所有者又は所持者をして其藥品を廢棄せしむるか若くは直接廢棄するのである素より所有者若くは所持者より精製若くは他物を製する原料となすか如く衛生上危害なき方法に依り處置せんことを願ひ出でたる場合に其方法の適當と認められたるときは許可せらるるものである。

第三十八條ノ三 此規則ニ於テ指定藥品ト稱スルハ内務大臣ノ指定シタル藥品ヲ云フ

(註) 明治四十年四月内務省令第七號を以て指定せられ後に記す

第五章 罰 則

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ四百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 藥品ノ容器又ハ包紙ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタルモノ
- 二 第二十六條又ハ第二十七條ニ違背シタル者
- 三 第三十八條ノ二第一項ノ禁止ヲ犯シタル者

第三十九條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 藥劑師ノ免狀ヲ受ケス又ハ其業務ノ禁止停止ノ處分ニ違背シテ藥劑師ノ業ヲ爲シタル者
- 二 第三十七條ノ二第一項第三十七條ノ三又ハ第三十七條ノ四ニ違背シタルモノ

第三十九條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 藥劑師ニシテ第十四條第一項ニ違背シ又ハ誤リテ調劑ヲ爲シタル者
- 二 第十六條第十八條第二十二條第二十五條又ハ第三十條第一項ニ違背シタル者
- 三 藥劑師ニシテ藥品ノ容器又ハ包紙ニ誤記ヲ爲シ又ハ事實ヲ知ラズシテ藥局方ノ所定ニ適合セサル藥品ヲ貯藏陳列販賣若クハ授與シタル者
- 四 第三十七條ノ三ニ掲クル藥種商ニシテ事實ヲ知ラズシテ藥局方ノ所定ニ適合セサル指定藥品ヲ貯藏陳列販賣又ハ授與シタル者

當該官吏若クハ行政官廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者ノ尋問ニ對シ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其職務執行ヲ拒ミ若クハ之ヲ忌避シ若クハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ罰前項ニ同シ但其刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

(註) 不買藥品を杜絶し危害を豫防する目的を以て發布せられたる本藥律の目的を達するには藥品巡視に依るの外他に道なからべし故に公務を行ふ者に對し障礙を與ふるは其行使を阻害するものなれば之を豫防するため本規定を見るのであらう(刑法

第三十九條ノ四 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

一 藥種商若クハ製藥者ノ免許ヲ受ケズ又ハ業務ノ禁止若クハ停止ノ處分ニ違背シテ藥種商又ハ製藥者ノ業ヲ爲シタル者

二 第三十八條ノ二第二項又ハ第三項ノ命ヲ受ケテ指定ノ期間内ニ之ヲ履行セザル者

第四十條 第十一條第十七條第十九條第二十九條第三十條第二項第三十一條第三十二條ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 第六條第八條第十條第十二條第十三條第二項第十五條第十五條ノ二第二十八條第三十六條第三十七條第三十七條ノ五ニ違背シタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第四十一條ノ二 此規則又ハ此規則ニ基キテ發スル命令ニ違犯シタルモノニハ刑法ノ減輕再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用キズ

(註) 此藥律又ハ其施行の爲め發布せられたる省令廳府縣令等に違背したる者は刑法規定の減輕再犯加重及數罪俱發を適用せらるることがないから五罪でも十罪でも併科せらるのである。

第四十一條ノ三 營業者が未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ此規則又ハ此規則ニ基キテ發スル命令

ノ規定ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但其業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラズ

第四十一條ノ四 當業者ハ其代理人戸主家族同居者雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ此規則又ハ此規則ニ基キテ發スル命令ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

(註) 此規定があるから自分は留守中のことで全く知らなかつたのであると申立てても其罪は免れることが出来ない故に家族雇人等に至るまで規則を了得せしめ必ず違法行為のない様に充分戒備すべきである。

第四十一條ノ五 前三條ノ規定ハ醫師ガ第四十三條ニ違犯シタル場合ニ之ヲ準用ス

(註) 醫師、齒科醫、獸醫にも前三條を適用せらるるから事務員、看護婦、調劑生に至るまで注意をなし累を自家に及すことのない様にせねばならぬ。

第四十一條ノ六 明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ此規則又ハ此規則ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

(參照) 第一條 法人の代表者又は其雇人其他の從業者法人の業務に關し租稅及業煙草專賣に關する法規を犯したる場合に於ては各法規に規定したる罰則を法人に適用す但其罰前に於て罰金科以外の刑に處すべきことを規定したるときは法人を三百

圓以下の罰金に處す。

第二條 法人を處置すべき場合に於ては法人の代表者を以て被告人とす。

(註) 法人たる會社が違法行為のあつた場合には其代表者が處罰せらるるのである。

第四十一條ノ七 當該官吏又ハ行政官廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者此規則ノ執行ニ關シ不正ノ所爲アルトキハ一年以下ノ重禁錮ニ處シ四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス但刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

行政官廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者此規則ノ執行ニ關シ人ノ囑託ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ刑法第二百八十四條ノ例ニ照シテ處斷ス

第四十二條 內務大臣ハ此規則實行ノ責ニ任シ之ガ爲メ必要ナル命令及訓令ヲ發布スベシ但藥種商製藥者取締ニ係ル細則ハ北海道長官府縣知事之ヲ定ムベシ

附 則

第四十三條 醫師ハ自ら診察シタル患者ノ處方ニ限り第二十六條第二十七條第二十九條ニ從ヒ自宅ニ於テ藥劑ヲ調合シ販賣授與スルコトヲ得此場合ニ於テハ第三十八條ノ監視ヲ受ベシ

醫師ハ第三十四條ニ從ヒ醫師タルノ證明書ヲ以テ藥劑師藥種商製藥者ヨリ毒藥劇藥ヲ買取ルコト

ヲ得

(註) 明治初年制定せられたる醫制第二十一條に醫師たるものは自ら藥を竊くことを禁ず醫師は處方書を病家に付與し相當の診察料を受くべしとありて醫藥分業の制度を取りしも當時藥劑師の數の餘りに少くして患者の不便不勝爲めに醫藥の兼業を急に禁止する能はざるものあるを認め終に明治二十二年法律第十號を發布し附則四十三條に於て醫師は自ら診察したる患者の處方箋に限り自宅に於て調合投藥し得る除外例を制定したる所以ならん素より他日機至るの時あらば本附則の削除せらるるあるは當然なるべし蓋し醫師の處方箋に依り調劑するものは藥劑師にあらざれば不可能の制定を設け國家は其必要を認めて年々多數の藥劑師を教養しつつあるにあらずや國民も又其要求に應じ藥劑師となり其業務に従事しつゝあるにあらずや故に他日機至るも尙ほ醫藥兼業を許すあらば本藥律第一條は空文となり國家が國定試験を以て藥劑師を作るも其目的不明となり爲めに坊間には法文に職ありて實職なき藥劑師なるものを生ずるに至るべし國家如何でか斯の如き不合理を履むべき機至るあらば此附則の削除せらるるは何人も疑はないであらう。

本條に自ら並に自宅なる文字のある以上は雇人等に調劑するは犯則であるから可成醫師自身で行ふ機せればならぬ而して毒藥劇藥は其醫師たる證明書を以て買入れることを得るものにして此證明書あれば其都度買受證を差出すに及ばない但し阿片に關しては別に規定があるから本則に據らないのである。

第四十四條 此規則施行以前ニ於テ內務省ヨリ藥舖開業免狀ヲ受ケタル者ハ藥劑師タル効ヲ有ス

第四十五條 阿片賣買ニ關スル事項ハ明治十一年八月第二十一號布告ニ據ル(阿片ニ關シテハ明治三十年三月法律第二十七條ヲ以テ阿片法改正發布セラル

第四十六條

醫科大學藥學科官公立醫學專門學校藥學科及高等中學校醫學部藥學科ノ卒業證書ヲ有

シ年齢滿二十年以上ノ者ハ其證書ヲ以テ此規則第三條ニ依リ藥劑師免狀ノ下附ヲ願出ルコトヲ得

此場合ニ於テハ内務大臣ハ試験ヲ要セズシテ免狀ヲ授與スルコトアルベシ

外國ノ大學藥學部若クハ藥學校ヲ卒業シタル者ハ其卒業證書若クハ開業證書ヲ以テ藥劑師免狀ノ

下附ヲ願出ルコトヲ得此場合ニ於テハ内務大臣ハ其證書ヲ審査シ試験ヲ要セズシテ免狀ヲ授與ス

ルコトアルベシ

第四十六條ノ二

藥劑師其業務ニ關シ犯罪又ハ不正ノ所爲アルトキハ内務大臣ハ中央衛生會ノ審議

ヲ經テ其業務ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得藥劑師ニシテ瘋癲白痴トナリ其他其業務ヲ營ムニ堪

ヘスト認メタレトキ亦同シ

藥種商又ハ製藥者其業務ニ關シ犯罪又ハ不正ノ所爲アルトキハ地方長官ハ其業務ヲ禁止シ又ハ停

止スルコトヲ得

内務大臣ハ中央衛生會ノ審議ヲ經テ藥劑師ノ業務ノ禁止又ハ停止ヲ解クコトヲ得

地方長官ハ藥種商又ハ製藥者ノ業務ノ禁止又ハ停止ヲ解クコトヲ得

(註) 此場合に於ては醫師と同様其免狀に禁止若くは停止の旨を裏書せらるゝから注意しなければならぬ而して藥品巡視の精

果再三犯則を敢てし改悛の情表はれざるに於ては地方長官は内務大臣に其旨申報し中央衛生會の審議を経るのである。

第四十六條ノ三

此規則中地方長官ニ屬スル職權ハ東京府ニ在リテハ警視總監之ヲ行フ

第四十六條ノ四

此規則中醫師ニ關スル規定ハ齒科醫師及獸醫ニ之ヲ適用ス

(註) 藥品の性質に關する規定即ち二十六條二十七條及毒劇普通藥の取扱規則即ち二十九條は醫師齒科醫師獸醫にも適用せらる

るのである。

附 則

本法ハ明治四十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

免許ヲ得テ五箇年以上藥種商トナリ本法施行ノ際現ニ其業ヲ營ム者ハ法人ヲ除クノ外本法施行後ト

雖モ指定藥品ヲ販賣又ハ授與スルコトヲ得但シ本法施行後六ヶ月以内ニ地方長官ニ其旨ヲ届出テタ

ル者ニ限ル(已に期限を経過し居れば今届出つるも効なきは素りである)

第十五條ノ二及第三十九條ノ三第一項第四號ノ規定ハ前項但書ノ届出ヲ爲シタル藥種商ニ之ヲ準用

ス

(註) 前項の届出をなし指定藥品の販賣を營む藥種商は指定藥品に關する規定即ち正當の事故なければ指定藥品の販賣を拒む

ことを得ざるのみならず事實を知らずして藥局方の所定に適合せざる指定藥品を貯藏陳列販賣又は授與しても二百圓以下の罰

金に處せらるるのである。

第二項但書ノ届出ヲ爲シタル藥種商ニシテ正當ノ事項ナクシテ指定藥品ノ販賣ヲ拒ミタルモノハ罰第四十一條ニ同シ

第二項但書ノ届出ヲ爲シタル者ヲ除クノ外本條施行ノ際現ニ營業スル藥種商ニハ本法施行ノ日ヨリ三ケ年ヲ限リ第三十七條ノ二ヲ適用ス(本項は已に期限經過せるにより其必要なし)

●藥品營業並藥品取扱規則第二十六條第二十七條及第卅七條ノ三ニ依ル命令(明治四十年十二月)

(内務省令第二十七號)

第一條 藥品營業者藥局方適否試験ノ目的ヲ以テ藥品ヲ一時貯藏スルハ規則第二十六條及第二十七條ニ依ルノ限リニ在ラズ

第二條 藥品營業者製藥又ハ精製ノ原料(藥局製劑ノ原料ヲ除ク)ニ供スル目的ヲ以テ藥品ヲ貯藏シ又ハ其目的ヲ以テ營業者間ニ販賣スルハ規則第二十六條第二十七條ニ依ルノ限リニ在ラズ

(註) 前條並に本條に依れば藥品營業者が藥局方に適するや否やを試験せんが爲め及其藥品を製精し若くは他の藥品を製せんが爲め或は是等目的を以て營業者間に販賣するが爲め一時是等藥品を貯藏するに於ては例令其性状が藥局方所定に適合せずとも犯則にはならない然し此場合には夫等の藥品は必ず藥局又は陳列所以外に他の藥品と區別し試験用又は精製用等明記し貯藏すると共に規定の帳簿に記入して其出納を明かにして置かなければならぬ。

第三條 第一條及第二條ノ藥品ハ藥局又ハ陳列場以外ノ場所ニ他ノ藥品ト區別シテ貯藏スルコトヲ要ス

第四條 第一條第二條ノ藥品ハ第一號又ハ第二號様式ノ帳簿ニ記入シ其出納ヲ明ニスルコトヲ要ス

第五條 第三條ノ規定ニ從ヒテ貯藏シ且前條ニ據リ帳簿ニ記入シタルモノニ非サレハ第一條ノ目的ヲ以テ貯藏シ又ハ第二條ノ目的ヲ以テ貯藏販賣スルモノト認ムルノ限リニ在ラズ

(註) 事實に於ては藥局方所定に適するや否やの試験を爲さんが爲め若くは製藥又は精製原料に供する目的を以て貯藏するも藥局に或は陳列所に他の藥品と共に貯藏するか若くは規定の帳簿に其出納を明かに記入してなかつた場合には以上の目的を以て貯藏せるものとは認められずして若しも藥局方所定に適合せざるときは四百圓以下の罰金に處せらるるのである。

第六條 規則第三十七條ノ三ノ藥劑師ハ之ヲ使用スル藥種商ニ於テ地方長官ニ其届出ヲ爲シタルモノタルコトヲ要ス

前項ノ藥劑師ハ其藥種商ノ營業所以外ニ於テ藥品取扱ニ從事セサルモノタルコトヲ要ス

第一項ノ届出ハ藥劑師ノ連署ヲ以テシ藥劑師免狀ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

(註) 藥劑師を雇入るれば如何なる藥種商も指定藥品を販賣授與することを得るも此場合には其雇入れたる藥劑師の免狀寫を添へ藥劑師連署にて地方長官に其旨届出でなければならぬ而して藥種商に使用せらるる、藥劑師は其藥種商の營業所以外に於て藥品の取扱に従事することは出來ぬ即ち自宅に於て藥品の取扱をなすこと能はざるは勿論醫師の調劑所にも雇はるゝことはならぬ

いのである之を犯したるものは二十圓以下の罰金に處せらる。

第七條 前條ノ藥種商其藥劑師ヲ解雇シタルトキハ十日以内ニ地方長官ニ届出ヘシ

藥劑師失踪ノ宣告ヲ受ク若クハ死亡シ又ハ免狀面ニ異動ヲ生シタルトキハ亦前項ニ同シ但シ失踪又ハ死亡ノ場合ニ於テハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其手續ヲ爲スベシ

第八條 第六條ノ藥劑師ニシテ其藥種商以外ニ於テ藥品取扱ニ從事シタル者及第七條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ明治四十年法律第三十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式ノ一 (試験藥品用)

備考

- 一 倉庫營業者運送取扱人其他營業ノ範圍内ニ於テ寄託ヲ受クル者ニ寄託中ニ係ル藥品ハ寄託者ニ於テ受入ノ欄ニ記入スベシカラズ若キニ受入レタル試験品ナ上記ノ者ニ寄託スル等試験終了前處置シタルトキハ受入及試験中ノ欄ヲ朱書訂正シ其事由ヲ備考トシテ附記スベシ
- 二 藥品營業者藥品ヲ他ノ藥品營業者ニ寄託シタルトキハ亦前項ニ準ス但シ受寄者ニ於テ受入ノ欄ニ記入スベシ
- 三 同日中ニ數回受拂ヲ爲シタルトキハ其都度受拂數量等ヲ記入スルモ差支ナシ

- 四 同一種類ノ藥品ヲ數回受入シタル場合ニハ試験中ノ欄ニ其數回分ノ物ヲ合算シ又受入總額ノ欄ニ當日不合額ト決定シタル額ヲ合算シテ記入スベシ
- 五 減損ノ欄ニハ藥品ノ試験減小分破損減等ノ數量ヲ記入スベシ
- 六 不合格品ヲ他人ノ手ニ渡シ處置シタルトキハ其渡先ヲ記入スベシ其減損シタルトキハ處置方法ノ欄ニ記入スベシ
- 七 合格及不合格ノ欄ニハ當日受入シタル物ニ係ルト否トヲ問ハズ當日試験成績ノ決定シタル數量ヲ記入スベシ
- 八 頁ノ改マルトキハ次頁ノ始メニ其前頁ノ終リノ數ヲ繰越高トシテ記入スベシ

第一號様式ノ二 (製藥原料用)

備考

- 一 倉庫營業者運送取扱人其他營業ノ範圍内ニ於テ寄託ヲ受クル者ニ寄託中ニ係ル藥品ハ寄託者ニ於テ受入ノ欄ニ記入スベシカラズ若キニ受入レタル藥品ナ上記ノ者ニ寄託スルトキハ賣渡ノ欄ニ數量及寄託先ヲ記入スベシ
- 二 藥品營業者藥品ヲ他ノ藥品營業者ニ寄託シタルトキ亦前號ニ準ス但受寄者ニ於テ受入ノ欄ニ記入スベシ
- 三 受入レタル藥品ヲ返戻シ廢棄シ又ハ他ノ方法ニ依リ處置シタルトキハ賣渡ノ欄ニ其數量及處置方法ヲ記入スベシ其減損シタルトキ亦同シ
- 四 同日中ニ數回受拂ヲ爲シタルトキハ其都度受拂數量等ヲ記入スルモ差支ナシ
- 五 同一種類ノ藥品ヲ數回受入シタル場合ニハ現在殘高ノ欄ニハ其數回分ヲ合算シテ記入スベシ
- 六 頁ノ改マルトキハ次頁ノ始メニ其前頁ノ終リノ數ヲ繰越高トシテ記入スベシ

七 此ノ帳簿ニハ精製原料ヲモ記入スベシ

第二號様式ノ一 (試験藥品用)

備考

一 倉庫營業者運送取扱人其他營業ノ範圍内ニ於テ寄託ヲ受クル者ニ寄託中ニ係ル藥品ハ寄託者ニ於テ受入ノ欄ニ記入スベカ
ラズ若已ニ受入シタル試験品ヲ上記ノ者ニ寄託スル等試験終了前處置シタルトキハ受入及試験中ノ欄ヲ朱書訂正シ其事由ヲ
備考トシ附記スベシ

二 藥品營業者藥品ヲ他ノ藥品營業者ニ寄託シタルトキハ亦前號ニ準ス但シ受寄者ニ於テ受入ノ欄ニ記入スベシ

三 同日中ニ數回受拂ヲ爲シタルトキハ其都度藥品名ヲ重複記入シ數回ニ受拂數量ヲ記入スルモ差支ナシ

四 同一種類ノ藥品ヲ數回ニ受入レタル場合ニハ試験中ノ欄ニハ其數回分ノ物ヲ藥品別ニ合算シ又受入總額ノ欄ニハ當日不合
格ト決定シタル額ヲ合算シテ記入スベシ

五 減損ノ欄ニハ藥品ノ試験減小分減破損減等ノ數量ヲ記入スベシ

六 不合格品ヲ他人ノ手ニ渡シ處置シタルトキハ其渡先ヲ記入スベシ其減損シタルトキハ處置方法ノ欄ニ記入スベシ

第二號様式ノ二 (製藥原料用)

備考

一 倉庫營業者運送取扱人其他營業ノ範圍内ニ於テ寄託ヲ受クル者ニ寄託中ニ係ル藥品ハ寄託者ニ於テ受入ノ欄ニ記入スベカ
ラズ若已ニ受入レタル藥品ヲ上記ノ者ニ寄託スルトキハ賣渡ノ欄ニ數量及寄託先ヲ記入スベシ

二 藥品營業者藥品ヲ他ノ藥品營業者ニ寄託シタルトキ亦前號ニ準ス但シ受寄者ニ於テ受入ノ欄ニ記入スベシ

三 受入レタル藥品ヲ返度シ廢棄シ又ハ他ノ方法ニ依リ處置シタルトキハ賣渡ノ欄ニ其數量及處置方法ヲ記入スベシ其減損シ
タルトキ亦同シ

四 同日中ニ數回受拂ヲ爲シタルトキハ其都度受拂數量等ヲ記入スルモ差支ナシ

五 同一種類ノ藥品ヲ數回受入レタル場合ニハ現在殘高ノ欄ニハ其數回分ノ物ヲ合算シテ記入スベシ

六 此帳簿ニハ精製原料ヲモ記入スベシ

第一號様式ノ一 (試験藥品用)

藥品名	試験				不合格品		其數量
	受入	合格	不合格	減損	試驗中	受總處方 入額置法	
月日							

第一號様式ノ二 (製藥原料用)

藥品名	受入		賣渡		製數現 藥藥高 濟量
	數量	受入先	數量	賣渡先	
月日					

第二號様式ノ一 (試験藥品用)

月 日	藥品名	試驗	品	不 合	格	方	法 其 數 量
		前日ヨリ受 入 合格 減 損 試驗 中 受入 總額 處 置					

第二號様式ノ二 (製藥原料用)

月 日	藥 品 名	受 入	入 先 數 量	賣 渡 先	製藥濟數量	現在品總計
		前日ヨリ 受 入 總額				

●新藥又ハ新製劑ノ製造發賣又ハ輸入發賣ニ關スル件

〔明治四十年十二月〕
〔内務省令第二十八號〕

藥劑師藥種商又ハ製藥者何レノ藥局方ニモ記載セザル藥品又ハ製劑〔藥局方ニ記載シタル藥品ヲ用ヒテ製造シタルモノヲ含ム〕ヲ新ニ製造發賣シ又ハ輸入發賣セントスル者ハ見本品ヲ添ヘ地方長官〔東京府ニ於テハ警視總監〕ニ届出ベシ
前項ノ藥品又ハ製劑ト同一品ニシテ名稱若クハ製造元又ハ製法ヲ異ニスルモノニ關シテ亦前項ニ同シ

本令ニ違背タル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス本令ハ明治四十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

●何レノ藥局方ニモ記載セザル藥品又ハ製劑取締ニ關スル件

〔明治四十四年十月〕
〔内務省令第十八號〕

第一條 藥劑師藥種商又ハ製藥者何レノ藥局方ニモ記載セザル藥品又ハ製劑〔藥局方ニ記載シタル藥品ヲ用ヒテ製造シタルモノヲ含ム以下之ニ做フ〕ヲ新ニ製造發賣シ又ハ輸入發賣セントスルトキハ見本品ヲ添ヘ其成分〔製劑ハ分量トモ〕成分不明ナルモノハ其本質及製造法ノ要旨ヲ記載シ地方長官〔東京府ニ於テハ警視總監〕ニ届出ヘシ
前項ノ藥品又ハ製劑ト同一品ニシテ名稱若クハ製造法又ハ製造元ヲ異ニスルモノニ關シテハ亦前項ニ同シ

第二條 何レノ藥局方ニモ記載セザル藥品又ハ製劑ハ容器又ハ包紙ニ其成分不明ナルモノハ其本質及製造法ノ要旨ヲ記載スルニ非レバ之ヲ販賣又ハ授與スルヲ得ス但名稱若クハ製造法又ハ製造元

ヲ異ニスル場合ヲ除ク外本令施行前ヨリ發賣シ來タレルモノニ關シテハ此限リニ非ラス
第三條 本令ニ違背シタルモノハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(註) 第一條に藥種商とあるも藥種商は製藥に従事する權利なきに依り該條の藥品又は製劑を新に製造販賣せんとする場合に
は先づ製藥者の免許鑑札を受くべきものである。

賣藥と醫藥の區別 賣藥は醫師の指揮に依らずして治療のために公衆に使用せしむる目的にて販賣するものでありて別紙別冊
説明書又は一般の新聞雜誌の廣告或は容器又は包紙に効能用法及用量を記載する等醫師の指揮を受けずして容易に公衆をして
治療の目的に使用し得る方法を講したるものは素より賣藥となるのである。

● 指定藥品 〔明治四十年四月
內務省令第四號〕

藥品營業並藥品取扱規則第三十八條ノ三ニ依リ左記藥品ヲ指定ス

(七十一品△印十六品○印四十二品無印十三品)

- アンチピリン
- △鹽酸アボモルヒネ
- 杏仁水 苦扁桃水
- 硝酸銀

○硝酸銀加硝石	○熔製硝酸銀	△硫酸アトロピン	次サリチール酸蒼鉛
○抱水クロラール	○クロ、ホルム	○鹽酸コカイン	○磷酸コデイン
キナ皮	綿馬越幾斯	○ヒヨス越幾斯	○阿片越幾斯
大黃越幾斯	○萇宕越幾斯	○麥角越幾斯	○番木鱉越幾斯
還元鐵	○ヂギタリース葉	○フォルマリン	炭酸グアヤコール
△昇汞	△赤色ヨード汞	○甘汞	△黄色酸化汞
△赤色酸化汞	△サリチール酸汞	○ヨードフォルム	○ヨードカリウム
○クレオソート	炭酸クレオソート	△亞砒酸カリウム液	○メチールスルフォ ナール
○鹽酸ヂアセチールモ ルヒネ	△鹽酸モルヒネ	△硫酸モルヒネ	△巴豆油
サントニン錠	含糖ベプシネ	○フェナーセチン	△磷
△サリチール酸フイゾ スチグミン	△硫酸フイゾスチグミ ン	△鹽酸ピロカルピン	蘆薈ヤラツバ丸
○コロシントヒヨス丸	○ドーブル散	○杜根	レゾルチン

○サントニン	○麥角	○吐酒石	△硝液ストロギニ ネ
○スルフォナール	アセチールタンニン	○カンタリース丁幾	キナ丁幾
○デギタリース丁幾	○吐根丁幾	○ヨード丁幾	○阿片丁幾
○阿片安息香丁幾	○莨菪丁幾	○ストロファンツス丁 幾	○番木鱉丁幾
○クロール亞鉛	○硫酸亞鉛	○グアヤコール	

!!! 本表中△印ハ毒藥○印ハ劇藥無印ハ普通藥ヲ示ス以下做之

●日本藥局方第一表ノ藥品(九十七種)

(第一表)藥局ニ於テ常ニ貯藏スヘキモノ(△印六品○印三十一品無印六十種)

○アセトアニリド	アセチールサリチル ール酸	△亞砒酸	硼酸
○石炭酸	稀鹽酸	サリチール	稀硫酸
タンニン酒	酒石酸	含水ラノリン	麻醉用エーテル
蘆薈	礫砂	澱粉	砒石解毒劑

○アンチピリン	△鹽酸アボモルヒネ	アムモニア水	石炭酸水
蒸餾水	○杏仁水	○熔製硝酸銀	△硫酸アトロピン
ペルーバルザム	次硝酸蒼鉛	次サリチール酸蒼鉛	煨製石灰
煨製硫酸カルチウム	精製樟腦	鹽酸キニーネ	○抱水クロラール
○クロ、ホルム	○鹽酸コカイン	キナ皮	○硫酸銅
英法絆創膏	綿馬越幾斯	ゲンチアナ越幾斯	○莨菪越幾斯
○麥角越幾斯	還元鐵	○デギタリース葉	センナ葉
○フォルマリン	グリセリン	アラビヤゴム	△昇汞
○甘汞	○ヨードフォルム	○クロール酸カリウム	重酒石酸カリウム
ブロームカリウム	○ヨードカリウム	○クレオソート	過クロール鐵液
醋酸カリウム液	△亞砒酸カリウム液	○次醋酸鉛液	煨製マグネシア
硫酸マグネシア	△鹽酸モルヒネ	重炭酸ナトリウム	○クロールナトリウム
サリチール酸ナトリ ウム	硫酸ナトリウム	カ、オ脂	肝油

オレフ油	ヒマシ油	胡麻油	○阿片
○トールブル散	○吐根	大黃	○ヤラツバ脂
乳糖	人工カル、ス泉鹽	○ザントニン	○麥角
ヨード鐵舍利別	單舍利別	酒精	甘草羔
苦味丁幾	橙皮丁幾	○吐根丁幾	○ヨード丁幾
○阿片丁幾	○ストロファンワス丁幾	○番木鱈丁幾	○纈草丁幾
水銀軟膏	單軟膏	亞鉛華軟膏	ワセリン
○硫酸亞鉛			

●日本藥局方毒藥劇藥品目

(第二表)本表ノ藥品ハ猛烈ナル作用ヲ有シ所謂毒藥ニ屬シ他ノ藥品ト區別シ閉鎖セル場所ニ最モ注意シテ貯フベシ(二十七種)

亞砒酸	稀靑酸	鹽酸アボモルヒネ	ヨード砒素
-----	-----	----------	-------

硫酸アトロピン	アコニツト越幾斯	カラバルド越幾斯	フロロム水素酸ホマ トロピン
プロロム水素酸スコボ ラミン	昇汞	赤色ヨード汞	黄色酸化汞
赤色酸化汞	サリチール酢汞	ヨード砒素汞液	亞砒酸カリウム液
鹽酸モルヒネ	硫酸モルヒネ	ニトログリセリン	昇汞鏡
鹽酸ピロカルピン	硝酸ストリキニーネ	ウエラトリン	巴豆油
燐	サリチール酸フイゾス チグミン	硫酸フイゾスチグミン	

(第三表)本表ノ藥品ハ劇藥ニ屬シ他ノ藥品ト區別シ注意シテ貯フベシ(百三十二種)

アセトアニリド	亞硝酸アミール	石炭酸	粗製石炭酸
クロム酸	鹽酸	硝酸	粗製硝酸
發烟硝酸	流動石炭酸	ピクリン酸	硫酸
粗製硫酸	トリクロール醋酸	アガリチン	アンチピリン
カフェイン	苦扁桃水	杏仁水	バクチ水

硝酸銀加硝石	硝酸銀	熔製硝酸銀	ブローム
安息香酸ナトリウムカ フェイン	サリチール酸ナトリウ ムカフェイン	サリチール酸アンチピ リン	ブローム樟腦
カンタリース	蔞酸セリウム	抱水クロラール	クロ、ホルム
鹽酸コカイン	磷酸コデイン	發泡コロチウム	銅礬
硫酸銅	ヂメチールアミドア ンチピリン	印度大麻越幾斯	コロシント越幾斯
ヒヨス越幾斯	阿片越幾斯	商陸越幾斯	ロート越幾斯
麥角越幾斯	番木鱉越幾斯	ベテトンナ葉	ヂキリタリース葉
ヒヨス葉	曼陀羅葉	フォルマリン	コロシント實
昇汞綿	グアヤコール	藤黃	印度大麻草
ロベリア草	甘汞	蒸氣製甘汞	黄色ヨード汞
油酸汞	白降汞	ヨードフォルム	ヨード
苛性カリ	クロール酸カリウム	ヨードカリウム	クレオソート
グツタベルカ液	ニトログリセリン液	次醋酸鉛液	メチールズルフオナ ール

鉛丹	鹽酸アセチールモルヒ ネ	苛性ナトロン	揮發芥子油
阿片	バラアルデヒド	鹽酸コカイン錠	甘汞錠
鹽酸モルヒネ錠	阿片吐根錠	フェナセチン	コロシントヒヨス丸
醋酸鉛	酸化鉛	ドーブル散	アコニツト根
ゲルゼミウム根	吐根	ヤラツバ根	ロート根
ヤラツバ脂	ホドフィルム脂	サントニン	麥角
コルヒクム子	カラバル豆	ストロファンツス子	番木鱉
ヂフテリア血清	破傷風血清	硫酸スバルテイン	吐酒石
金硫黃	ズルフオナール	昇汞ガーゼ	サリチール酸ナトリ ウムテオプロミン
アコニツト丁幾	カンタリース丁幾	複方クロ、ホルムモル ヒネ丁幾	コルヒクム丁幾
コロシント丁幾	ヂキタリース丁幾	ゲルゼミウム丁幾	吐根丁幾
ヨード丁幾	ロベリア丁幾	阿片丁幾	阿片安息丁幾
ロート丁幾	ストロファンフス丁幾	番木鱉丁幾	ツベルタリン

コルヒクム酒	吐根酒	芳香阿片酒	吐酒石酒
クロール亜鉛	ズルフオ石炭酸亜鉛	硫酸亜鉛	纈草酸亜鉛

●法定藥品名及慣用藥品名對照表

アセチールサリチール酸……アスピリン	タンニン酸アルブミン……タンナルビン
スルフオイヒチオール酸……イヒチオール	サリチール酸アンチピリン……サリピリン
アムモニウム	次没食子酸蒼鉛……デルマトール
プロテイン銀……プロタルゴール	エチール炭酸キニーネ……オイヒニン
トリプローム石炭酸蒼鉛……キシロフォルム	ヘキサメチレンテトラミン……ウロトロピン
デメチールアミドアンチピリン……ピラミドン	メチールズルフォナール……トリオナール
ラクチールフェネチデン……ラクトフェニン	タンニン酸フェニール……タンニン酸
鹽酸デアセチールモルヒネ……鹽酸ヘロイン	デヒドロヒナツオリン……オレキシソ
サリチール酸フェニール……サロール	アセチールタンニン……タンニージェン
サリチール酸ナトリウムテオプロミン……ヂウレチン	

●日本藥局方外毒藥劇藥品目

〔明治四十五年三月〕
〔内務省令第二號〕

明治二十二年三月法律第十號藥品營業並藥品取扱規則第三十五條ニ據ル毒藥劇藥ノ品目ハ明治三十九年七月内務省令第二十一號日本藥局方第二表第三表ニ掲グルモノ及左ニ掲グル藥品トス
本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ施行ス

明治三十九年十二月内務省令第三十六號毒藥劇藥ノ品目ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

毒藥 (○印ハ劇藥●印ハ普通藥無印ハ毒藥)

フルオール水素酸	砒素其化合物並製劑	プルチン其化合物並製劑
アドリナリン鹽類	コルヒチン其化合物並製劑	クラーリン其化合物並製劑
ヂギタリン其化合物並製劑	ホマトロビン其化合物並製劑	ラコニチン其化合物並製劑
アポモルヒネ其化合物並製劑	アトロピン其化合物並製劑	カンタリヂン其化合物並製劑
コニイン其化合物並製劑	ダツリン其化合物並製劑	エメチン其化合物並製劑
ヒヨスチアミン其化合物並製劑	ヒヨスチン其化合物並製劑	ナルセンイ其化合物並製劑
ナルコチン其化合物並製劑	ニコチン其化合物並製劑	巴豆油製劑
磷含有物	フィゾスチグミン並其製劑	ピロカルピン其化合物並製劑
スコボラミン其化合物並製劑	カラバル豆製劑	ストロファンチン

河豚毒成分並製劑

可溶性ウラニウム鹽類

ウエラトリン其化合物並製劑

チアン水素酸チアンカリウム其他チアン化合物並製劑但ベルリン藍色素、黄色血滿鹽、赤色血滿鹽並ニ其製劑及苦扁桃水、杏仁水、バクチ水ヲ除ク

水銀化合物並ニ其製劑但亞クロール汞、朱黄色ヨード汞、油酸汞、白降汞並其製劑及昇汞綿、昇汞カーゼ、黄降汞軟膏、赤降汞軟膏ヲ除ク

モルヒネ其化合物並製劑但チアセチールモルヒネ鹽類並其製劑及鹽酸モルヒト錠、複方クロ、ホルムモルヒネ丁幾ヲ除ク

ニトログリセリン製劑但ニトログリセリン液ヲ除ク
ストリキニーネ其化合物並製劑但ブエロース次亞磷酸鹽舍利別ヲ除ク

劇藥 (△印毒藥●印普通藥無印劇藥)

クロール酸鹽類

王水

アドリナリン鹽類製劑

クロール酸鹽類

ビクリン酸鹽類

クロールエチール

ブローム水素酸

砒酸

アガリチン鹽類並アガリチン又其鹽類ノ製劑

チエチールバルヒール酸並其製劑

發烟硫酸

金鹽類

ペラドンナ製劑

カフェイン鹽類並カフェイン又其鹽類ノ製劑

プロモフォルム

カドミウム並其化合物

ブローム樟腦製劑

硫化炭素

カンタリース鹽類又エーテル製劑

セリウム鹽類

コカイン其化合物並其製劑

コデイン其化合物製劑

鹽酸コタルニン並其製劑

銅化合物

チギタリース葉製劑

サビナ葉並其製劑

密實

コロシント製劑

藤黃製劑

印度大麻草製劑

ドクセリ並其製劑

曼陀羅草葉子並其製劑

コニウム草並其製劑

ロベリア草製劑

ヒドラスチン其鹽類並製劑

ヒヨス草並其製劑

ヒドラスチン其鹽類並製劑

カリウム

煙草製劑

ヨドーム

ニトロベンツォール

ヒドロオキシールアミン並其鹽類

チアセチールモルヒネ鹽類並製劑

ナトリウム

重砒酸カリウム

サビナ油

揮發芥子油

ラウリールケルス油

汞灰散

アコニツト根製劑

バラアルデヒード製劑

コルヒクム根並其製劑

ゲルゼミウム根製劑

烏頭附子並其製劑

商陸製劑

コツケルネ

サバヂルラ子並其製劑

蟾酥並其製劑

ベスト血清

飯匙蛇毒血清

スバルテイン其化合物並製劑

テオブロミン及其化合物

ウレタン

アセツトアニリド製劑但一凡一錠中〇、一グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク

石炭酸製劑但純石炭酸五プロセント(二十倍)以下ヲ含有スルモノヲ除ク

鹽酸含有物但クロール水素十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

硝酸含有物但純硝酸十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

硫酸含有物但純硫酸十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

藜蘆根並其製劑

巴豆並其製劑

ストロファンツス子製劑

コレラ血清

連鎖球菌血清

丹毒治療液

錫鹽類

鹽酸トロバコカイン並其製劑

ヨヒピン其鹽類並製劑

ヤラツバ根製劑

麥角製劑

フーグナチユース子並其製劑

番木鱉製劑

赤痢血清

腸チデス血清

フェロース次亞磷酸鹽含利別

タルリン其化合物並製劑

コツホ新ツベルクリン

アンチピリン又ハ其化合物製劑但一凡一錠中〇、三グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク
拘椽酸カフェインアンチピリン並其製劑、強アムモニア水、アンモニウム化合物並製劑但軟膏劑ヲ除ク

銀鹽類並其製劑但クロール銀、プロテイン銀並其製劑ヲ除ク

バリウム化合物但硫酸バリウムヲ除ク

クロ、ホルム製劑但クロ、ホルム擦劑クロ、ホルム油並ニ純クロ、ホルム二十プロセンム以下ヲ含有スルモノヲ除ク

有スルモノヲ除ク

グアヤコール製劑但一膠袋一凡一錠中純グアヤコール〇、〇五グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク

ロート草根並其製劑但硬膏劑軟膏劑ヲ除ク

亞クロール汞黄色ヨード汞油酸汞並白降汞ノ製劑但軟膏劑ヲ除ク

ヨード製劑但含糖ヨード鐵及ヨード鐵含利別ヲ除ク

ヨードフォルム製劑但ヨードフォルム十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

苛性カリ並苛性ナトロンノ製劑但純水酸化カリウム並純水酸化ナトリウム五プロセント以下ヲ含有

スルモノヲ除ク

クロール酸カリウム製劑但純クロール酸カリウム十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

ヨードカリウム製劑但純ヨードカリウム十プロセント以下ヲ含有スルヲ除ク

クレオソート製劑但一膠袋一凡一錠中クレオソート〇、〇五グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク

揮發苦扁桃油但ベンツアルデヒドヲ除ク

フエナセチン製劑但一凡一錠中純フエナセチン〇、二五グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク

吐根製劑但十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

サントニン製劑但一凡一錠中純サントニン〇、〇二グラム以下ヲ含有スルモノヲ除ク

亞鉛鹽類但炭酸亞鉛ヲ除ク

(註) 毒藥でも其分量に依りては劇藥となり劇藥も亦普通藥となるものもあるから各項に何々を除くの文句がある故に藥種商は其一定分量に限り勝手に販賣することが出来る様であるが藥品營業並に藥品取扱規則第二十二條に依りて封緘したる容器を開きて零賣することを得ずとあるので例令前各項に示されたる一定分量以下でも零賣することは出来ないものである之に違背したるものは百圓以下の罰金に處せらるるから注意すべきである例へば「十プロセント」以下を含む吐根の製劑は普通藥となるから吐根の容器を開き其一定量を取り「十プロセント」以下の割合に重曹の如きものを混じて販賣するときは零賣の罪は免れないと共に主治効能用法用量等を説明して患者に與ふるが如きことあれば賣藥違犯ともなり所謂二罪併發となる尤も「十プロセント」以下の割合になしたる吐根の製劑がありて其容器を開きて販賣するのは素より二十二條の違犯にはならないのである。

●藥品封緘印紙ノ件

(明治三十年三月) (内務省令第二號)

藥品ノ封緘ニ印紙ヲ貼布スル者ハ明治二十年六月内務省告示第二號衛生試驗所検査印紙ト同色若ハ之ニ紛ラハシキ外觀ヲ有スルモノヲ用ヒ封緘ヲ爲スコトヲ得ズ

藥品其他飲食物等ノ検査ヲ以テ營業トスル者ハ其検査所ノ名稱又ハ名稱ノ附記ニ衛生試驗所又ハ同音ノ文字ヲ使用スルコトヲ得ズ

本令施行前其検査所ノ名稱又ハ名稱ノ附記ニ衛生試驗所又ハ同音ノ文字ヲ使用シタル者ハ本令施行ノ日ヨリ改稱スベシ

本令ニ違背シタル者ハ十圓以内ノ罰金ニ處ス

本令ハ明治三十年六月一日ヨリ施行ス

●藥品検査營業ノ件

(明治三十年九月) (内務省令二六號)

藥劑師化學者會社等ニシテ醫療用藥品ノ検査證明ヲ業務トスル者ハ藥品ノ性状品質日本藥局方ニ記載アルモノハ該局方記載ナキモノハ其據ル所ノ外國藥局方ノ所定ニ適合スルモノニ非サレバ試驗濟印紙ヲ貼付シ又ハ適當ノ證明ヲ與フルコトヲ得ズ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス前項ニ依リ處罰セラレタル者ハ爾後検査證明ノ業ヲ停止又ハ禁止スルコトアルベシ

禁止停止ノ命令ニ背キ検査證明ヲ爲シタル者ハ五圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

●廣告物ニ試験濟文字記入禁止ノ件 〔明治二十六年一月〕
〔内務省令第一號〕

衛生試験所ノ印紙ヲ貼布シタル藥品ノ外凡ソ物品ノ廣告揭示印刷物又ハ其容器包紙ニ衛生局又ハ衛生試験所ノ保證又ハ試験濟其他之ニ類スル文字ヲ記入スルコトヲ得ズ若シ衛生試験所ノ試験成績ヲ表示セントスル者ハ其成績書ノ全文ヲ記載スベシ之ヲ増減變更スルコトヲ得ズ

此省令ニ違背シタル者又ハ衛生試験所ノ検査ヲ詐稱シタル者ハ十圓以内ノ罰金ニ處ス
本令ハ明治二十六年七月一日ヨリ施行ス

●傳染病研究所痘苗、血清類賣捌規則 〔明治三十八年六月内務省令第十〕
〔六號四二年省令第十二號改正〕

第一條 傳染病研究所ニ於テ製造賣捌ノ痘苗血清類ハ左ノ各種トス

痘苗 チフテリア血清 破傷風血清 ツベルクリン

第二條 前條ノ痘苗、血清類ヲ要スル者ハ傳染病研究所ニ賣渡ヲ請求スベシ但シ血清「ツベルクリン」ノ請求者ハ醫師、藥劑師、藥種商ニ限ル、官衙、公署其他公共團體ニ於テ血清「ツベルクリン」ヲ要スルトキハ其ノ賣渡ヲ請求スルコトヲ得

第三條 外國ヨリ痘苗、血清類ノ請求アリタルトキハ内地ノ供給ヲ妨ゲザル限り之ニ應スルモノトス

ス

第四條 痘苗、血清類ノ定價ハ左ノ如シ但シ運送賃ヲ要セズ

痘苗 一具(五人分)金五錢 液體「チフテリア」血清

第一號 一壘 〔六〇〇免〕 金六十錢 第二號 一壘 〔一〇〇〇免〕 金一圓

第三號 一壘 〔一五〇〇免〕 金一圓五十錢 乾燥「チフテリア」血清一壘 〔五〇〇〇免〕 金五圓

破傷風血清 液體破傷風血清

第一號 一壘 〔一〇〇〇免〕 金七十五錢 第二號 一壘 〔四〇〇〇免〕 金三圓

乾燥破傷風血清一壘 〔一〇〇〇免〕 金七圓五十錢 ツベルクリン 一壘 〔三〇立方センチメートル〕 金三圓

第五條 市町村 〔之ニ準スヘキモノヲ含ム〕ニ於テ施行スル種痘ニ要スル痘苗ノ代價ハ前條定價半額トス外國ヨ

リノ請求ニ係ル痘苗ハ清韓兩國ニアリテハ其代價ヲ前條定價ノ二倍其他ノ國ニアリテハ六倍トシ血清「ツベルクリン」ハ總テ其ノ代價ヲ同定價ノ二倍トス

藥劑師 〔現ニ藥品營業ヲ爲スモノ〕 藥種商ニハ痘苗、血清類ヲ通ジテ特ニ前條定價ノ一割ヲ減ジ賣渡スベシ傳染病研究所長ハ特別ノ事情アリト認ムルモノニ限り内務大臣ノ認可ヲ經條件ヲ附シテ痘苗、血清類ノ定價ノ幾分ヲ減シ之ヲ交付スルコトヲ得但シ其代價ハ前條定價ノ半額ヲ下ルコトヲ得ス

第六條 痘苗、血清類ノ代價ハ現金ヲ以テ郵便替爲貯金ニ拂込ミ又ハ收入印紙ヲ以テ納付スベシ但シ官衙及外國ヨリノ請求ニ係ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七條 痘苗、血清類請求數量ニ對シ納付ノ收入印紙ニ過不足アルトキハ印紙相當ノ數量ヲ送附スルモノトス但シ一具若ハ一壘ノ代價ニ滿タサル端數ハ切捨トス

第八條 傳染病研究所長ハ腸窒扶斯血清、赤痢血清、虎列刺血清、ベスト血清、飯匙蛇毒血清、連鎖球菌血清、丹毒治療液ヲ相當代價ヲ以テ血清類ニ關スル本則ノ規定ニ準シ賣渡スコトヲ得

附 則

第九條 本則ハ明治三十八年六月二十日ヨリ施行ス

第十條 明治二十九年內務省令第八號痘苗賣下規則及同三十五年內務省令第十五號血清賣下規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

●血清及治療液定價並ニ豫防液交付規程

(甲號)傳染病研究所痘苗血清類賣捌規則第八條ノ血清及治療液定價(運送費ヲ要セス)

腸窒扶斯血清 一壘 $\left[\begin{matrix} 三〇、〇立方セ \\ \text{ンチメートル} \end{matrix} \right]$ 金一圓五十錢 赤痢血清第一號一壘 $\left[\begin{matrix} 二〇、〇立方セ \\ \text{ンチメートル} \end{matrix} \right]$ 金七十五錢

第二號 一壘 $\left[\begin{matrix} 三〇、〇立方セ \\ \text{ンチメートル} \end{matrix} \right]$ 金一圓五十錢 コレラ血清 一壘 $\left[\begin{matrix} 四〇、〇立方セ \\ \text{ンチメートル} \end{matrix} \right]$ 金三圓

ベスト血清 一壘 $\left[\begin{matrix} 四〇、〇立方セ \\ \text{ンチメートル} \end{matrix} \right]$ 金三圓 飯匙蛇毒血清 一壘 $\left[\begin{matrix} 四〇、〇立方セ \\ \text{ンチメートル} \end{matrix} \right]$ 金三圓

連鎖球菌血清 一壘 $\left[\begin{matrix} 四〇、〇立方セ \\ \text{ンチメートル} \end{matrix} \right]$ 金三圓 丹毒血清 一壘 $\left[\begin{matrix} 四〇、〇立方セ \\ \text{ンチメートル} \end{matrix} \right]$ 金三圓

(乙號)豫防液交付規程

第一條 傳染病研究所ニ於テ交付スベキ豫防液ハ左ノ各種トス

腸窒扶斯豫防液、赤痢豫防液、コレラ豫防液、ベスト豫防液

第二條 豫防液ハ廳府縣臺灣總督府其他官衙ノ請求ニヨリ交付スルモノトス

市町村公私立ノ學校病院製造所等ニ於テハ廳府縣ノ承認ヲ經豫防液ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第三條 外國ヨリ豫防液ノ請求アリタルトキハ内地ノ供給ヲ妨ケサル限り之ニ應スルコトヲ得

第四條 豫防液ノ定價ハ左ノ如シ但シ運送費ヲ要セス

腸窒扶斯豫防液 一壘 $\left[\begin{matrix} 四〇、〇立方セ \\ \text{ンチメートル} \end{matrix} \right]$ 金一圓 コレラ豫防液 一壘 $\left[\begin{matrix} 四〇、〇立方セ \\ \text{ンチメートル} \end{matrix} \right]$ 金一圓

赤痢豫防液 一壘 $\left[\begin{matrix} 四〇、〇立方セ \\ \text{ンチメートル} \end{matrix} \right]$ 金一圓 ベスト豫防液 一壘 $\left[\begin{matrix} 四〇、〇立方セ \\ \text{ンチメートル} \end{matrix} \right]$ 金一圓

第五條 外國ヨリノ請求ニ係ル豫防液ノ代價ハ前條定價ノ二倍トス

●血清類引換ノ件

$\left[\begin{matrix} \text{明治四十三年五月三十一日衛} \\ \text{生局長ヨリ道府縣長官ヘ通牒} \end{matrix} \right]$

傳染病研究所ニ於テ賣捌キタル左記血清ニシテ使用前効力持續期間(試驗月日後一ケ年)ヲ經過シタ

ルモノアルトキハ同所ニ於テ無料ヲ以テ其引換ノ請求ニ應スルコトニ相成候

追テ効力持續期間經過後二ヶ月ヲ過キ又ハ封緘其他異狀アルモノハ本文ノ例ニ依ルノ限ニ無之尙
交換ニ要スル運搬賃等ハ請求者ノ負擔ニ有之候

液体「デフテリア」血清

液体破傷風血清

腸室扶斯血清

赤痢血清

コレラ血清

ペスト血清

飯匙蛇毒血清

連鎖球菌血清

●血清類減價賣捌ノ件

〔明治四十三年十一月十一日衛生局長ヨリ道府縣長官へ通牒〕

傳染病研究所痘病血清類賣捌規則第五條第四項ニ依リ左記ノ通減價賣捌ノコトニ相成候

一 傳染病研究所ニ於テ其効用ヲ周知セシムル爲メ血清類ノ應用ヲ希望スルトキ定價五割減

二 府縣市町村ニ於テ血清類ヲ購入シ無代價又ハ購入代價以内ヲ以テ患家ニ供給スルトキ定價二割減
衛生組合又ハ衛生會ニ於テ右ト同一ノ用ニ供スル爲メ血清類ノ請求ヲ爲シタルトキ亦同シ

◎毒物劇物營業取締規則

〔明治四十五年五月〕
〔内務省令第五號〕

第一條 本令ニ於テ毒物劇物ト稱スルハ醫藥以外ノ用ニ供セシムル目的ヲ以テ販賣スル毒性又ハ劇性ノ物品ニシテ別ニ指定シタルモノヲ謂フ明治二十二年三月法律第十號藥品營業並藥品取扱規則

第三十五條ニ依リ定メラレタル毒藥劇藥ノ品目ニ該當スル物品ニシテ前項ノ指定ヲ受ケサルモノハ醫藥用品(同法第二十六條但書及二十七條但書ノ場合ヲ含ム)ノ外之ヲ貯藏陳列販賣又ハ讓與スルコトヲ得ズ(本條違犯は百圓以下の罰金)

(註) 従前は醫藥用以外に供用する毒物劇物を工業用又は職業用、化學用毒藥劇藥と稱へて居たか此規則の發布を見て始めて醫藥用に使用するものを毒藥劇藥と云ひ其他のものを毒物劇物と稱へて區別するに至りたのである而して毒物劇物と云ふ物品は醫藥用以外の用に供するため販賣する物品中毒性又は劇性のもので別表に其物品を指定してある、而して單に毒物劇物のみの營業者は指定せられたるもの以外の毒性又は劇性を有する物品を貯藏陳列販賣又は讓與することは出来ない例之は「フオルマリン」の如きは其指定に漏れて居るから毒物劇物として販賣することは出来ないのだが若し強て販賣する様のことあれば免許なくして藥劑師若しくは藥種商(指定藥品販賣權ある者に限る)の業務をなしたるの罪は免れない乍然藥劑師藥種商にして毒物劇物營業を兼ねるときは其品質性状が藥局方の所定に適合するものであれば藥律第三十條の手續を履み醫藥用以外に販賣しても差支ないのである故に毒物劇物營業者には權利の異なる三つの種類がある譯だ、

(一)は指定せられたる毒物劇物の品目に限り取扱得るもの
(二)は指定せられたる毒物劇物は素より藥律第三十五條に依りて定められたる毒藥劇藥をも醫藥用外に取扱ひ得るもの
(三)は指定せられたる毒物劇物及藥律第三十五條に依り定められたる毒藥劇藥にして指定藥品にあらざるもの限り醫藥用外に取扱ひ得るもの

而して(一)及(三)の場合に於ては毒藥劇藥品中右の指定に漏れて居るものを醫藥用外に販賣するときば局方所定に適合する品に限るのである此場合には本則に據り取扱はないで藥律第三十條の手續を履まればならぬ故に従前は藥局方に適合せざる不良藥品を何々藥局方なる文字を削りて工業用に販賣する目的であると稱し其廢棄其他の處分を免れ得る場合もありたか將來其

處分を免るゝことは出来ないのである。

第二條 毒劇物營業ヲ爲サントスル者ハ地方長官〔東京府ハ警規總監以下之ニ做フ〕ノ許可ヲ受クヘシ藥劑師藥種商又

ハ製藥者毒劇物營業ヲ爲サントスルトキハ地方長官ニ届出ツベシ〔本條違犯は五十圓以下の罰金〕

〔註〕 藥劑師藥種商及製藥者は藥品の性状品質、貯藏法、毒劇物の取扱法其他容器の記載方等を心得て居る者であるから單に届出にて毒劇物の營業を爲すことが出来るが其他の者は當該官廳へ願出で、許可を受けなければならぬ此場合に於て多くの縣は左記の項目について試問し之に合格した者に許可證を與ふることであると思ふ

い 毒劇物營業取締規則及毒劇物の品目
ろ 藥品營業並藥品取扱規則一般及毒藥劑藥の品目
は 家事上毒劇物及指定藥品々日

而して毒劇物の營業者は其店頭看板掲ぐべきものである其販賣届出の手續は縣に依り異なるであらうが左記一號二號書式に據るを可とする素より警察官署經由である

一號樣式

毒劇物營業願
原籍並に族籍
現住所
職業〔藥劑師藥種商〕
氏名
生年月日
營業所
右毒劇物營業仕度候問御許可相成度別紙履歷書
相添へ此段御願申候也
年月日
右
何之某御
知事宛

二號樣式

毒劇物營業願
原籍及族籍
現住所
職業
氏名
生年月日
營業所
右毒劇物營業仕度候問御許可相成度別紙履歷書
相添へ此段御願申候也
年月日
右
何之某御
知事宛

本條の規定は一定の營業所に於て營業する者を意味するので行商の如きは藥種商と同じくできないものと思ふ。

第三條 未成年者瘋癲白痴者其他毒劇物ノ取扱ヲ爲スニ堪スト認ムベキ者及法人ハ其取扱ヲ爲サシ

ムル爲地方長官ノ許可ヲ得タル營業管理人ヲ置クニ非レバ毒劇物營業ヲ爲スコトヲ得ズ

〔註〕 未成年者又は瘋癲白痴等のため營業に堪へざる者も相當の管理人を置くときは毒劇物の營業をなすことを得るが此管理人並に支店の管理人は共に藥劑師藥種商若くは地方長官の許可を得て毒劇物營業の資格を有するものに限るのである。

第四條 毒劇物ハ堅牢ナル容器又ハ被包ニ容レ又ヲ密閉シ其容器又ハ被包ニ醫藥用外ノ四字及其

品名並毒物ニハ毒物ノ二字劇物ニハ劇物ノ二字ヲ明記スヘシ〔本條の違犯は五十圓以下の罰金〕

前項ノ文字ハ其品名ヲ除ク外毒物ニ就テハ赤地ニ白色劇物ニ付テハ白地ニ赤色ヲ以テ記載スヘシ

〔註〕 毒劇物は毒藥劑藥と同じく其取扱によりては随分危險も多く且變化するものもあるから其容器及被包は堅牢なるものでなければならぬ而して容器等が充分堅牢でありても錯誤々用する虞れがあるから一見して他の物品と區別が附く様にする爲めに毒物に在りては醫藥用外の四字及毒物の二字を赤地に白色を以て明記し劇物は醫藥用外の四字と劇物の二字とを白地に赤色で明記せればならぬ品名を記載するは勿論であるが之れは黒で書ても赤で書ても差支ない其貯藏法については毒藥劑藥と同じく他の物品と其置場所を區別し毒物に對しては更に鎖鑰を施し醫藥用外毒物の六字を明記せればならぬことは次の條文に明てある。

第五條 毒物ハ他ノ物品ト區別シ貯藏陳列スヘシ劇物ニ付テ亦同シ〔本條の違犯は五十圓以下の罰金〕

毒物ヲ貯藏陳列スル場所ニハ鎖鑰ヲ施シ其外部ニ醫藥用外毒物ノ六字ヲ明記スヘシ

(註) 鎖鑰ある場所でも同一戸棚中に毒物劇物を混置することは不可である。

第六條 毒物劇物ヲ取扱フニハ専用ノ器具ヲ備ヘ毒物又ハ劇物ノ文字ヲ其器具ニ明記スベシ

(註) 毒物劇物を取扱ふ器具を他に流用する如きは危険も甚敷であるから天秤、匙等總て専用品の備付を爲さればならぬ而して其器具には毒物を取扱ふものには毒物、劇物を取扱ふものには劇物と書き記し一見毒物又は劇物専用器具たることを明にせねばならぬ尤も天秤の如きは一定の武力箱の如きものを作り之に入れて量るときは天秤其物を専用にする必要はあるまい其箱を専用にするに可なりである本條違犯は科料に處せらる。

第七條 毒物劇物營業者毒物劇物ヲ交付スルニハ其容器又ハ被包ニ其營業所氏名法人ニ在リテハ其名稱及第四條所定ノ文字ヲ明記スヘシ

但毒劇物營業者ニ交付スル場合ハ此限ニ在ラズ飲食物用容器ハ之ヲ前項ノ容器ニ充用スルコトヲ得ズ(本條の違犯は五拾圓以下の罰金に處せらる)

(註) 危険を未發に防ぎ且他日有事の際其出所を明にする爲め公衆に毒物劇物を交付する場合には其物を堅牢なる容器又は被包に納めて密閉し毒物に醫藥用外毒物の六字を赤地に白色劇物には白地に赤色を以て醫藥用外劇物の六字を明記し更に品名營業者氏名(法人に在ては其名稱)を記入せねばならぬ但同業者間には此手續を要せない、毒物劇物を交付するに當り飲食物に使用する容器を用ひたるため需用者又は其家族等に於て飲食物と誤用し危害を生したる例は尠くないのである故に本條には其危険を未發に防ぐため飲食物用器の充用を禁じてある即ち徳利「サイダー」空瓶「ビール」瓶等に毒物又は劇物を容れて販賣授與することは不可である然れども止むを得ざる場合に限り「サイダー」若くは「ビール」瓶の「レットル」を取去り毒物又は劇物を容れる

てあるもの或は曾て容れてありたるものなることが明に分る様に方法を講じてあれば差支なからうと思ふ。

第八條 毒劇物營業者ハ業務上學術上又ハ技藝上必要アリト認ムル者ヨリ左ノ各號ノ一ニ依リ其從

事スル業務學術若クハ技藝ヲ證明シ且品名數量使用ノ目的年月日住所氏名法人ニ在リテハ其名稱及職業ヲ記シ捺印シタル證書ヲ提出スルニ非レハ之ヲ販賣讓與スルコトヲ得ズ

一 毒劇物營業者知人ノ證明

二 官公署又學校ノ證明其他徵證トナルベキ官公文書

毒劇物營業者自己ノ知人ニ毒物劇物ヲ販賣讓與スル場合ニ付テハ前項ノ證明ヲ要セズ家事上必要ナル毒物劇物ニシテ別ニ指定スルモノニ付テハ前二項ノ規定ヲ適用セズ

前項ノ毒物劇物ハ品名數量年月日住所氏名法人ニ在リテハ其名稱ヲ記シ捺印シタル證書ヲ提スルニ非レハ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

第一項及第四項ノ證書ハ其日附ヨリ十個年間之ヲ保存スベシ

(註) 毒物劇物營業者は業務上學術上若くは技藝上(例へば武力業者が半田接合上に使用する目的で硫酸を、學生が理化學研究のため硫酸「カリ」を、俳優が硫酸「カリウム」を技藝上に使用するため)必要なる毒劇物の要求を受けた時には其品目數量使用の目的年月日住所氏名職業を記し捺印したる買受證を差出さしめ同時に其需用者の業務學術若くは技藝に關する證明書を徴し成程此人には必要なる物品でありて此物を渡すも大丈夫であると確信するにあらざれば毒物劇物を販賣讓與してはならぬ

而して其證明書も不安心なる人の證明とか電話とかでは不充分で必ず營業者自己知人(素より交際上の知人)官公署學校の證明書其他徵證となるべき官公文書(駐在巡查の證明も可)でなければならぬ又此證明は一度徵すれば其都度取るの必要はあるまい

毒物劇物買受證	
一品名	數量
一使用ノ目的	
右正ニ買受候也	
年月日	
住所	何之某
職業	
殿	生年月日

證明書	
住所	職業氏
	生年月日
右者拙者知人ニシテ頭書ノ業務(學生技藝)者タルコトヲ證明ス	
年月日	
證明者	住所
	何之某
	生年月日

と思ふ、而して一般家庭に必要である毒劇物即ち家事用の毒劇物は別に指定してあるが此ものに就ては證明書を要せず單に買受證だけで販賣することが出来る本條に所謂買受證は其日附より十年間保存すべき規定である本條の第一項及第四項に違背したる者は百圓以下の罰金第五項に違背したる者は五十圓以下の罰金に處せらる。

第九條 毒劇物營業者ハ毒物劇物ノ販賣讓與ヲ受ケムトスル者前條ノ要件ヲ具備スルモ十四歳未満

ノ者又ハ不安心ト認ムベキ者ニハ之ヲ交付スルコトヲ得ズ(本條違犯は五十圓以下の罰金)

(註) 毒劇物の販賣讓與は証明書及買受證が完備して居ても苟も十四歳未満の幼者或は不安心と認むべき者即ち白痴啞者等の如き者には危険であるから交付するを許さぬ。

第十條 毒劇物營業者官公署官公立ノ學校及製造所等ニ對シ毒劇物ヲ販賣讓與スル場合ニハ第八條

ノ手續ヲ要セス毒劇物營業者ノ間ニ於テ賣買讓與スル場合ニハ第八條ノ證書ヲ要セス

(註) 毒劇物營業者は官公署官公立の學校(私立學校は校名を記し捺印したるものを要す)及官公立製造所等(等とは官公立病院の如きを云ふ)に販賣授與するには其業務學術技藝に關する證明書を要せぬ又同業者間にも最初其營業者たる證明書を徴しあれば買受證を徴せぬで販賣讓與し差支ないのである。

第十一條 卸賣用ノ毒物劇物ニ付テハ其容器又ハ被包ニ品名ヲ記シ若クハ錯誤ヲ來サザル文字又ハ

記號ヲ使用スル限リ第四條ノ容器又ハ被包ノ記載ニ關スル規定ヲ適用セズ

前項ノ毒物ヲ貯藏スル場所ニ付テハ第五條第二號ノ規定ヲ適用セズ

(註) 小賣用の毒物劇物は第四條に據りて堅牢なる容器又は被包に容れて密閉し之に醫藥用外毒物(赤地に白)又は劇物(白地に赤)と記し品名をも記載せればならぬが卸賣用の物は大抵堅牢にして大なる容器に入れてあるので漏失危険も尠ひから小賣用の品に記載する如き六ヶ數手段を取るに及ばない即ち單に品名を記するか又は錯誤を來さざる文字或は記號を使用すれば宜しいのである其毒物を貯藏するにも鎖鑰のなき處でも差支ないのみならず醫藥用外毒物の六字を其外部に明記せずとも宜しいのである然し一時に多量の毒物を需用者たる官公立の製造場等に取り引する場合には小賣の大なるものであるから第四條の容器又は被包に關する記載を爲されば販賣讓與することはならぬのである。

第十二條 地方長官ハ吏員ヲシテ毒物劇物ヲ製造貯藏又ハ販賣スル場所ヲ巡視セシムルコトヲ得

第十三條 地方長官ハ試験ノ用ニ供スル爲メ必要ナル分量ノ毒物劇物ヲ收去スルコトヲ得

前項ニ依リ收去ヲ執行スル場合ニ於テハ明治卅三年内務省令第十號第二條第三條ノ規定ヲ準用ス

(註) 巡視の際は巡視員の證票を携帯し收去するに當りては當業者に收去證を交付する規定である。

第十四條 毒物劇物營業者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ又ハ其業務ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキハ地方長官ハ其業務ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得地方長官ハ毒劇物營業者ノ業務ノ禁止又ハ停止ヲ解クコトヲ得

第十五條 本令執行ニ關シ當該吏員ノ尋問ニ對シ虛偽ノ答辨ヲ爲シ又ハ其職務執行ヲ拒ミ若ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス毒物劇物ノ容器又ハ被包ニ虛偽ノ記載ヲナシタル者若ハ第一條第二項第八條第一項又ハ第四項ニ違背シタル者ハ罰前項ニ同シ

第十六條 第二條ノ許可ヲ受ケズ若ハ其届出ヲ爲サズシテ毒劇物營業ヲ爲シタル者禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタル者第四條第五條第七條第八條第五項第九條ニ違背シタル者又ハ毒劇物ノ容器若ハ被包ニ誤記ヲ爲シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第六條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス
第十八條 毒劇物營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ニ依リ之ヲ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラス
第十九條 毒劇物營業者ハ其代理人戸主家族同居者雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本令ニ違

背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス

第二十條 法人ノ代表者又ハ其雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違背シタル場合ニ於テハ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

本令ハ明治四十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令發布ノ際現ニ毒物劇物ノ營業ヲ爲ス者ハ本令施行ノ日ヨリ三個月以内ニ地方長官ニ届出テ毒物劇物ノ營業ヲ爲スコトヲ得

●毒物劇物品目

〔明治四十五年五月〕
〔内務省令第六號〕

明治四十五年五月内務省令第五號毒物劇物營業取締規則第一條ニ據ル毒物劇物品目左ノ通り指定ス
本令ハ明治四十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

毒 物 (●印ハ普通物○印劇物)

- 毒物 (●印ハ普通物○印劇物)
- 可溶性ウラニウム鹽類並ウラニウム含有着色料
- 砒素化合物並製劑及砒素含有着色料
- 磷、硫化磷並其製劑
- フルオール水素酸

チアン水素酸チアンカリウム其他チアン化合物並製劑但ベルリン藍色素、黄色血滴鹽及赤色血滴鹽ヲ除ク

水銀化合物及水銀含有着色料但亞クロール汞、黄色ヨード汞、油酸汞、白降汞、雷酸汞、チアン酸水銀ヲ除ク

劇物 (●印普通物)

藤黄並其製劑

吐酒石

硫化炭素

カリウム

カドミウム並其製劑

ヨード並其製劑

煙草製劑

ナトリウム

クローム酸

クローム酸カリウム

重クローム酸カリウム並其製劑

クレオフト

ブローム

ブローム水素酸

アニクン並其化合物

亞クロール汞並其製劑

金硫黄

メチールアルコホル(木精)

蔞酸並其製劑

重蔞酸カリウム

ヒドロキシールアミン其化合物並製劑

錫鹽類

ズルフォナール並其誘導體

金鹽類但雷金ヲ除ク

銀鹽類但クロール銀、雷銀ヲ除ク

バリウム化合物但硫酸バリウムヲ除ク

パラフェニレンジアミン其鹽類並製劑

銅化合物但雷銅ヲ除ク

鉛化合物但炭酸鉛ヲ除ク

硫酸並其含有物但十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

苛性カリ並其製劑但五プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

苛性ナトリウム並其製劑但五プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク

クロール酸カリウム並其製劑但クロール酸鹽ヲ主トセル爆發藥ヲ除ク

鹽酸並其含有物但クロール水素十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク、亞鉛鹽類並其製劑但炭酸

亞鉛、酸化亞鉛、雷酸亞鉛ヲ除ク、アムモニア水但アムモニア水十プロセント以下ヲ含有スルモノ

ヲ除ク、硝酸並其含有物但十プロセント以下ヲ含有スルモノヲ除ク、石炭酸並其含有物但五プロセ

ント以下ヲ含有スルモノヲ除ク、

(註) 毒物劇物品目中○○化合物とあり其主なるものを列記すれば左の如しである。

い 銅化合物……硫酸銅、酸化銅、硫化銅、硝酸銅、錯酸銅、綠青(鹽基性錯酸銅)亞砒酸銅等

ろ 鉛化合物……酸化鉛、鉛丹(光明丹、長吉丹)鉛糖、硝酸鉛、硫酸鉛、洋朱、鹽基性醋酸鉛、クローム酸鉛、重クローム

酸鉛、等

は 亞鉛化合物……………硫酸亞鉛、硝酸亞鉛、クロール亞鉛、亞鉛黃等
 に 砒素化合物……………亞砒酸(砒石)雄黃又ハ雌黃(鶴冠石)石黃等
 ほ カドミウム化合物……………硫化カドミウム、(カドミウム黃)等
 へ 金鹽類……………クロール金、クロール金ナトリウム、カツジユース金、クロール金クロールナトリウム水金(硫化物)等
 と 銀鹽類……………硝酸銀、ヨード銀、等
 ち 錫鹽類……………第一第二鹽化錫、醋酸錫、蓑酸錫等
 リ チアン水素酸チアンカリウム外ノチアン化合物……………ローダンアンモニア、ローダンカリウム、硫酸化アルミナ、硫酸
 化カリウム、黄色靑酸ソーダ、靑酸ソーダ、等
 フォルマリン及ピクリン酸は醫藥用外に使用する場合多々あるけれども毒物劇物品中に指定してないから毒物劇物業者は之
 を販賣することは出来ない藥劑師や藥種商は藥局方の所定に適合するものであれば藥律第三十條の手續を履て販賣するのは差
 支ないのである、
 右の外此指定に漏れて居るもので醫藥用外に使用すべきものは甚た多いが是等は藥劑師藥種商に限り「フォルマリン」と同一の
 手續で取扱が出来る

●家事用毒劇物

〔明治四十五年五月内務省令第七號全〕
〔七月内務省令第十號ヲ以テ一部改正〕

明治四十五年五月内務省令第五號毒物劇物營業取締規則第八條第三項ノ毒物劇物ヲ左ノ通り指定ス

本令ハ明治四十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 一 磷又ハスルフオナール(削除)ヲ含有スル殺鼠用製劑
- 一 硫酸銅(削除)煙草製劑又ハ亞クロール汞ヲ含有スル驅虫用製劑
- 一 パラフェニレンジアミン又ハ硝酸銀(削除)ヲ含有スル染毛用製劑
- 一 消火器用ノ硫酸又ハ鹽酸

(註) 「パラフェニレンジアミン」が家事上毒劇物中に包含せられてあるから一般に白髪染として賣藥部外品とし販賣許される
 であろうと疑ふ者もあるが本品は人の體質に依りて有毒作用を逞うするものであるから部外品としては許可せられないのであ
 る故に「パラフェニレンジアミン」含有の染毛劑を賣渡し矣れと申出でたる者には規定の手續を履んで販賣差支ないが白毛染に
 は是れが效目があると稱へて賣ることば出来ない而して理髮業者が顧客の白髪を染むるため本品を購求するのは家事用にあ
 らず營業用であれば販賣することは素より出来ないことと思ふ又金錢を取りて顧客の白髪を染むることは素よりできないのだ。

◎メチールアルコホル(木精)取締規則〔明治四十五年五月〕
〔内務省令第八號〕

第一條 メチールアルコホル(木精)ヲ含有スル飲食物ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ製造陳列
 若クハ貯藏スルヲコトヲ得ズ

(註) 飲食物中に「メチールアルコホル(木精)」を含有して居るものは之を販賣することも貯藏することも陳列することもなら
 ぬ、販賣の目的で本品を含む飲食物を製造することの出来ないのは勿論のことだ若し之に違背したるものは百圓以下の罰金か

又は三ヶ月以下の懲役に處せられ其上物品の全部を廢棄せられるのである而して其否は別に規定してある試験法を行へば確かに判明するが極微量のため此試験法で發見することが出来なくても飲食物に混和した事實が明かになりたるときは矢張前同様の處罰は免れないのである。

第二條 「メチールアルコール」(木精)又ハ「メチールアルコール」(木精)ヲ混和シタル物品ニハ其容器ニ「メチールアルコール」(木精)又ハ「メチールアルコール」(木精)ノ文字ヲ明記スルニアラザレバ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列若ハ貯藏スルコトヲ得ズ

(註) 純粹のものとな純のものに拘らず「メチールアルコール」(木精)は毒物劇物營業取締規則中の指定劇物であるから毒物營業者でなければ賣ることは出来ぬが酒精其他のもので稀釋したり又は他の物品に加へたるものは已に劇物とはならぬからメチールアルコール(木精)混和の十三字を其容器又は包紙に書て置かねばならぬ之に違背したる者は前條同様の罰に處せらる

第三條 メチールアルコール(木精)ノ製造者輸入者又ハ販賣者ハ帳簿ヲ作製シ其製造高、受入高、讓渡高、使用高、受入先、讓渡先、其年月日及讓渡先使用ノ目的ヲ記入スベシ
地方長官ハ當該吏員ヲシテ前項ノ帳簿ヲ檢閲セシムルコトヲ得

(註) 販賣の目的でなくして自分の使用のため製造しても又輸入しても帳簿を作りて手落なく規定通り書かねばならぬ又毒物劇物營業者が劇物「メチールアルコール」(木精)を取扱ても同様である而して此帳簿は後條にある如く十年間保存し違背したるものは五十圓以下の罰金に處せらる其離形は附録に記載しよう。

第四條 前項ノ帳簿ハ十年間之ヲ保存スヘシ

第五條 メチールアルコール(木精)ヲ含有スル飲食物及其營業者ニ關シテハ地方長官ハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得

(註) 「メチールアルコール」(木精)を含有する飲食物及其營業者に對しては地方長官は其製造販賣授與若しくは使用を禁止し又は其營業を禁停止することが出来るのみならず飲食物の所有者若しくは所持者をして其物品を廢棄せしめ或は直接之を廢棄するとか其他必要の處分をなすのである。

第六條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得
(註) 地方長官は吏員を派して普通營業時間内に其製造場、陳列、貯藏場若しくは携帯する場所に立入らしめ以て物品を檢査せしめ必要と認めたるときは試験のため無償で必要量を收去せしむるのである。

第七條 第一條又ハ第二條ニ違背シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ三月以下ノ懲役ニ處ス

第八條 第三條第一項又ハ第四條ニ違背シタル者若ハ第三條第二項ノ檢閲ヲ拒ミタルモノハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 營業者が未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラズ、營業者ハ其代理人戸主家族同居者雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己

ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ズ、法人ノ代表者又ハ其雇人其他ノ從業者
法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス法人ヲ罰
スベキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

◎阿 片 法

〔明治三十年三月〕
〔法律第二十七號〕

第一條 阿片ヲ製造セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第二條 阿片製造人ハ毎年十二月二十日迄ニ其製造シタル阿片ヲ政府ニ納付スベシ前項ノ阿片ハ政
府ニ於テ試験ヲ施シ其莫兒比混含量所定ノ度ニ適スルモノニハ賠償金ヲ交付シ其不適合品ハ無償
ニテ燒却ス

第三條 阿片ハ政府ニ於テ醫藥用品ニ限り封緘ヲ施シ之ヲ賣下クルモノトス政府ノ賣下ケタル阿片
ノ外ハ賣買授受所有又ハ所持スルコトヲ得ス

第四條 第二條ニ依リ賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫兒比混含量及賠償金額竝ニ第三條ニ依リ賣下ク

ヘキ阿片ノ價格ハ内務大臣之ヲ告示ス賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫兒比混含量ヲ増加シ又ハ賠償
金額ヲ低減セムトスルトキハ一個年以前ニ告示スヘシ

第五條 阿片ハ地方長官ヲシテ其管内藥劑師藥種商中相當ノ人員ヲ限り卸賣人ヲ指定シ賣下ケシム

第六條 醫師及藥品營業者ニ於テ阿片ヲ要スルトキハ數量竝ニ住所氏名年月日ヲ記シ調印シタル證
書ヲ以テ卸賣人ヨリ購求スヘシ醫師及製藥者ハ阿片ヲ藥劑師藥種商ヨリ購求シ又ハ藥劑師藥種商
互ニ之ヲ賣買スルコトヲ得此場合ニハ前項ノ證書ヲ以テスヘシ

(註) 醫師藥劑師藥種商間には醫師藥劑師藥種商たるの證書を以て一般の毒劇藥の賣買が出来るのであるが獨り阿片に對して
は其都度本條規定の證書を以て賣買せねばならぬのである。

第七條 阿片ハ前條ノ外醫師處方箋ヲ以テスルニ非レハ賣買スルコトヲ得ス藥劑師ハ政府又ハ他ノ
藥劑師ニ於テ封緘シタル容器ヲ開キテ阿片ヲ零賣スルコトヲ得此場合ニ於テハ適當ノ容器ニ納メ
之ヲ封緘スヘシ藥種商ハ卸賣人タルト否トヲ問ハス政府又ハ藥劑師ニ於テ封緘シタル容器ヲ開キ
テ零賣スルコトヲ得ス

第八條 處方籤竝第六條ノ證書ハ其日付ヨリ滿拾箇年間之ヲ保存スヘシ

第九條 地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ阿片ヲ製造シタル者又ハ第三條第二項ニ違背シタル者ハ百圓

以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ製造シタル阿片又ハ政府ノ賣下ケタルニ非サル阿片ハ之ヲ沒收ス

第十一條 第二條第一項ニ違背シタル者ハ三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第七條第八條ニ違背シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 阿片製造人又ハ阿片卸賣人此法律又ハ其施行ニ關スル規則ニ違背シタルトキハ地方長官ハ其許可又ハ指定ヲ取消スコトヲ得

附 則

第十四條 此法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

第十五條 此法律施行ノ日現ニ阿片製造人タルノ許可ヲ有スル者ハ第一條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十六條 此法律施行以前地方廳ニ預リ置キタル阿片ハ之ヲ燒却ス

第十七條 明治四十一年布告第二十一條藥用阿片賣買竝ニ製造規則ハ此法律施行ノ日ヨリ廢止ス

◎阿片法施行規則

〔明治三十年三月〕(三十二年第十四號改正)
〔內務省令第四號〕(四十二年第二一號改正)

第一條 阿片製造人阿片ヲ納付セントスルトキハ納付書ニ阿片ノ量目ヲ記シ現品ヲ添へ地方廳ヲ經テ東京衛生試驗所ニ申出ツヘシ但現品ニハ量目及本人ノ住所氏名ヲ記シタル木札ヲ付スヘシ地方廳ニ於テ前項ノ納付書ヲ受ケタルトキハ現品ハ最寄衛生試驗所ニ送致シ納付書ハ其旨ヲ附記シテ東京衛生試驗所ニ送付スヘシ衛生試驗所ニ於テ前項ニ依リ阿片ノ送致ヲ受ケタルトキハ試驗ヲ施シ其成績書ヲ添へ之ヲ東京衛生試驗所ニ送致スヘシ但五匁未滿ノ納付品ハ試驗ヲ施スコトヲ要セス

第二條 政府ニ於テ賣下クル阿片ノ容器ハ一匁入十匁入五十匁入ノ三種トシ每器衛生試驗所ノ印紙ヲ以テ封緘スルモノトス

第三條 阿片卸賣人ハ政府ノ會計年度(以下年度トアル)
モノ皆之ニ做フニ依リ半年度毎ニ拂下ケヲ受クヘキ阿片ノ數量ヲ豫算シ容器ノ種類員數ヲ記シ之ヲ地方廳ニ請求スヘシ但缺乏ノ節ハ臨時請求スルコトヲ得

第四條 阿片卸賣人ハ其店頭ニ阿片卸賣所ト書シタル看板ヲ掲クヘシ

第五條 阿片製造人及阿片卸賣人族籍住所氏名ヲ變換スルカ又ハ廢業若クハ死亡シタルトキハ十日以內ニ地方廳ニ届出ヘシ阿片製造人及阿片卸賣人廢業シタルトキ又ハ死亡シ相續者其業ヲ繼カサルトキハ既製ノ阿片及販賣殘餘ノ阿片ハ前項ノ期日內ニ納付シ又ハ買戻ヲ請求スヘシ但販賣殘餘

ノ阿片ハ本條ノ期日内ニ同業者ニ譲渡スコトヲ得

第六條 第五條ノ届出納付及買戻ノ請求ハ死亡ノ場合ニ於テハ戸主之ヲ爲スヘシ戸主未定又ハ不在ナルトキハ死者ノ相續者相續者未定又ハ不在ナルトキハ其財産ヲ管理スル者之ヲ爲スヘシ

第七條 地方廳ニ於テハ阿片卸賣人ヲ指定シ又ハ指定ヲ取消シタルトキ及卸賣人住所氏名ヲ變換シ又ハ廢業若クハ死亡シタルトキハ其住所氏名ヲ管示スヘシ

第八條 藥劑師藥種商ハ卸賣人タルト否トヲ問ハス阿片ノ受拂高竝仕入元賣渡人ノ住所氏名年月日ヲ簿記シ十年間之ヲ保存スヘシ但藥劑師ニ於テ醫師ノ處方箋ニ依リ患者ニ與フルモノハ本條ノ簿記ヲ要セス

第九條 阿片卸賣人ハ毎年度ノ阿片受拂表一通ヲ製シ年度後一箇月以内ニ地方廳ニ差出スヘシ
地方廳ハ毎年度阿片受拂表ヲ製シ年度後二箇月以内ニ内務省ニ報告スヘシ

第十條 第四條第九條ニ違反シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第十一條 第五條第八條ニ違反シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

第十二條 此ノ規則ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

◎賣 藥 法 (大正三年三月廿日 法律第十四號)

第一條 本法ニ於テ賣藥營業者ト稱スルハ賣藥ヲ調製又ハ輸入若ハ移入シテ販賣スル者ヲ謂フ、原料品ニ加工セズシテ賣藥ト爲スモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ賣藥ノ調製ト看做ス

(註) 一般に賣藥營業者と云へば其製造者も販賣者をも包含されて居る様だが此法に於ける營業者とは(一)賣藥を調製して販賣するもの(二)賣藥を外國から輸入して販賣するもの(三)賣藥を朝鮮、臺灣、樺太等の殖民地から内地に移入して販賣するもの、此三つの商的行爲を指すのである、そこで賣藥とは公衆を以て醫師の指揮によらず疾病の治療軽減の爲めに使用せしむるを主たる目的とし用法、用量、効能(藥味分量を公にせ)を公示して發賣するものであるから天然物其儘假令鐵令礦泉の如きを誰にでも服用し得る様通俗的に用法、用量、効能を公示して發賣するものは素より賣藥として取締を受くべきだ、而して調製とは藥品を調合し若くは單味のものに加工して藥の形態にするのが一般であるが原料品即ち藥品其儘假令アスターセとか重曹なりを一回又は數回に服用し得る様に包装し賣藥として販賣するのは事實調製はせぬけれども本法にては調製と見做さるのである。

第二條 賣藥營業者賣藥ヲ發賣セントスルトキハ方名、原料品名及其分量、調製ノ方法、用法、用量効能ヲ記シ主タル營業所々在地ノ地方長官ノ免許ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
(本項違犯は五百圓以下の罰金)

前項ノ場合ニ於テ日本藥局方ニ記載セザル原料品ヲ使用セントスル者ハ其見本品ヲ提出スベシ
(註) 本條は賣藥發賣手續に關する規定であるから次の様式に據り出願すれば差支なからうと思ふ、然し營業者の資格證明書

即ち藥劑師、醫師なれば其免狀寫、法第二十四條の資格者なれば本法發布前に許可になつた免許鑑札の寫一枚を願書に添付して營業所々在地の地方長官(營業所ニテ所以上の時)の免許を受けねばならぬ、其他の注意事項は順次畧述すとしよう、

(一)方名は他人の登録商標に抵触せざるは勿論假令之に關係なくとも他に同一方名のある場合は可成之に類似の名稱を附せない様に注意すべきものと思ふ、殊に藥局方名に迷はしき名稱及誇張に亘る名稱假令即治散とか、二日丸とか、何々妙藥、特效藥とか云ふ方名は許可せられないのだ、(二)原料は賣藥の生命とも云ふべきだから其精良品を使用するは勿論藥局方に記載外の物品を原料とするときは一品毎に見本品を願書と共に差出さねばならぬ、(三)調製法は可成詳細に記し容器に至る迄記入すべきものだ、(四)用法用量は左記願書様式記載の通り各年齢別に記載せねばならぬ、(五)効能は從前の如く万病に効ある主義は許可せられない餘くとも配伍藥品が及す効實の範圍に於て効能を記載し子宮病とか腸病、胃病とか云ふ漠たる病名及特效、奏効確實、妙藥若くは一切に効ありと云ふ様な誇大の文字があらば許可せられないから充分の注意を拂はねばならぬ、

以上の外同一方名、原料、分量、効能でも一は是を丸劑とし一は散劑とする等調製方法の異なる場合は別物と見做れるから別々に免許を受くべきである彼の變更若くは改正願の如きも方名、原料、分量、用法用量、主治効能の全部に亘る變更は改正とは見做されないから新に免許を受けねばならぬ、さて免許申請書に要する手数料は一方に付き金壹圓、變更手数料は同七拾錢の收入印紙を貼布すべきものである(規則五條)

賣藥發賣免許申請書(用紙美濃)(願書ハ一方毎)

一方名 何々丸(散又ハ湯等)

一藥味分量 分量

一藥品名 一藥品名 分量

賣藥營業鑑札返納届

一方名 一同

住所並ニ營業所 賣藥營業者 氏 名

一調製法

以上何種調合何々ヲ以テ丸藥幾粒ヲ作り(何々ヲ以テ衣トス)幾粒ヲ一包トス(散劑劑ナレバ幾包ニ分ツ)(容器何々)

一用法分量

一回ニ大人ハ幾粒宛十五年以下七年迄ハ幾粒宛七年以下四年迄ハ幾粒宛四年以下二年迄ハ幾粒宛二年以下幾粒宛(何年以下服用ナラザル)一日幾回何々ニ服用

(散劑劑モ之ニ準シ大小年別ニ其用法用量ヲ詳記スヘシ)

一主治効能

各病名ヲ詳記スヘシ

右營業輸入又ハ移入營業仕度候間御免許相成度資格証明及見本品(局方外品ヲ原料トシタルトキ)相添ヘ此段申請候也

住所 營業所(同一府縣下ニ所以上ノ場合ハ並記ラザルモノハ別ニ營業所開設届ヲ要ス)(調製又ハ販賣ノ場所)

營業者 藥劑師又ハ醫師 氏 名 印

生年月日 氏 名 印

生年月日 氏 名 印

知事宛 (藥劑師ヲ使用スルトキ)藥劑師 氏 名 印

右賣藥營業免許相成候處令般廢業(死亡)致候ニ付鑑札何枚及返納候也

賣藥請賣(行商)者人名ハ別紙ノ通ニ有之(全ク無之)候

年月日

右 營業者 氏 名 印

死亡ノ際ハ月籍法ニ依ル届出義務者ノ氏名ヲ要ス以下同シ

知事宛

賣藥免許事項變更申請書

一方名 藥味 分量 調製法 用法分量 主治効能

何年何月何日第何號免許

方名 藥味分量 調製法 用法分量 主治効能

(改正ノ点ノミ記載ノコト)

右ノ通り變更致候間許可相成度(原料品變更ニシテ局方外品ナレハ見本品相添ヘ)此段申請候也

年月日 營業者(職業) 氏 名 印

(藥劑師ヲ使用スルトキ) 藥劑師 氏 名 印

知事宛

賣藥營業鑑札讓渡(相續)ニ付書換申請書

住所並ニ營業所 營業者 氏 名

一調製法 一藥味分量 一用法分量 一主治効能

(免許ヲ得タル願書ト差異ナク記載ノコト)

右ノ通り變更致候處(營業主死亡致候ニ付相續者ニ於テ相續營業仕度)令般左記某へ讓渡仕候依テ所持ノ鑑札及返納候條御書替相成度(月籍本相添ヘ)資格証相添ヘ此段申請候也

右 讓渡人 氏 名 印

住所營業所 讓受人(相續人) 氏 名 印

生年月日 氏 名 印

知事宛

改氏名、住所移動に依りて免許證を書替へる場合は賣藥免許證書替申請書を差出し手数料として金五拾錢の收入印紙を貼布せればならぬ、

以上免許事項變更の申請書には其事項、方名、氏名及住所を記し免許証の記載事項に變更を生じたる時は其事由を記し免許証を添へて其事由發生後三十日以内に主なる營業所の地方長官に其書換の申請をなさればならぬ、其相續讓渡の場合は後段に詳説しよう。

第三條 賣藥營業者二箇所以上ノ營業所ヲ設ケタルトキハ營業所毎ニ所在地ノ地方長官ニ届出ベシ

(註) 爰に營業所と云ふのは賣藥を調製し之を販賣する場所、單に調製のみを營む所及販賣のみをなす場所(自己の製造に)を總括してある、換言すれば賣藥を取扱ふ場所(請賣所)を除くは總て營業所と云ふべきものだらう(規則第一條)彼の製丸師或は錠劑製造者に其製形を依頼する時は是等も依頼者の調製所となるから兩所の地方長官に届出でねばならぬ而して其依頼を受くる製形者は藥劑師でなければ特に藥劑師を雇入れ管理せしめねばならない事は勿論だが法第二十五條の賣藥は此規定を適用せられない其他の賣藥でも地方長官の許可があれば藥劑師をして管理せしめなくても宜い、さて爰に雇はれたる藥劑師は他の處にて藥局を開くとか、病院又は官公署に備れる等藥劑師の業務に従事せないものに限られてる蓋し藥劑師の業務に従事する者では充分の管理が行届かないからなる最も之も地方長官に於て管理が充分に行届くと認められた場合は特に許可する事もある、以上二項とも違犯者は百圓以下の罰金に處せらる

以上の件に關する届出期間は法規の通りであるから届出を怠れば料りに處せらる(法第十七條規則廿二條)

第四條 賣藥ニハ毒藥、劇藥及其性状又ハ配伍ノ結果ニ由リ危害ヲ生ズル虞アル藥品ヲ使用スルコ

トヲ得ズ但毒藥、劇藥ハ其用法、用量ニ依リ行政官廳ニ於テ危害ヲ生スル虞ナシト認メタルモノハ此限ニ在ラズ

(註) 行政廳に於て毒藥、劇藥及普通藥の區別なく其用量、用法並配伍の結果に依りて危害を生ずる虞なしと認めたる場合は許可されるが例令普通藥でも配伍の結果危害を及すものと認めらるれば素より許可されぬ(賣藥検査心得參照)而して當分は賣藥検査心得及其後に決定されたる藥物に限り許可されるのだから是等の品目並に分量は検査心得の項に掲げるとしよう。

第五條 賣藥ノ原料品ハ日本藥局法ニ記載スルモノハ其所定ノ性状品質之ニ記載セザルモノハ第二

條第二項ノ見本品ト同様ノ性状品質ヲ具備スルヲ要ス

(註) 原料品が日本藥局方に記載せる物であれば其所定に適合する純良品を用ひねばならぬ從前の規則で免許を受けたる賣藥にして局方藥品を配伍してあるならば品質、性状が局方所定に違はねばならぬのは當然だ、從前局外甘草とか純良甘草とか若くは賣藥原料品何々とか唱へて不純の品を使用し藥業者に於ては是等を取扱ふて居たか局方に記載せられたるものにして局外品とか賣藥原料品とか言ふ物のあるはづがないから前述の通り局方所定の性状品質を備へ居る物を使用せねばならない、若し原料品が局方記載の品ではなかつたならば發賣申請書と共に差出したる見本品と同一の物を配伍使用せねばならない規定である本條は賣藥取締の骨子とも言ふべきものだから之れに違犯したる者は五百圓以下の重き罰金に處せらる而して原料品は凡て局方に規定してあるものは其所定に違つて貯藏し毒藥劇藥は他の物と區別してをき毒藥は鎖鑰のある場所に貯藏せねばならぬ事は藥律に於ける規定と同様である。

第六條 藥劑師、藥劑師ヲ使用スル者又ハ醫師ニ非レバ賣藥ヲ調製シテ販賣スルコトヲ得ズ

(註) 資格に何等制限が無かつた舊賣藥規則も改正法に依りて次に列記する者に調製販賣の特権を限定せられた、そこで是等資格者でなければ新に賣藥を調製販賣する事は出来ない

(一) 藥劑師 (二) 藥劑師を使用する者 (三) 醫師 (四) 本法公布の際即ち大正三年三月三十日現に一方でも賣藥を調製販賣して居る者

乍然次の場合は以上の資格に關せず營業する事が出来るが新に申請して調製販賣は出来ない

(一) 賣藥を輸入、移入して販賣する場合 (二) 本法公布前免許を得たる賣藥で毒藥、劇藥若しくは指定毒品を含まざるものを譲受又は相續して調製販賣する場合 (三) 輸出、移出賣藥を調製販賣する場合

従て本法公布の際に於ける移輸入營業者及法人は附則第二十四條の既得權を認められないのだ本條違犯は五百圓以下の罰金に處せらる。

今期議會に於て貴衆兩院を通過した結果獸醫にも獸畜に關する賣藥に限り調製資格を與へらる事となりたので其中本條の追加があるだろうと思ふ。

第七條 賣藥免許ハ前條ニ掲グル者ニ限り之ヲ讓受ケ又ハ相續スルコトヲ得

(註) 前條に據り賣藥營業者の資格を限定せられた結果其讓受相續も調製販賣と同様次の四種類の者に限定せられた

(一) 藥劑師 (二) 藥劑師を使用する者 (三) 醫師 (四) 賣藥法公布の際一方でも賣藥を調製販賣して居る者 (移輸入營業者及法人を除く) 而して大正三年三月卅日前免許を得たる賣藥にして其配伍藥が毒劇及指定藥品を含んで居らなければ前記の資格なくとも讓受又は相續する事が出来るのだ(假令幾度でも) 乍然大正三年三月卅日以後に於て其原料分量は勿論用法、用量、効能、方

名等免許事項に少しでも變更した時(素より許可を受け)は新に免許を得たものと同様に見做されるから讓受、相續は出来ない最も當該官憲の命に依り變更した場合は此限りにあらずだ、以上の事由だから小資本の營業者は多數團結して會社を組織して營業を擴張する方が便利で且結果良好ではあるまいか。

第八條 賣藥ノ効能ニ關シテハ文書、言語、其他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズ免許ヲ得タル事項

ヲ説明スルノ外之ヲ誇張シテ公示スルコトヲ得ズ

(註) 賣藥の効能に關しては如何なる方法を以てしても法第二條に依りて免許を受けた事項の外には之を誇大に修飾して公示

する事は出来ない即ち賣藥に添へたる効能書ばかりでなく新聞、雜誌の廣告、引札は勿論、行商人の大道演說に於て營業者が他人に對し効能を誇張して説話する事は本條違犯となりて二百圓以下の罰金に處せらるのである乍然單に効能を説明するだけでは差支ないが其程度は大に研究問題だろうと思ふ彼の根切藥、世界無二の靈藥、全治藥と謂ふ様な文字や如何なる重病でも一週服用すれば全治せざる事なしと云ふ様な書方若しくは説明は誇大虚偽の公示と謂はればなるまい。

第九條 賣藥ニ關スル廣告、賣藥ノ容器若ハ被包又ハ賣藥ニ添付シ若ハ添付セズシテ頒布スル文書

ニハ左記ノ事項ヲ記載スルコトヲ得ズ

一、猥褻ニ渉ル記事又ハ圖畫

二、避妊又ハ墮胎ヲ暗示スル記事

三、虚偽誇大ノ証明若ハ醫師其他ノ者カ効能ヲ保証シタルモノト世人ヲシテ誤解セシムル虞アル

記事

四、醫治ノ無効ヲ暗示シ或ハ暗ニ醫師ヲ誹謗スルガ如キ記事

(註) 人の色慾を挑發する記事や圖畫は勿論此藥を飲めば懐胎せない、墮胎が出来ると云ふ様の事を暗に示したり若くば専門
家即ち醫師藥劑師其他世人の信用する人の文章、談話等を記して誇大の証明をなさしめ以て世人を驚嚇せんとする事や自己の
賣藥を廣告して醫師の治療に依りて治せない病も治るとか又は醫師では治療できぬが此藥を服用すれば治るとか是等の事柄を
明かに示さないでも暗々裡に醫治の無効又は醫師を誹謗する様の記事を廣告体に或は賣藥の容器若くは包紙に記載し又は其記事
の印刷物を頒布する事は出来ない若し以上の中一つでも行へば二百圓以下の罰金に處せられるから注意せねばならぬ。

第十條 地方長官ハ衛生上危害ヲ生ズルノ虞アリト認ムルトキハ賣藥營業者ニ對シ其免許ヲ得タル
事項ノ變更ヲ命スルコトヲ得

(註) 一度免許を與へられたる賣藥でも後日其原料、用法若くは効能なりに不適當の箇所ありて衛生上危害を生ずる虞ある事
を發見されたる場合には地方長官は免許事項の全部或は一部の改正變更を命するのである此命令に遵はぬ時は其賣藥は廢棄せ
られ調製者は五百圓以下の罰金に處せらるるのである(法第十四、十五條)

第十一條 賣藥營業者ニシテ本法若クハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ニ付地方長官ハ其免許ヲ取消ス事ヲ得
テ發スル命令ニ依ル處分ニ違反シタル者ニ付地方長官ハ其免許ヲ取消ス事ヲ得

(註) 營業者が賣藥法規定に背く行爲を爲し若くは賣藥法に依る處分に違反したる場合とか施行規則や施行細則、賣藥検査心
得等の規定に違反したる場合及賣藥法に基きて發する命令に依る處分に違反したる時は其營業免許を取消され爾後營業する事
が出来なくなると同時に請賣營業者に於て其賣藥を請賣する事も出来なくなる(規則第十六條)此命令に背き調製、輸入、移入し

て販賣する時は無免許賣藥營業となるから法第十四、十五條に依りて賣藥は廢棄せられ且五百圓以下の罰金に處せらる其賣藥
を請賣する時は百圓以下の罰金又は料料に處せらる(規則第二十一條)

第十二條 行政官廳ハ當該官吏ヲシテ賣藥ヲ調製シ若ハ販賣スル場所ニ臨檢セシメ又ハ賣藥ノ検査
ヲナサシムルコトヲ得

(註) 本條の規定があるから當該官吏は調製所及販賣所に監檢して原料及製品に就て品質調製方法其他一切の調査検査を爲す
のであるから營業者は本人が不在でも家族、雇人にて充分なる様に免許鑑札及免許申請書寫を一定の場所に格納し調製方法等
も詳細知らしめて置く必要がある其検査等を拒みたる者は二百圓以下の罰金に處せらる。

第十三條 行政官廳ハ試験ノ用ニ供スル爲メ必要ナル分量ニ限り當該官吏ヲシテ賣藥又ハ其原料品
ヲ無償ニテ收去セシムルコトヲ得

第十四條 第二條第一項若ハ第五條ノ規定又ハ第十條ノ處分ニ違反スル賣藥ハ地方長官其所有者ヲ
シテ之ヲ廢棄セシメ又ハ直接ニ廢棄シ其他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得但シ所有者又ハ所持者ニ
於テ衛生上危害ヲ生ズル虞ナキ方法ニ依リ處置センコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

第十五條 第二條第一項第五條若ハ第六條ノ規定又ハ第十條ノ處分ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ
罰金ニ處ス

第十六條 第八條若ハ第九條ノ規定ニ違反シタル者又ハ當該官吏ノ臨檢若ハ検査ヲ拒ミタル者ハ二

百圓以下ノ罰金ニ處ス

二四四

第十七條 第三條又ハ第二十條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十八條 賣藥營業者又ハ賣藥請賣營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限リニアラズ

賣藥營業者又ハ賣藥請賣營業者ハ其代理人戸主家族同居者雇人其他ノ従業者ニシテ其業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ズ

(註) 爰に法定代理人とは法律で定められた代理人でありて被代理人に代りて意思を發表し又は之に對して爲した意思表示を受くる等法律上の代理權を有して居るものである乍然未成年者の場合は親權者及後見人を指シ禁治産者の場合は後見人を指すのである而して未成年者とは滿二十歳に達せざるもの(民法第四條及六條參照)禁治産者とは心神喪失の常況にありて裁判所に於て禁治産の宣告を受けたる者(民法第七條參照)を謂ふ。

本條後段は藥律第四十一條ノ四註に記載してある通りである。

第十九條 明治廿三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

(註) 藥律第四十一條ノ五參照欄を見よ。

第二十條 輸出又ハ移出スル賣藥ニ付テハ第二條乃至第十一條第十四條及第十五條ノ規定ヲ適用セズ其取締上必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ賣藥ヲ調製セントスル者ハ營業毎ニ之ヲ地方長官ニ届出ヘシ

(註) 輸、移出賣藥の發賣は届で出のみで内地販賣賣藥の如く免許を受くる要もなく配伍藥に於ても八カ間數制限もなく營業資格とか廣告は勿論免許の取消等も全然本條の規定以外であるが(一)賣藥の臨檢検査と現品収去(二)上記を拒みたる際の處罰(三)發賣許可申請の代りに營業所毎に地方長官に届出づる件(四)上記規定に違反する時の罰(五)罰則適用者に関する規定は凡て本法に由らばならぬ其他の事は勅令に従はばならぬから其全文は更に掲げるとしよう。

附 則

第二十一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(註) 大正三年十月一日より本法施行さるべく勅令を以て定められた。

第二十二條 賣藥規則ハ之ヲ廢止ス

他ノ法令中賣藥規則トアルハ本法ヲ指シタルモノト見做ス

(註) 本法實施と共に明治十年一月布告第七號を以て定められたる賣藥規則は廢止せられ他の法令に賣藥規則とあるは賣藥法を指したるものと見做すとあるから賣藥稅法等に賣藥規則云々とある如きは凡て本法が受け繼ぐ事になる譯である。

第二十三條 従前ノ規定ニ依リ受ケタル賣藥免許ハ之ヲ本法ニ依リ受ケタル賣藥免許ト看做ス

二四五

(註) 舊規則が新法に更りたため舊規則に據り受けたる賣藥營業免許は賣藥法に依りて受けた免許と看做される換言すれば舊規則は廢止されても賣藥營業の權利は新法に依りて依然保証さるるのであるから其義務として新法規定に従ひ營業せねばならぬのだ、處で大正三年三月卅日以後九月卅日迄に出願して許可を受けたる物は勿論舊規則に據り取扱はれたのであるから其營業者が新法の所謂無資格者である時は新法實施期たる十月一日より其營業は中止せねばならぬのである無理に調製販賣すれば法第六條違犯となりて五百圓以下の罰金に處せらる尤も其免許が取消される譯ではない只調製販賣が出来ぬと云ふのだから藥劑師を備入るれば差支ないのである。

第二十四條 本法公布ノ際現ニ賣藥營業者タル者ハ第六條又ハ第七條ノ規定ニ拘ラズ賣藥ヲ調製シテ販賣シ又ハ賣藥免許ヲ讓リ受ケ若クハ相續スルコトヲ得但シ賣藥ヲ輸入若ハ移入シテ販賣スル者又ハ法人ハ此限りニ在ラズ

(註) 本法公布の際一方でも營業して居る者は藥劑師、藥劑師を使用せる者若くは醫師と同様に將來に至るまで新に賣藥を調製して販賣し或は免許を讓受け若くは相續すること出来る處の既得權を認められたのである、であるから一度廢業しても其資格は其人一生は消滅せない然しながら輸入若くは移入して販賣する者及法人に對しては右の既得權を認められぬのである、(第六條註參照)本條資格者は他人の賣藥を製造する資格はないのである。

第二十五條 本法公布前免許ヲ受ケタル賣藥ニシテ毒藥、劇藥又ハ藥品營業並藥品取扱規則ノ指定藥品ヲ含有セザルモノニ付テハ第六條及第七條ノ規定ヲ適用セズ

(註) 本法公布前に免許になりた賣藥が毒藥、劇藥若は指定藥品を含んで居らないものであれば第六條、第七條規定に拘らず

讓受相續が出来然し公布後免許事項に變更を生じたる場合は此限りに非ず(第七條註參照)

第二十六條 第三條及第廿條ノ届出ハ賣藥税法ノ適用ニ付テハ之ヲ免許ト見做ス

(註) 本法では二箇所以上の營業所を設けたる時は一々届出づる規定であるが税法では二箇所以上の營業所では各別に免許を受くべき舊規定を土臺として居るので兩則の間に稍々喰違ひが出来て居る故に税法の適用に付ては第三條第二十條の届出なる字句は免許と看做す事になりたのである。

◎賣藥法施行規則 [大正三年八月十三日] 内務省令第十六號

第一條 賣藥販賣免許ノ申請書ニハ賣藥法第二條第一項ニ掲ゲタル事項ノ外氏名生年月又ハ法人ノ名稱住所及營業所(調製又ハ販賣)ノ場所ヲ云フ)ヲ記載シ賣藥法第六條又ハ第二十四條規定ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スベシ

第二條 地方長官賣藥法第二條ノ規定ニ依リ賣藥發賣免許ヲ與フルルハ別記雛形ノ賣藥免許証ヲ下付ス(雛形) (畧ス)

第三條 免許事項變更ノ申請書ニハ變更セントスル事項方名氏名又ハ法人ノ名稱及住所ヲ記スベシ但方名ヲ變更セムトスル場合ニ於テハ免許證ヲ添付スベシ 方名變更ノ免許ヲ與フルルハ免許証ヲ書換下附ス

第四條 前條第二項規定ノ場合ヲ除ク外賣藥免許証ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルルハ其事由ヲ記シ

免許證ヲ添へ三十日以内ニ主タル營業所ノ地方長官ニ其書換ヲ申請スベシ但シ賣藥法第二十五條規定ノ賣藥ヲ除クノ外賣藥免許ヲ讓愛ケ又ハ相續シタル場合ニ於テハ賣藥法第六條第二十四條規定ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スベシ

第五條 賣藥ニ關シ左ノ手数料ヲ徵收ス

- 一、發賣免許手数料 一方ニ付 金壹圓
 - 二、變更免許手数料 一方ニ付 金七拾錢
 - 三、免許証再下附又ハ書換手数料 一方ニ付 金五拾錢
- 第三條第二項規定ノ書換ニ付テハ前項第二號規定ノ手数料ヲ徵收シ前項第三號規定ノ手数料ハ之ヲ徵收セズ

第六條 地方長官ハ賣藥法第二條第二項ノ規定ニ依リ賣藥營業者ノ提出シタル見本品ノ性状品質ヲ記シ保存スベシ

第七條 賣藥法第三條規定ノ届出ハ其事由ヲ發生シタル日ヨリ十日内ニ之ヲ爲スベシ

賣藥發賣免許申請書ニ記載セル營業所ニシテ主タル營業所所在地ノ道府縣ト同一區域城内ニ在ルモノニ付テハ其申請書ニ於ケル營業所ノ記載ヲ以テ賣藥法第三條規定ノ届出ト看做ス賣藥營業者其營業所ヲ變更シ又ハ廢止シタルキハ十日以内ニ營業所所在地ノ地方長官ニ届出ツベシ(料)

第八條 賣藥營業者二箇所以上ノ調製所ヲ設ケタルキハ藥劑師若ハ醫師タル營業者又ハ賣藥法第二

十四條規定ノ營業者ガ自ラ管理スル一箇所ヲ除クノ外調製所毎ニ藥劑師ヲ置キ管理ヲ爲サシムベシ但調製所所在地地方長官ノ許可ヲ受ケタルキ又ハ賣藥法第二十五條規定ノ賣藥ニ付テハ此限リニ在ラズ(百圓以下ノ罰金又料)

賣藥營業者前項規定ノ藥劑師ヲ置キタルキハ其氏名ヲ營業所所在地ノ地方長官ニ届出ツベシ(料)

第九條 賣藥營業者ハ賣藥法第六條又ハ本令第八條第一項ノ規定ニ依リ使用スル藥劑師ニ異動ヲ生シタルキハ二十日以内ニ營業所々在地ノ地方長官ニ届出ツベシ(料)

第十條 賣藥法第六條又ハ本令第八條第一項ノ規定ニ依リ使用スル藥劑師ハ之ヲ使用スル賣藥營業者ノ營業所以外ニ於テ藥劑師ノ資格ニ伴フ業務ニ從事セザル者タルコトヲ要ス但地方長官ノ許可ヲ得タルキハ此限ニ在ラズ(百圓以下ノ罰金又料)

第十一條 賣藥免許証ヲ毀損シ又ハ亡失シタルキハ其事由ヲ記シ三十日以内ニ主タル營業所々在地ノ地方長官ニ再下付ヲ申請スベシ但毀損ノ場合ニハ毀損シタル免許証ヲ添付スベシ(料)

第十二條 賣藥營業者廢業シタルキハ三十日內ニ免許証ヲ主タル營業所々在地ノ地方長官ニ返納スベシ(科料)

賣藥營業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ其營業ヲ繼承スル者ナキキハ戶籍法ニ依ル死亡又ハ失踪ノ届出義務者ヨリ前項ノ規定ニ準シ其手續ヲ爲スベシ

第十三條 賣藥ヲ請賣セントスル者ハ營業所毎ニ地方行政廳ニ届出ツベシ(科料)

(註) 従前は方名調製者の住所氏名及約定書を添へて一々出願するの請賣制度でありたが改正法に於てはそんな六ヶ数手續は要らぬ只請賣營業届を所轄地方長官に差出せばそれで請賣營業者となるのだから其後は如何なる賣藥でも正規の物ならば自由に販賣する事が出来る。

賣藥請賣營業届	
營業所及住所	
氏 名(又ハ法人名)	
生年月日	
右ノ者今般賣藥請賣營業仕候間此段御届申候也	
年月日	右
知事宛	氏 名御

第十四條 賣藥請賣營業者廢業シ又ハ氏名若ハ法人ノ名稱又ハ住所ヲ變更シタルキハ地方行政廳ニ届出ツベシ(科料)

第十五條 賣藥營業者並ニ賣藥請賣營業者自ラ行商シ又ハ賣子ヲシテ行商セシメントスルトキハ地方行政廳ニ届出ツベシ其之ヲ廢止シタルキ亦同シ(科料)

第十六條 賣藥營業者免許ヲ取消サレタルキハ請賣營業者亦其賣藥ヲ販賣スルヲ得ス(百圓以下ノ罰金又科料)

(註) 免許を取消された賣藥は之を請賣營業者に於て販賣する事はならぬ若し之れに背きた時は百圓以下の罰金又は科料に處せらる事は既に賣藥法の條下に説明した乍然營業者が廢業した場合に其發賣に係る賣藥を請賣營業者が所持して居た時には夫を販賣する事は差支ないのである。

第十七條 賣藥ノ發賣ヲ免許シタルキ又ハ賣藥法第三條ノ規定ニ依ル届出アリタルキハ免許若ハ届出事由發生ノ年月日方名氏名生年月又ハ法人ノ名稱住所及營業所ヲ、賣藥請賣若ハ賣藥行商ノ届出アリタルキハ届出事由發生ノ年月日氏名又ハ法人ノ名稱住所及營業所ヲ當該地方行政廳ヨリ所轄稅務署ニ通知スベシ其異動アリタルキ亦同シ

第十八條 行政官廳賣藥法第十二條ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢又ハ検査ヲ爲サシムルキハ制服ヲ着スルモノノ外別記雛形ノ證票ヲ携帶セシムベシ(雛形畧ス)

第十九條 賣藥法第十三條ノ規定ニ依リ物品ヲ收去スルキハ當該官吏ハ營業者ニ證書ヲ交付スベシ若シ營業者ノ求アルキハ事實ノ許サザル場合ヲ除クノ外其物品ノ一部ニ封緘ヲ施シ之ヲ交付スベシ

第二十條 賣藥法第十二條ノ規定ニ依ル臨檢又ハ檢査ハ日出前日没後ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ズ但營業時間中ハ此限ニアラズ

第二十一條 第八條第一項第十條第十六條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十二條 第四條第七條第三項第八條第二項第九條第十一條乃至第十五條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

ハ科料ニ處ス

附 則

第二十三條 本令ハ賣藥法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎賣藥檢査心得

〔明治十九年三月内務省訓令第三十二號〕

賣藥禁許ノ儀自今別紙檢査心得ニ據リ取扱フベシ

但本文ニ抵觸スル從前ノ達訓示指令ハ取消ス

右訓令ス

○賣藥檢査心得

(一)毒藥及劇藥ニ屬スル藥品ハ之ヲ許可セス (毒藥、劇藥ノ品目省略ス)

(註) 藥品營業並藥品取扱規則第三十五條に據り定められたる毒藥劇藥を參照すべし。

(二)和漢藥中有毒ノ稱アル藥品ニシテ其毒藥タルヲ證明シタルモノ竝ニ其性効不明ナルモノハ總テ之ヲ許可セス例ヘハ

鈎吻 牽牛子 烏頭 附子 萸蓉 大戟 澤漆 甘遂 總隨子 天南星 侵木

莽艸 雲實 靈砂 斑猫 全蝎 爪蒂 生々乳 雄黃 雌黃 堇花 輕粉

(三)前各項ノ藥品中左ノ藥品ニシテ其用量左ノ制限ニ超ヘサルトキハ之ヲ許可ス

○内用ニ許可スヘキモノ

吐根及其製劑吐根○、○六(一氏)製劑之ニ準ス以下倣之

沃度加留謨沃度化那篤謨 一、○(十五氏) 加糖沃度鐵 ○、三(四氏半)

蒟刺巴脂及根 根○、三(四氏半)脂○、一(一氏半) 金硫黃 ○、一(一氏半)

貌羅謨加留謨貌羅謨那篤留謨 一、五(二十二氏) 珊篤寧 ○、一(一氏半)

次硝酸蒼鉛 ○、五(七氏半) 大戟 一分

總隨子 一分 牽牛子 一分

右共ニ大人一日ノ量トス但十五年以下滿七年迄ハ本量ノ半滿七年以下滿四年迄ハ三分ノ一滿四年以下滿二年迄ハ六分一滿二年以下ハ十分ノ一トス

○外用ニノミ許可スヘキモノ

ヨード及其製劑

外用百分一以下
〔使藥九十九分沃度一分ノ比例〕
溶湯三千分一以下
〔以下ナルモノヲ云フ以下做之〕

知母兒(膏)二十分一以下

沃度仿謨(膏)

二十分一以下

結列阿曹篤(膏)

二十分一以下

硫酸亞鉛(點眼用)

二百分一以下

酸北亞鉛(膏)

分量ニ拘ラス

醋酸鉛(點眼用)

二百分一以下

炭酸鉛(膏)

分量ニ拘ラス

過酸化鉛

分量ニ拘ラス

酸化鉛

分量ニ拘ラス

次醋酸銅錄青(膏)

分量ニ拘ラス

石炭酸〔石鹼膏藥〕

百分ノ二以下
十分ノ一以下

(四) 毒性劇性ノ成分ヲ含用シ若クハ其疑アル成分不明ノ天然物(動物植物礦物)ハ之ヲ許可セス

(註) 黒燒の如きは全く許可せられないのである。

(五) 數品ノ配伍ニ由テ有害ノ物質ヲ生スルノ恐アルモノ並ニ分解シ又ハ腐敗シ易キモノハ之ヲ許可セス例エバ次硝酸蒼鉛ニ酸類ヲ配伍シ沃度化鹽ニ過クロール鐵ヲ配伍スルノ類

(六) 毒劇藥ノ外ト雖モ有力藥品ノ内用劑ハ尋常醫用一回ノ中等量ヲ以テ一日量ト爲ス者ニ非サレバ之ヲ許可セス其許可スヘキモノ例ヘハ

撒里矢兒酸

○、五(七氏半)

撒里矢兒酸那篤留謨

二、〇(三十氏)

單寧酸(鞣酸)

○、三(四氏半)

依的兒

二十滴

蘆薈

○、五(七氏半)

安母尼亞護謨〔ゴムアンモニアキ〕

一、〇(十五炭)

炭酸安母紐謨

○、五(七氏半)

安母尼亞水

十滴

海葱

○、二(三氏)

樟腦(龍腦片腦)

○、二(三氏)

葛私篤留母

○、五(七氏半)

規尼涅鹽類

○、五(七氏半)

蘆薈越幾斯

○、二五(四氏)

セメンシーナ

一、五(二十二氏)

還元鐵、鐵粉

○、二五(四氏)

格魯兒化鐵液

五滴

硫酸鐵

○、一(一氏半)

炭酸乳酸杓櫟酸等ノ鐵類

○、三(四氏半)

旃那葉

一、〇(十五氏)

大黃(下劑トシテ)

二、〇(三十氏)

麝香

○、二(三氏)

阿魏

○、五(七氏半)

榮寶

一分

コア粉並ニクリサロビン

一分ニ使藥百分以上ノモノ但外用

右共ニ大人一日ノ量トス但十五年以下ハ三項ノ年齢區別ニ據リ斟酌スヘシ

(註) 此等制限分量の範圍内でありても同一治療の効を有する藥品を二味以上配伍してあるときは其含量を以て計算せらるる例
ヘバ下劑の目的で大黃○、一五旃那葉末○、五蘆薈末○、三の様な處方に於ては其各々の量は各制限量を超過して居らないけ

れども其含量即ち二、三は各制限量を超過して居るから許可にならないのである。

(七) 銅箔錫箔眞鍮箔鉛丹ヲ衣トシタル丸藥ハ之ヲ許可セス

(八) 薰烟劑吸入劑蒸氣浴等ノ如キ尋常ノ内用法外用法〔塗敷點〕ニ由ラサルモノハ之ヲ認可セス

(九) 用法ヲ誤ルニ由テ危害ヲ招クノ恐アルモノハ之ヲ許可セス例之ハ劇藥並ニ有力藥品ヲ配伍セル

モノニシテ其劇藥有力藥ノ含量誤テ一貼若クハ一瓶ヲ頓服スレハ危害ヲ招クノ恐アルモノ

(註)

劇藥其他有力藥品を配伍した賣藥にして其多量を服用する時危害の伴ふ虞ある物は之に何等分割装置なく長時の用量を
一器に格納したる物は許可せられない又人畜兼用のものも許可せられないのである。

(十) 前項ノ制限ニ觸レサルモ其効能用法用量等ニ於テ不都合ノ廉アリト認ムル者ハ再調ヲ命スヘシ

(註)

藥味分量が記載ある主治効能中の病名に適應せざる場合例之ば子宮内膜炎に効目のない次硝酸蒼鉛を配伍したる賣藥
とか單に胃病肺病と云ふが如き漠然たる病名を記入したるもの及び何々病一切何々病に奇能あり何々病に特效ありとか誇大の
文字を併記せるもの若くば藥局方名に紛らわしき方名のもの或は何々特效藥何々等と記したものは再調を命せらるるのみなら
ず場合に依りては不許可になるのである。

(十一) 専ラ滋養ニ供スル品類或ハ夏日飲料或ハ化粧水齒磨粉等ノ如キ間々一二効能ヲ附シタルモノ
アルモ素ヨリ治療ヲ主トスルモノニ非サルヲ以テ賣藥規則外トナスヘシ

(十二) 海水或ハ鑛泉ヲ採酌運搬シテ病者ヲ浴セシムルハ賣藥規則外タルヘシト雖モ鑛泉中ノ固形物
俗間湯ノ花ト或ハ幾分ノ鑛泉ヲ混合シ或ハ藥物ヲ加フルモノハ既ニ全ク其全原質ト性質效用ヲ異ニ
唱フルノ類

シ人造ニ歸スルヲ以テ別ニ湯名ヲ附シ規則ニ從テ鑑札ヲ受ケシム

(十三) 電氣浴ノ如キハ専ラ醫師ノ施治ニ屬スルヲ以テ藥湯ニ準シ許可スルノ限リニアラズ

●賣藥配伍許否決定藥品

〔大正五年〕
〔三月調〕

前記檢査心得列記以外ノ藥品ニシテ使用許否ヲ決定セラレタルモノ左表ノ如シ

◎全ク許可セラレザルモノ

石炭酸〔齒痛劑〕
トシテ

牛血液ヲ主藥トセルモノ

吐 酒 石

ナフトール〔内用〕

ハツエリン〔點眼用〕

硝酸銀〔外用〕

墓

磷酸コデイン

ヤボランヂ葉

辰砂〔主藥トシテ〕

ヨヂビン

クロレトシ

ミグレニン

阿片末

商陸及其越幾斯

アグリソ

カンタ
リースヲ含有スル發泡膏

カマラ

輕粉〔部外品〕

サリピリン

甘汞〔内用〕

印度大麻丁幾

罌粟殼

クレオリン

レズピラチン

鹽酸フエナツ
セチン

グアヤコツベルクリン(内用)

水銀

マレチン

サツカリン(調味料又ハ
點眼用)

ウエロナール

ブルガリン

杏仁水(點眼用)

コペリア草

◎普通醫用ノ範圍ニテ許可セラル、モノ

アセチール酸
サリチール酸

ビレトール(内用)

銀朱

カメレオン部外品(飲食物)

醋酸アニリン

アムモニア

麥角越幾斯(内用)

ヨダルビン

鹽酸ヂアセチール
モルヒネ

ヨヒンビン

大茴香

白蛇

ロート越幾斯(外用)

メチールズルフオナール

スクレイン酸

硫酸銅及阿片丁幾(點眼用)

水銀丸

新オルトフォルム

ストロフ
アンツス丁幾

コロダイン(内用)

麻黃越幾斯

サビナ葉

爐甘石

ヨード丁幾(内用)

酸化亞鉛(内用)

ズルフオール

烏蛇

ピクリン酸

鹽化アドリナリン

ベンツオナーナフトール

カンフォルミドン

ダミアナ流動越幾斯

ヨードチリン

クレゾール石鹼液

ナフタリン(外用)

フェルマロン油

プロタルゴール

ザロール

チオコール

ウロトロピン

ラヂオスターゼ

タンニン酸オレキシシ

オイヒニン

ベツロール

デシンフクトール

ヘルミトール

クロール酸カリウム(外用)

人造麝香

ナフトール

有機磷

レゾルチン

タンナルビン

チオノール(内用ニハ「イヒチ
オール」ニ準ス)

酸化亞鉛

オヒラチン

ヂプロザール

イトロール(點眼用)

次硝酸蒼鉛

テルマトール

過酸化水素

炭酸クレオソート

ミルトール

ノバスピリン

ブノイミン

サンタゴール

抱水テルビン

チモール

ペリドール(外用)

プレノリン

セネガロン

メソタン(塗擦用)

フアゴール
 サプロミン
 キセロフォルム(外用)
 イヒチオール燐酸マグネシウムアムモニウム
 ボロフェルチン
 抱水クロラール(外用)

イヒタルビン
 アントラゾール(外用)
 蠅毒草(部外品)
 クロロフォルム(外用)
 チノゾール(外用)

アイゼル(牛馬殺)
 レニガロール(外用)
 コノネルビン
 プロマリン

◎制限量を定めて許可せらる、モノ(一日ノ大人ノ制限量)

イヒタルガン
 アンチネルウイン
 ロート膏劑
 蔘酸セリウム
 オイグフォルム
 苛性カリ
 フェナセチン

點眼千倍
 〇、三
 十%以下
 〇、三
 外用百分ノ三
 外用〇、二五%
 〇、七五

イヒチオール
 サリチール酸アンチピリン
 サリチール酸蒼鉛
 鹽酸コカイン
 ガロプロモール
 クレオソート
 クロロフォルム精

外用二十倍
 一、〇
 〇、六五
 外用百五十倍
 外用五十倍
 齒痛劑四%
 五、〇

アンタチチン
 アンチピリン
 ブローム樟腦
 銅礬
 炭酸グアヤコール
 メチレンブリウ
 ビラミドン
 癒瘡木脂
 酒石酸タルリン
 硫酸タルリン
 スパースミン
 フェノールフタレイン
 ヨード亞鉛
 サヨチン
 ミグレニン

六、〇
 一、〇
 〇、一
 點眼用貳百倍
 〇、七五
 〇、〇二
 〇、五
 〇、五
 外用百五十倍
 一、〇
 〇、五
 外用劑三三、六五瓦
 中〇、二五瓦
 ヨードカリニ同シ
 〇、五

アンチフェブリン
 鹽基性ヨード蒼鉛
 クロレトシ
 フォルマリン
 クロール酸カリウム
 マスイシン
 拘椽酸カフェインアンチピリン
 ヨード鐵舎利別
 ズルフオ石炭酸亞鉛
 チクロフォルム
 アトラミン
 クシロール
 硫酸銅(點眼用ヲ除ク外用)三十分ノ一以下
 硫酸カドミウム(點眼)
 硫酸銅ニ準ス

〇、三
 外用ヨードフォルム
 二準ス
 點眼百分一以下
 外用三十五倍稀釋
 一、〇
 點眼百分一以下
 〇、三
 點眼用二%
 點眼神効石ニ同シ
 外用二十分ノ一以下
 硫酸銅ニ準ス

輕粉(膏)	二十分一以下	醃酥	三厘ノ百分ノ一
金硫黃	外用三十倍	タンノフォルム	外用二十五%
抱水クロラル	毛髮用二%	プロムラール	〇、二五
黄色ビオクタニン	點眼用十萬倍	硫酸銅	點眼用神効石ニ同シ
ヨードピリン	一、〇	ツメノール	外用五%
クレオソート	〇、二一〇、五	カフエイン	〇、五
白降汞	外用十分ノ一以下	赤色酸化汞(膏)	二十分一以下

◎輸出移出賣藥取締規則〔大正三年三月二十三日勅令第二百號〕

第一條 賣藥法第二十條第二項ノ規定ニ依ル届書ニハ同法第二條第一項ニ掲ケタル事項氏名生年月又ハ法人ノ名稱住所營業所及輸出先又ハ移出先ヲ記載スベシ

前項ニ掲ケタル事項ヲ變更シタルトキハ十日内ニ營業所毎ニ之ヲ地方長官ニ届出ツベシ

第二條 輸出又ハ移出スル賣藥ノ營業ヲ相續ニ依リ承繼シタル者又ハ廢業シタル者ハ三十日内ニ營業所毎ニ之ヲ地方長官ニ届出ツベシ、營業讓渡ノ場合ニ於テハ讓渡人及讓受人連署ヲ以テ前項ノ規定ニ準シ之ヲ届出ツベシ、營業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ營業ヲ承繼スル

者ナキハ戸籍法ニ依ル死亡又ハ失踪ノ届出義務者ヨリ第一項ノ規定ニ準シ之ヲ届出ツベシ

第三條 地方長官ハ輸出又ハ移出スル賣藥ニシテ衛生上危害ヲ生ズル虞アリト認ムルハ其所有者ヲシテ之ヲ廢棄セシメ若ハ直接ニ廢棄シ其他必要ナル處分ヲ爲シ又ハ營業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得但所有者又ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生ズル虞ナキ方法ニ依リ處置セムコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

第四條 第一條若ハ第二條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキ又ハ第三條ノ規定ニ依リ營業禁止若ハ停止ノ處分ヲ爲シタルハ届出事由發生又ハ處分ノ年月日方名氏名年月又ハ法人ノ名稱住所及營業所ヲ示シテ之ヲ當該地方長官ヨリ所轄稅務署ニ通知スベシ

第五條 第三條ノ規定ニ依ル營業禁止又ハ停止ノ處分ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス第一條第二項又ハ第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ大正三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎賣藥稅法

〔明治三十八年五月法律第七十一號〕

〔四十三年三月法律第八號ヲ以テ改正〕

第一條 本法ニ於テ賣藥營業者ト稱スルハ賣藥規則ニ依ル賣藥營業者ヲ謂フ

第一條ノ二 賣藥營業者ニハ藥劑一方毎ニ一年間製造高ノ定價總額ニ應シ毎年左ノ賣藥營業稅ヲ課ス

定價總額 三百圓未満ノモノ	金三圓	定價總額 五百圓未満ノモノ	金五圓		
全	千圓未満ノモノ	金七圓	全	二千圓未満ノモノ	金九圓
全	三千圓未満ノモノ	金十二圓	全	五千圓未満ノモノ	金十七圓
全	一萬圓未満ノモノ	金二十三圓	全	二萬圓未満ノモノ	金三十二圓
全	三萬圓未満ノモノ	金四十二圓	全	五萬圓未満ノモノ	金五十七圓
全	七萬圓未満ノモノ	金七十二圓	全	十萬圓未満ノモノ	金八十七圓
全	十萬圓以上ノモノ	金百二圓			

前項ノ定價總額ハ前年中ノ總額ニ依ル但シ前年又ハ其年免許ヲ受ケタルモノニ付テハ其年製造高ノ豫算定價額ニ依ル

外國ニ輸出スル賣藥ニ付テハ外國ニ輸出セサル賣藥ニ準シ定メタル價格ヲ以テ定價ト看做ス

第一條ノ三 賣藥營業者ニ箇所以上ニ於テ營業スルトキハ營業場毎ニ前條ノ賣藥營業稅ヲ納ムヘシ

第一條ノ四 賣藥營業者ハ毎年一月十五日迄ニ課稅標準額ヲ所轄收稅官廳ニ申告スヘシ但其年免許ヲ受ケタル者ハ免許ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ申告スヘシ

第一條ノ五 賣藥營業稅ハ年額ヲ二分シ一月及七月之ヲ徵收ス但シ納期限ヲ經過シテ免許ヲ受ケタル場合ニ於テハ當該納期ニ納ムヘキ稅金ハ即納トス
賣藥營業者六月前ニ廢業シ又ハ賣藥ノ發賣ヲ禁止セラレタルトキハ七月ニ納ムヘキ稅金ハ之ヲ免除ス

第一條ノ六 北海道及府縣ハ賣藥營業稅ニ對シ本稅百分ノ三以内ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得
市町村及北海道沖繩縣ノ區ハ賣藥營業稅ニ對シ本稅百分ノ五以内ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得

第二條 賣藥ニハ定價一割ノ賣藥印紙稅ヲ課ス定價一錢未満ナル時又ハ一錢未満ノ端數アルトキハ一錢未満ノ金額ハ總テ之ヲ一錢トシテ賣藥印紙稅ヲ計算ス賣藥印紙稅ハ印紙ヲ貼用シテ納ムヘキモノトス

第三條 賣藥營業者ハ賣藥ノ容器又ハ包紙等ニ定價ヲ附記シ其賣藥印紙稅ニ相當スル印紙ヲ貼用シ印紙面ヨリ他所ニカケ消印スヘシ

第四條 賣藥營業者ハ賣藥ノ容器又ハ包紙等ニ貼用印紙ヲ破毀スルニ非レハ賣藥ヲ取出スコトヲ得

サルノ装置ヲ爲スヘシ

第五條 賣藥營業者定價ヲ増加シテ賣藥ヲ販賣セントスルトキハ其定價ヲ改記シ其賣藥印紙稅ニ相當スル印紙ヲ増貼スヘシ

第六條 賣藥營業者請賣商及行商者ハ帳簿ヲ調製シ賣藥ノ製造出入ニ關スル事實ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ

第七條 賣藥營業者ハ相當印紙ノ貼用ナキ賣藥第三條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲サザル賣藥又ハ第四條ノ装置ヲ爲ササル賣藥ヲ販賣スルコトヲ得ス

賣藥請賣者又ハ行商者ハ相當印紙ノ貼用ナキ賣藥第三條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル賣藥又ハ第四條ノ装置ヲ爲ササル賣藥ヲ所持スルコトヲ得ス

第八條 收稅官吏ハ前條ニ違反シタル賣藥ヲ發見スルトキハ處罰セラレタルト否トヲ問ハズ賣藥營業者ノ費用ヲ以テ印紙ヲ貼用シ貼用印紙ニ消印シ又ハ相當ノ装置ヲ爲スコトヲ得

前項ノ費用徵收ニハ國稅徵收法ノ規定ヲ準用ス

第九條 收稅官吏ハ賣藥ノ所在ニ就キ検査ヲ爲シ又ハ賣藥營業者請賣者及行商者ノ帳簿ヲ檢閱スルコトヲ得

第十條 外國ニ輸出スル賣藥ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ賣藥印紙稅ヲ免除ス

前項ノ賣藥ニ付テハ第二條乃至第五條第七條第八條及第十一條乃至第十三條ヲ適用セス

第十一條 賣藥營業者ニシテ所持ノ賣藥中性効ヲ失シタルモノヲ廢棄セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ既貼印紙ト新印紙トノ交換ヲ請求スルコトヲ得

第十二條 賣藥營業者相當印紙ノ貼用ナキ賣藥ヲ販賣シ又ハ附記定價以上ニ賣藥ヲ販賣シタルトキハ脫稅高二十倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ脫稅高二十倍ノ金額五圓ニ達セサルトキハ五圓ノ科料ニ處ス

賣藥爆業者定價ヲ附記セザル賣藥ヲ販賣シタルトキハ二圓以上三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス因リテ脫稅ヲ爲シタル者ハ前項ニ依リ處斷ス

第十三條 賣藥營業者第三條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル賣藥又ハ第四條ノ装置ヲ爲ササル賣藥ヲ販賣シタルトキハ三圓以上五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

賣藥請賣者又ハ行商者相當印紙ノ貼用ナキ賣藥ヲ所持又ハ販賣シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處シ第三條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル賣藥又ハ第四條ノ装置ヲ爲ササル賣藥ヲ所持又ハ販賣シタルトキハ三圓以上五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十三條ノ二 第一條ノ四ノ申告ヲ爲サス又ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタル者ハ一圓以上ノ科料ニ處ス因テ賣藥營業稅ヲ逋脱シタル者ハ脱稅金額三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス

第十四條 賣藥營業者請賣者又ハ行商者賣藥ノ製造出入ニ關スル帳簿書類ヲ隱匿シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處シ帳簿ヲ調製セス又ハ其記載ヲ忘リ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十五條 收稅官吏ノ尋問ニ對シ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ收稅官吏ノ職務執行ヲ拒ミ之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス其刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第十六條 本法ノ規定ニ違反シタル者ニハ刑法ノ減輕再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用キズ

第十七條 賣藥營業者請賣者及行商者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法ノ規定ニ依リ賣藥營業者請賣者及行商者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十八條 賣藥營業者請賣者及行商者ハ其代理人戸主家族同居者雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本法ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第十九條 賣藥類似品及其營業者及行商者ニ關シテハ本法ノ規定ヲ準用ス

賣藥類似品ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 本法ニ依リ賣藥營業稅ヲ課セラレタル者ニハ營業稅ヲ課セズ

附 則

賣藥印紙稅規則ハ之ヲ廢止ス

本法施行ノ際販賣ノ爲賣藥類似品ヲ所持スル者ハ本法施行ノ日ヨリ三十日以内ニ本法第三條及第四條ニ依リ印紙ヲ貼用スベシ

本法ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

賣藥規則中及非常特別稅法中賣藥營業稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

◎賣藥稅法施行規則

〔明治三十八年五月〕
〔勅令第五百五十五號〕

〔四十三年勅令第四〕
〔四五號ニテ改ム〕

第一條 賣藥營業者ハ賣藥ノ容器又ハ包紙等ニ其住所氏名又ハ名稱ヲ記載スヘシ

第二條 賣藥營業者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 一 製造又ハ輸入シタル賣藥ノ品名數量定價及其製造又ハ輸入ノ日
- 二 他ニ引渡シタル賣藥ノ品名數量價額引渡ノ日及其引渡先

- 三 買入レタル印紙ノ數量金額及其買入先
- 四 貼用シタル印紙ノ數量金額

小賣ノ場合ニ於テハ前項第二號引渡先ノ記載ヲ要セズ

第三條 賣藥請賣者及行商者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 一 引取リタル賣藥ノ品名數量價額引取ノ日及引取先
- 二 他ニ引渡シタル賣藥ノ品名數量價額及引渡ノ日

第四條 收稅官吏賣藥稅法第八條第一項ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ調書ヲ作り違反ニ係ル賣藥ヲ所持スル者ト共ニ署名捺印スヘシ

前項ノ場合ニ於テ違反ニ係ル賣藥ヲ所持スル者署名捺印ヲ爲スコト能ハサルトキ又ハ之ヲ拒ミタルトキハ收稅官吏ハ其旨ヲ調書ニ記載スヘシ

第五條 賣藥ヲ外國ニ輸出シ賣藥印紙稅ノ免除ヲ得ムトスル者ハ收稅官吏ノ承認ヲ受ケ他ノ賣藥ト區別シテ之ヲ藏置スヘシ

前項ノ賣藥ヲ運搬セムトスルトキハ運搬線路及運搬先又ハ輸出港ヲ定メ收稅官吏ノ承認ヲ受クベシ

前二項ノ場合ニ於テ收稅官吏必要ト認ムルトキハ其賣藥ニ封印ヲ施シ又ハ之ヲ護送スルコトアルヘシ

第六條 前條第一項ノ承認ヲ受ケタル後六箇月ヲ過キ賣藥ヲ輸出セサルトキハ承認ハ其効力ヲ失フ

前條第一項ノ承認ガ効力ヲ失ヒタルトキ又ハ輸出ノ目的ヲ廢止シタルトキハ賣藥營業者又ハ輸出者ニ於テ其賣藥ニ印紙ヲ貼用シ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ但收稅官吏ノ承認ヲ受ケ賣藥ヲ廢棄スルトキハ印紙ノ貼用ヲ要セス

前項輸出者ニ關シテハ賣藥營業者ノ例ニ依ル

第六條ノ二 第五條ノ藏置又ハ運搬中賣藥ノ裝置ノ變更ヲ要スルニ至リタルトキハ收稅官吏ノ承認ヲ受ケ製造場へ戻入スルコトヲ得此場合ニ於テハ第五條第三項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ賣藥ヲ輸出セントスルトキハ更ニ第五條ノ承認ヲ受クヘシ

第七條 賣藥稅法第十一條ニ依リ印紙ノ交換ヲ請求セムトスル者ハ賣藥ノ品名數量定價及交付ヲ受クヘキ印紙各種枚數ヲ記載シタル書面ニ其賣藥ヲ添へ所轄稅務署へ提出スヘシ

第八條 左ノ場合ニ於テハ所轄稅務署ハ印紙ノ交紙ノ交換ヲ爲サス

- 一 既貼印紙ノ金額一口十圓未滿ナルトキ

- 二 賣藥ノ裝置又ハ印紙ノ貼用不完全ナルトキ
- 三 既貼印紙汚染又ハ毀傷ニ係ルトキ

第九條 印紙ノ交換ハ左ノ割合ニ依ル

- 一 既貼印紙二十圓未満一圓ニ付新印紙八十錢
- 二 既貼印紙二十圓以上一圓ニ付新印紙八十五錢

第十條 所轄稅務署ニ於テ印紙ノ交換ヲナスヘキモノト認メタルトキハ既貼ノ印紙ニ消印シ又ハ之ヲ切斷シタル後其賣藥ヲ下戻シ同時ニ新印紙ヲ貼布スヘシ

第十一條 藥品ヲ用キ又ハ之ヲ配伍シテ製造シタル物品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル効驗アリトシテ發賣スルモノハ賣藥稅法第十九條ニ依ル賣藥類似品トス但シ醫藥又ハ單ニ滋養若クハ消毒ノ効驗アリトスルモノ及大藏大臣ノ特ニ認許シタルモノハ此限ニ在ラス

- 一 疾病ヲ豫防スルコト
- 二 治病ニ効驗アリト謂フニ非サルモ心身ヲ爽快ニシ音聲ヲ改善シ又ハ精氣ヲ増進スルコト
- 三 皮膚毛髮ノ色澤組織ヲ變更シ又ハ身体ノ惡臭ヲ去ルコト
- 四 疥癬其他皮膚ノ障害ヲ除去スルコト

第十二條 前條但書ニ依リ大藏大臣ノ認許ヲ得ムトスル者ハ其物品ノ製造方法及効能ヲ記載シ見本ヲ添ヘ所轄稅務署ヲ經由シテ大藏大臣ニ申請スヘシ

第十三條 收稅官吏ハ賣藥營業者請賣者及行商者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ズ

第十四條 本令中賣藥營業者請賣者及行商者ニ關スル規定ハ之ヲ賣藥類似品營業者ニ準用ス

附 則 本令ハ賣藥稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎醫師法

〔明治三十九年五月法律第四十七號〕

第一條 醫師タラントスル者ハ左ノ資格ヲ有シ內務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

- 一 帝國大學醫科大學醫學科又ハ官立公立若ハ文部大臣ノ指定シタル私立醫學專門學校醫學科ヲ卒業シタルモノ
- 二 醫師試驗ニ合格シタル者
- 三 外國醫學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ醫師免許ヲ得タル者ニシテ命令ノ規定ニ該當スル者

醫師試験ハ中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ノ卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ醫學專門學校ヲ卒業シ若ハ外國醫學校ニ於テ四箇年以上ノ醫學課程ヲ修了シタル者ニ非サレバ之ヲ受クルコトヲ得ス

第二條 左ニ掲グル者ハ免許ヲ受クルコトヲ得ズ

- (一) 重罪ノ刑ニ處セラレタル者但シ國事犯ニシテ複權シタルトキハ此限ニ在ラズ
- (二) 公權停止中ノ者
- (三) 未成年者禁治産者準禁治産者啞者及盲者

第三條 禁錮ニ處セラレタル者又ハ醫事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者ニハ免許ヲ與ヘザルコトアルベシ

第四條 内務省ニ醫籍ヲ備ヘ醫師免許ニ關スル事項ヲ登録ス登録スベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 醫師ハ自ラ診察セスシテ診斷書處方箋ヲ交付シ若ハ治療ヲ爲シ又ハ檢察セズシテ檢案書若ハ死産證書ヲ交付スルコトヲ得ズ

但シ診療中ノ患者死亡シタル場合ニ交付スル死亡診斷書ニ付テハ此限ニ在ラズ(四十二年法律第 四十四號改正)

第六條 醫師ハ診療簿ヲ備ヘ十年間之ヲ保存スベシ(同上改正)

第七條 醫師ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズ業務上學位稱號及專門科名ヲ除クノ外其技能療法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ズ(同上改正)

第八條 醫師ハ醫師會ヲ設立スルコトヲ得醫師會ニ關スル規程ハ内務大臣之ヲ定ム

第九條 醫師會ハ醫事衛生ニ關シ官廳ノ諮問ニ應シ又ハ建議ヲ爲スコトヲ得

第十條 醫師第二條第一號又ハ第三號ニ該當スルトキハ其免許ヲ取消スベシ醫師禁錮ニ處セラレタルトキ又ハ業務ニ關シ罰金ニ處セラレ若ハ不正ノ行爲アリタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ醫業ヲ停止スルコトアルベシ其事免許以前ニ係ル場合亦同シ

本條ノ取消處分ヲ受ケタルモノト雖第二條第三號ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ與フルコトアルベシ

本條ノ處分ハ内務大臣之ヲ行フ但シ第二項及第三項後段ノ場合ニ於テハ中央衛生會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス

第十一條 免許ヲ受ケズシテ醫業ヲ爲シタル者停止中醫業ヲ爲シタル者又ハ第五條第六條第七條若ハ第十三條第三項但書ニ違背シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

第十二條 本法ハ明治三十九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本法施行前ノ醫術開業免狀ハ本法施行ノ後ト雖其效力ヲ有ス本法施行前第一條第一項第

一號ニ該當セサル官立府縣立醫學校ヲ卒業シタル者ニハ第一條第一項ノ資格ヲ有セザルモ免許ヲ
與フルコトアルベシ本法施行以前醫術假開業免狀ヲ得タル者ハ本法施行ノ後ト雖醫業ヲ爲スコト
ヲ得但免許地域外ニ診察所治療所又ハ其出張所ヲ設クルコトヲ得ズ

前項但書ノ規定ハ往診治療ヲ爲スコトヲ妨ケズ

第十四條 本法施行後八箇年間ハ第一條第二項ノ規定ヲ適用セズ醫術開業試験規則ニ依リ醫術開業

試験ヲ舉行ス

前項ニ依リ醫術開業前期試験ニ合格シタル者ハ大正三年十月三十一日迄ニ届出テ特ニ定メタル醫
術開業後期受驗資格名簿ニ登録スルヲ要ス〔大正三年四月法律〕
〔第三十八號改正〕

受驗資格名簿ニ登録シタル者ニ限り大正五年九月迄醫術開業試験ヲ舉行ス〔同上改正〕

前三項ノ試験ニ合格シタル者ハ第一條第一項ノ資格ヲ有スル者ト看做ス〔同上改正〕

◎醫師法施行規則〔明治三十九年九月內務省令第二十七號〕

第一條 醫師免許ヲ受ケムトスル者ハ醫師法第一條第一項又ハ第十三條第二項規定ノ資格並住所氏

名ヲ記載シタル申請書ニ戸籍謄本又ハ戸籍抄本ヲ添ヘ住所地ノ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ提出
スベシ〔四十二年省令〕
〔第十七號改正〕

内務大臣ハ免許ヲ與フルトキハ醫籍ニ登録シ醫師免許證ヲ下付ス

第二條 醫籍ニ登録スベキ事項左ノ如シ

- 一 登録番號及登録年月日
- 二 族籍〔外國人ナルトキハ其ノ國籍〕氏名生年月日女子ナルトキハ其旨
- 三 醫師法第一條第一項又ハ第十三條第二項規定ノ資格ヲ取得シタル年月日
- 四 免許ノ取消醫業ノ停止其ノ事由期間及年月日
- 五 抹消ノ事由及年月日

第三條 醫師前條第二號ノ登録事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其事由ヲ記シ免許證及戸籍謄本又ハ戸

籍抄本ヲ添ヘ三十日以内ニ住所地ノ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ醫籍ノ訂正ヲ申請スベシ〔同上〕

前條第三號ノ登録事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ其事由ヲ記シ免許證ヲ添ヘ住所地ノ地方長官ヲ經

由シ内務大臣ニ醫籍ノ訂正ヲ申請スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テハ免許證ヲ書換ヘ下付ス

第四條 醫師免許證ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ三十日以内ニ住所地ノ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ再下付ヲ申請スベシ
前項免許證ノ再下付ヲ申請スル者ハ手数料金一圓ヲ納付スベシ
亡失シタル免許證ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ其ノ地ノ地方長官ニ提出スベシ

第五條 第一條第三條及第四條ノ申請ヲ爲ス者ハ登録稅又ハ手数料ニ相當スル收入印紙ヲ申請書ニ貼用スベシ既ニ納付シタル登録稅又ハ手数料ハ之ヲ還付セズ

第六條 醫師醫籍登錄ノ抹消ヲ申請セントスルトキハ住所地ノ地方長官ヲ經由シ免許證ヲ内務大臣ニ返納スベシ醫師失踪ノ宣告ヲ受ケ又ハ死亡シタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ三十日以内ニ前項ノ手續ヲ爲スベシ

第七條 醫師其ノ住所ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ地方長官ニ届出ヘシ其ノ移轉ニ依リ管轄地方廳ヲ異ニシタルトキハ新舊兩地ノ地方長官ニ届出ベシ

第八條 醫師自己又ハ他人ノ診察所治療所若ハ其ノ出張所ニ於テ醫業ヲ開始シタルトキハ十日以内ニ所在地ノ地方長官ニ届出ベシ其ノ之ヲ休止廢止シ又ハ診察治療ノ場所ニ移動ヲ生シタルトキ亦同シ但シ其ノ異動ニ依リ管轄地方廳ヲ異ニシタルトキハ新舊兩地ノ地方長官ニ届出ヘシ官立又

ハ公立ノ病院ニ於テ診察治療ニ從事スル場合ハ前項ニ依ルノ限リニ在ラズ
診察所又ハ治療所ト稱スルハ公衆ノ需ニ應ジ診察又ハ治療ヲ爲ス場所ヲ謂フ

第九條 醫師死體又ハ四箇月以上ノ死産兒ヲ檢案シ異常アリト認メタルトキハ二十四時間以内ニ所轄警察署ニ届出ヘシ

第九條ノ二 醫師ハ法令ノ規定ニ依リ必要アル者ニ正當ノ事由ナクシテ診斷書檢案書又ハ死産證書ノ交付ヲ拒ムコトヲ得ス
〔四十二年省令第十七號追加〕

第九條ノ三 醫師ハ其ノ診察シタル患者ニ交付スル處方箋ニ患者ノ氏名、年齢、藥名、分量用法、用量、處方ノ年月日ヲ記載シ及署名又ハ捺印スベシ〔同上〕

第九條ノ四 醫師ハ診療簿ニ其治療シタル患者ノ氏名年齢病名及療法ヲ記載スベシ但シ其ノ不明ナルモノハ患者廢療ノ時其旨ヲ記載スベシ〔同上〕

第十條 醫師其ノ診察治療スル患者ニ自ラ藥劑ヲ交付スルトキハ容器又ハ包紙ニ其ノ用法患者ノ氏名及診察所治療所ノ名稱又ハ自己ノ氏名ヲ明記スベシ

第十一條 地方長官ハ醫師法第十條ノ處分ヲ必要ト認ムルトキハ内務大臣ニ具申スベシ

第十二條 醫師法第十條ニ依リ免許取消處分ヲ受ケタル者ハ五日以内ニ住所地ノ地方長官ヲ經由シ

免許證ヲ内務大臣ニ返納スベシ

二八〇

第十三條 醫師法第十條ニ依リ停止處分ヲ受ケタル者ハ五日以内ニ免許證ヲ住所地ノ地方長官ニ提出スベシ

前項ノ場合ニ於テ地方長官ハ其要旨ヲ免許證ニ裏書シ捺印ノ上領置シ期間滿了ノ後之ヲ還付スベシ

第十四條 左ニ掲グル場合ニ於テハ族籍氏名事由其他必要ト認ムル事項ヲ官報ニ公告ス

一 醫籍ニ登録シ又ハ抹消シタルトキ

一 免許證再下附ノトキ

一 醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

第十五條 第三條第一項第四條第一項第三項第六條第二項第七條及第八條第一項ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス 〔四十二年省令〕
〔第十七號改正〕

第十六條 第九條第九條ノ二第九條ノ三第九條ノ四第十條第十二條及第十三條第一項ニ違背シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス(同上)

附 則

本則ハ明治三十九年法律第四十七號醫師法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ明治四十二年法律第四十四號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス 〔四十二年省令〕
〔令第十七號〕

◎醫師會規則 〔明治三十九年十一月〕
〔內務省令第三十三號〕

第一條 醫師會ハ郡市區醫師會及道府縣醫師會トス

本令ニ依リテ設立シタル醫師會ニ非レバ前項ノ名稱ヲ附スルコトヲ得ズ

第二條 郡市醫師會ヲ設立セントスルトキハ其ノ會員トナルベキ者十人以上發企人ト爲リ會則案ヲ作り其ノ會員ト爲ルベキ者ノ總會議ニ付スベシ

前項ノ總會議ハ會員トナルベキ者ノ全員三分ノ二以上出席シ出席員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレバ議決ヲ爲スコトヲ得ズ會員ト爲ルベキ者百人以上ニ及フトキハ總會議ニ出席スル者ニ委任シテ表決權ヲ行フコトヲ得此場合ニ於テハ委任者ヲ出席員ノ數ニ加算ス

第三條 郡市醫師會設立ノ議決ヲ經タルトキハ發企人ハ會則ヲ添へ地方長官ノ認可ヲ請フベシ地方長官ニ於テ前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ郡市醫師會設立ノ旨ヲ告示スベシ

第四條 道府縣内三分ノ二以上ノ郡市ニ於テ郡市醫師會設立ニ至リタルトキハ道府縣醫師會ヲ設立スルコトヲ得

二八一

第五條 道府縣醫師會ヲ設立セントスルトキハ郡市醫師會協議シ其ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ會則ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ請フベシ

前項ノ場合ニ於ケル郡市醫師會ノ同意ハ各其ノ總會ニ於テ會員又ハ議員ノ總數三分ノ二以上ノ多數決ナルコトヲ要ス地方長官ニ於テ本條ノ認可ヲ爲シタルトキハ道府縣醫師會設立ノ旨ヲ告示スベシ

第六條 郡市醫師會總會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ會員中ヨリ撰舉シタル議員ヲ以テ組織スルコトヲ得道府縣醫師會總會ハ郡市醫師會ニ於テ選舉シタル議員ヲ以テ組織ス

前二項ノ場合ニ於テ地方長官ハ必要ト認ムルトキハ醫事衛生ニ關シ學識又ハ經驗スルモノニ就キ議員總數五分ノ一以内ノ特別議員ヲ命スルコトヲ得特別議員ハ總會ニ出席シ議事ニ參與シ議決ニ加ハルモノトス但シ會則ニ別段ノ規定アル場合ハ此限リニ在ラズ

第七條 醫師會ハ其ノ總會ノ議決ニ依リ之ヲ解散スルコトヲ得此場合ニ於テハ十日以内ニ地方長官ニ届出ヘシ

前項ノ議決ハ會員又ハ議員ノ總數三分ノ二以上ノ多數決ナルコトヲ要ス

第八條 官立若ハ公立ノ病院ヲ除ク外自己又ハ他人ノ診察所治療所若ハ其出張所ニ於テ醫業ニ従事

スル醫師ハ總テ其所在地ノ郡市醫師會ノ會員トス前項以外ノ醫師ト雖モ會則ノ定ムル所ニ依リ醫師會會員トナルコトヲ得地方長官ハ必要ト認ムルトキハ前二項以外ノ醫師ニ對シ醫師會加入ヲ命スルコトヲ得

第九條 道府縣醫師會ハ其道府縣内ニ在ル郡市醫師會ノ全部ヲ以テ組織ス

第十條 郡市醫師會ハ會員中醫師法第二條第三號ニ該當シ又ハ業務ニ關シ不正ノ行爲アリテ免許取消又ハ醫業停止處分ヲ必要ト認ムトキハ其意見ヲ地方長官ニ具申スルコトヲ得郡市醫師會ハ會員中免許取消又ハ醫業停止處分ヲ爲サトスル者アル場合ニ於テ辨疏ヲ必要ト認ムルトキハ其事實ヲ內務大臣ニ具申スルコトヲ得醫師法第十條第三項ニ該當スルモノアリト認ムルトキハ亦同シ

第十一條 郡市醫師會々則ニハ會則ニ違背シタル會員ニ對シ百圓以下ノ過怠金ヲ徴收スルノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十二條 行政廳ハ醫事衛生ニ關スル報告又ハ調査ヲ醫師會ニ命スルコトヲ得

第十三條 醫師會ノ費用ハ郡市醫師會ニ在リテハ會員ノ負擔トシ道府縣醫師會ニ在リテハ郡市醫師會ノ負擔トス

第十四條 醫師會々則ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ外醫師會ノ議決ニシテ届出又ハ認可ヲ要スルモノハ地方長官之ヲ定ム

第十五條 醫師會ノ議決ニシテ法令會則ニ違背シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ地方長官ハ其議決ヲ取消シ又ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ議員ノ改選若ハ醫師會ノ解散ヲ命スルコトヲ得役員ノ行爲ニシテ法令會則ニ違背シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ解職ヲ命スルコトヲ得

前項ニ依リ解職セラレタル者ハ三箇年間役員ト爲ルコトヲ得ズ

第十六條 北海道沖繩及島嶼ニ關シ別段ノ規定ヲ要スルモノハ地方長官之ヲ定ム

附 則

第十七條 土地ノ狀況ニ依リ二以上ノ都市ニ於ケル醫師共同シ醫師會ヲ設立スルコトヲ得土地ノ狀況ニ依リ第二條及第三條ノ手續ニ準シ道府縣醫師會ヲ設立スコトヲ得此場合ニ於テハ都市醫師會ハ解散スルモノトス

前項ノ場合ニ於テハ道府縣醫師會ノ支部ヲ置クコトヲ得本令中都市醫師會ニ關スル規定ハ本條第一項ヲ除ク外之ヲ本條第二項ノ醫師會ニ適用ス

第十八條 東京市京都市大阪市ニ於テハ區醫師會ヲ設立シ區醫師會協議シ第四條及第五條ノ規定ニ

準シ市醫師會ヲ設立スルコトヲ得第二條及第三條ノ手續ニ依リ市醫師會設立ニ至リタルトキハ前項ノ區醫師會及市醫師會ハ解散スルモノトス此場合ニ於テハ市醫師會ノ支部ヲ置クコトヲ得本令中都市醫師會ニ關スル規定ハ第四條及第五條ヲ除ク外之ヲ區醫師會ニ準用シ道府縣醫師會ニ關スル規定ハ之ヲ本條第一項ノ市醫師會ニ準用ス

●外國醫師免許ニ關スル件 〔明治三十九年九月勅令第二百四十四號〕

第一條 醫師法第一條第一項第三號ニ依リ免許ヲ與フル者左ノ如シ

- 一 内務大臣ノ指定シタル外國ノ國籍ヲ有シ其國ニ於テ醫師免許ヲ得タル者ニシテ内務大臣ニ於テ適當ト認定シタル資格ヲ有スル者
- 二 外國醫學校ノ卒業證書又ハ外國ノ醫師免許證書ヲ有スル帝國臣民ニシテ内務大臣ニ於テ適當ト認定シタル者

第二條 前條第一號ニ依リ指定ヲ爲スハ帝國ノ醫師ニ對シ試験ヲ要セズ醫師免許ヲ與フル國タルコトヲ要ス

●外國指定ノ件 〔明治三十九年九月内務省令第三十號〕

明治三十九年勅令第二百四十四號第一條第一號ニ依リ左記外國ヲ指定ス

●醫師診斷書等ノ作成方 〔明治三十三年九月内〕
〔務省令第四十一號〕

第一條

醫師ハ其ノ作爲スヘキ死亡診斷書又ハ死體檢案書ニ左ノ諸件ヲ記載スヘシ

- 一 死亡者ノ氏名其職業及其出生ノ年月日
- 二 病死者ニ在テハ其病名自殺者ニ在テハ其手段自殺以外ノ變死者及中毒者ニ在リテハ其種類
- 三 發病ノ年月日
- 四 死亡ノ年月日及其場所

第二條

醫師及產婆ハ其作爲スヘキ死産證書又ハ死胎檢案書ニ左ノ諸件ヲ記載スヘシ

- 一 父ノ氏名職業私生子ニ在テハ母ノ氏名職業及父母ノ出生ノ年月日
- 二 死胎ノ嫡出子庶子私生子別及男女別
- 三 妊娠ノ月數
- 四 分娩ノ年月日時及其場所

附 則

本令ハ明治三十四年一月一日ヨリ施行ス

●病院醫院其他診察所治療所ノ廣告ニ關スル件 〔明治四十二年七月〕
〔内務省令第十九號〕

第一條

病院醫院其他公衆ノ需ニ應シ診察治療ヲ爲ス設立者ハ業務上何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス其診察所治療所ノ療法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ズ

前項診察所又ハ治療所ニ於テ診察治療ニ從事セシムル醫師又ハ齒科醫師ノ技能療法又ハ經歷ニ關シテ亦前項ニ同シ但其學位稱號及専門科名ハ此限ニ在ラズ

第二條

第一條ニ違背シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三條

設立者ガ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス

設立者ハ其代理人又ハ使用人其他ノ從業者ニシテ本令ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其使用人其他ノ從業者ニシテ本令ニ違背シタル場合ニ於テハ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

◎種痘法

〔明治四十二年四月〕
〔法律第三十五號〕

第一條

種痘ハ左ノ定期ニ於テ之ヲ行フ但シ痘瘡ヲ經過シタル者ニ就テハ此限ニ在ラズ

- 一 第一期 出生ヨリ翌年六月ニ至ル間但シ不善感ナルトキハ翌年六月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フベシ

- 二 第二期 數ヘ歳十歳但不善感ナルトキハ翌年十二月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フベシ

定期前二年以内ニ善感シタル種痘ハ第二期ノ種痘ト見做ス

第二條

保護者ハ未成年者ヲシテ種痘ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フ

第三條

左ニ掲グル者ハ未成年ノ生徒院生若ハ之ニ準スヘキ者又ハ未成年ノ寄寓者ヲシテ種痘ヲ受ケシメ又ハ保護者ヲシテ其義務ヲ履行セシムヘシ

- 一 學校育兒院又ハ之ニ準スベキ場所ノ校長院長其他首長
- 二 教育監護又ハ備使ノ目的ヲ以テ人ヲ寄寓セシムル者

前項各號ニ掲クル者ノ法定代理人ニ前項ノ規定ヲ適用ス

第四條

新ニ保護者トナリ又ハ新ニ前條ノ關係ヲ生シタルトキハ種痘ヲ受ケザルカ又ハ之ヲ受ケタル證據不明ナル未成年者ヲシテ六月以内ニ種痘ヲ受ケシメ又ハ保護者ヲシテ其義務ヲ履行セシムベシ、前項期間内ニ其手續ヲ爲シ難キ事由アルトキハ市町村長（區長ヲ以テ戶籍吏ニ充ツル市ニ

於テハ區長以下之ニ準ス）ニ届出ツヘシ

未成年者ヲ備使スル雇主ニ關シテハ其之ヲ寄寓セシメサル場合ト雖モ前二項ノ規定ヲ適用ス

前條第二項ノ規定ハ前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條

市町村ハ種痘ヲ施行スヘシ

第六條

市町村長ハ種痘定期ニ在ル者ノ種痘期日ヲ指定スヘシ

第七條

疾病其他ノ事故ニ依リテ市町村長ノ指定シタル期日ニ種痘ヲ受ケシムルコト能ハサル場合ニ於テハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ其事由ヲ具シ市町村長ニ猶豫ヲ申請スルコトヲ得

前項ニ依リ種痘ヲ猶豫シタルトキハ市町村長ハ其證ヲ交付スベシ

第八條

市町村長ハ第一期種痘ヲ完了シ又ハ之ヲ要セサルニ至リタル者ヲ戶籍吏ニ通知シ戶籍吏ハ籍簿ノ欄外ニ符號ヲ以テ之ヲ記入スベシ

前項ノ記入ニ關スル事務ニ付テハ戶籍法第五條ノ規定ヲ準用ス

第九條

市町村長ノ指定シタル期日ニ種痘ヲ受ケズ其他種痘ヲ怠リ又ハ之ヲ受ケタル證據不明ナル未成年者アルトキハ市町村長ハ更ニ期日ヲ指定シテ種痘ヲ受ケシメ又ハ直ニ種痘ヲ行フベシ

第十條

種痘ヲ怠リタル者又ハ種痘ヲ受ケタル證據不明ナル者ノ定期外ニ受ケタル種痘ハ第一條第

二項ノ場合ヲ除クノ外其定期種痘ト看做ス

二九〇

第十一條 第五條ノ種痘ヲ受ケタル者ノ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ市町村長ノ指定シタル期日ニ於テ檢診ヲ受ケシムベシ但シ其期日ニ檢診ヲ受ケシムルコト能ハサル事由アルトキハ市町村長ニ届出ヘシ

市町村長ハ前項ノ檢診ヲ經タル者ニ種痘濟證ヲ交付スヘシ第一項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ痘漿ヲ採收スルコトヲ得

第十二條 醫師定期種痘ヲ施シタル者ヲ檢診シタルトキハ種痘證ヲ交付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ種痘證ヲ受ケタル者ノ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ十日以内ニ市町村長ニ届出ヘシ

第十三條 醫師ハ其診療ニ係ル痘瘡患者全治シタルトキ之ニ種痘經過證ヲ交付スベシ

第十四條 當該吏員ノ請求アルトキハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ種痘濟證又ハ種痘證ヲ提示セシム可シ但命令ニ別段ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス

第十五條 地方長官ハ痘瘡豫防上必要ト認ムルトキハ種痘ヲ受クヘキ者ノ範圍及期日ヲ指定シテ臨時種痘ヲ命スルコトヲ得

臨時種痘ニ關シテハ本法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第十六條 醫師虚偽ノ種痘證ヲ交付シ又ハ檢診セズシテ種痘證ヲ交付シタルトキハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 左ニ掲クル者ハ科料ニ處ス

(一) 第四條又ハ第十一條第一項ニ違反シタル者

(二) 保護者又ハ第三條ノ義務者ニシテ市町村長ノ指定シタル期日迄ニ種痘ヲ受ケシメサル者

第十八條 第十二條又ハ第十四條ニ違反シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第十九條 官廳公署及官立ノ學校等ニ於テハ第三條第一項乃至第三條ノ規定ニ準シ其措置ヲ爲スベシ

第二十條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人親權ヲ行フ者又ハ後見人ナキトキハ戸主戸主未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ戸主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ謂フ

本法中市町村又ハ市町村長トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スベキモノニ該當ス

二九一

本法ハ明治四十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
種痘規則ハ之ヲ廢止ス

本法施行前數ヘ歳七歳以前ニ種痘ヲ受ケタル者又ハ種痘ヲ受ケタルモ其時期不明ナル者ハ本法ニ依
ル第一期ノ種痘數ヘ歳八歳以後ニ種痘ヲ受ケタル者ハ第二期ノ種痘ヲ受ケタル者ト見做ス

本法施行第一條第一項ノ定期種痘ヲ經過シタル未成年者ニ付テハ第四條ノ規定ハ生來種痘ヲ受ケサ
ルカ又ハ之ヲ受ケタル證據不明ナル者ニ關シテ之ヲ適用ス

◎種痘法施行規則 〔明治四十二年十二月
內務省令第二十六號〕

第一條 市町村長（區長ヲ以テ戶籍吏ニ充ツル市ニ於テハ區長市町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ市
町村長ニ準スヘキモノヲ含ム以下之ニ做フ）ハ毎年三月ヨリ六月ニ至ル間ニ於テ現在人中左記各
號ニ該當スル者ノ種痘期日ヲ指定スヘシ

- 一 前年中出生ノ者
- 二 數ヘ歳十歳ノ者
- 三 前年ノ定期種痘不善感ノ爲更ニ種痘ヲ要スル者

地方長官（東京府ハ警視總監以下之ニ做フ）ハ必要ト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ハラズ種痘期日
ヲ指定セシムルコトヲ得

本條ノ指定ハ之ヲ公告スベシ

第二條 市町村長ハ市町村ニ於テ施行スル種痘ノ場所ヲ公告スベシ

第三條 保護者又ハ種痘法第三條ノ義務者ハ種痘定期ニ在ル未成年者ヲシテ第一條ノ期日迄ニ醫師
ニ就キ又ハ前條ノ種痘所ニ於テ種痘ヲ受ケシムヘシ

第四條 市町村長ハ痘瘡、猩紅熱、實布埤利亞（格魯布ヲ含ム）、丹毒、麻疹、百日咳ノ患者アル家
ノ未成年者ニ付テ必要ト認ムルトキハ別ニ期日ヲ指定シ又ハ別ニ定メタル場所ニ於テ種痘ヲ行フ
ベシ

第五條 種痘ヲ猶豫セラレタル者ノ保護者又ハ種痘法第三條ノ義務者ハ事故ノ消滅シ又ハ猶豫期間
ノ經過シタル日ヨリ三十日以内ニ種痘ヲ受ケシムベシ

第六條 種痘法第九條ノ未成年者アルトキハ市町村長ハ遅クモ次會ノ種痘施行期ニ於テ種痘期日ヲ
指定スベシ

前項規定ノ期日迄ニ種痘ヲ受ケサルトキハ市町村長ハ直ニ種痘ヲ行フベシ

第七條 檢診期日ハ種痘ヲ施シタル日ヨリ第六日乃至第八日ノ間ニ於テ之ヲ指定スベシ

第八條 種痘濟證種痘證及種痘猶豫證ハ附錄様式ニ據ルベシ

第九條 左記各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ之ヲ種痘濟證交付後又ハ届出ヲ受ケタル後二月以内ニ其本籍地ノ戶籍吏ニ通知スベシ

(一)第一期種痘善感シタル者

(二)第二期第二回ノ種痘不善感ナル者

(三)第一期種痘施行前痘瘡ヲ經過シタル者

第十條 市町村長ハ戶籍吏ヨリ前年中出生ノ本籍人ニシテ種痘法第八條ニ依ル符號ノ記入ナキ者ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ若シ其者カ本籍地外ニ在ルトキハ直ニ之ヲ其寄留地ノ市町村長ニ通知スヘシ

第十一條 種痘法第十二條第二項ノ届出ハ種痘證ヲ提示シ又ハ醫師ノ證明書ヲ得テ現住地ノ市町村長ニ口頭又ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
前項ノ届出ハ代人ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第十二條 種痘法第十四條ニ依リ警察官吏又ハ市町村吏員ノ請求アル場合ニ於テ左記各號ノ一ニ依

リ種痘ヲ完了シ又ハ之ヲ要セザルコトヲ證明スル者ハ種痘濟證又ハ種痘證ヲ提示スルコトヲ要セズ(様式畧ス)

一 種痘經過證

二 種痘猶豫證

三 小學校之ニ類スル各學校又ハ幼稚園ノ卒業證書修業證書又ハ保育證書ニ種痘ニ關スル事項ヲ記入シタルモノ

四 第一期種痘ニ付テハ種痘法第八條ニ依レル符號ノ記入アル戶籍謄本又ハ抄本

五 市町村長ノ證明書

六 種痘又ハ痘瘡ノ癍痕但第二期種痘ニ付ハ其證跡

第十三條 地方長官ハ臨時種痘ヲ命セムトスルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

附 則

本則ハ明治四十二年法律第三十五號種痘法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎傳染病豫防法

〔明治三十年三月〕
〔法律第三十六號〕

第一條 此法律ニ於テ傳染病ト稱スルハ「コレラ」、赤痢、腸チブス、痘瘡、發疹室扶私、猩紅熱、チフテリア〔格魯布〕及「ベスト」ヲ謂フ

前項ニ掲グル八病ノ外此法律ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル傳染病アルトキハ主務大臣之ヲ指定ス

明治三十年法律第三十六號傳染病豫防法第一條第二項ニ依リ「バラチブス」ヲ同法ニ依リ豫防法ノ施行ヲ必要トスル傳染病ト指定ス〔明治四十四年七月〕
〔內務省令第九號〕

本月十二日衛發第五五〇二號ヲ以テ疫病取扱ニ關シ御照會有之候處赤痢以外ニ疫病ナル疾病ノ存在スルコトハ尙疑問ニシテ所謂疫痢ト診斷セラレタルモノハ赤痢又赤痢疑似症ト被存候ニ付今日ノ處所謂「疫痢ト稱スルモノ」ノ取締ハ赤痢疑似症トシテ傳染病豫防法ヲ適用シ取締ヲ妥當ト相考候條右様御取計ニ相成様致度此段及回答談也〔明治四十四年六月福岡縣知事ニ答同衛發第四七〇號ヲ以テ各府縣通知〕

第二條 傳染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ地方長官ハ其傳染病ノ疑似症ニ對シ此法律ノ全部若ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

第三條 醫師傳染病患者ヲ診斷シ若ハ其死體ヲ檢案シタルトキハ其人ニ消毒方法ヲ指示シ且直ニ患者若ハ死體所在地ノ警察官吏、市町村長、區長、戶長、檢疫委員又ハ豫防委員ニ届出ベシ其轉歸ノ場合亦同シ

第四條 傳染病又ハ其疑アル患者若ハ死者アリタル家ニ於テハ速ニ醫師ノ診斷又ハ檢案ヲ受ケ又ハ直ニ其所在地ノ警察官吏、市町村長、區長、戶長、檢疫委員又ハ豫防委員ニ届出ヘシ

前項ノ届出ヲ爲スベキ義務者ハ一般民家ニ在リテハ戶主若ハ之ニ代ルベキ者、社寺、公立學校病院、製造所又ハ船舶、會社、各種事務所、貨席、興行場其他集會ノ場所ニ在リテハ其首長、代理人又ハ代理者トス

第五條 傳染病患者アリタル家其他傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル家ニ於テハ醫師又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ清潔方法及消毒方法ヲ行フベシ

第六條 清潔方法及消毒方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ當該吏員ハ傳染病患者ヲ傳染病院又ハ隔離病舎ニ入ラシムベシ

第八條 當該吏員ニ於テ必要ト認ムルキハ一定ノ日時間傳染病患者アリタル家其他傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル家ノ交通ヲ遮斷シ又ハ病毒感染ノ疑アル者ヲ隔離所其他適當ノ場所ニ隔離スルコトヲ得

第九條 傳染病患者及其死體ハ當該吏員ノ認可ヲ經ルニ非レバ他ニ移スコトヲ得ズ

第十條 傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ハ當該吏員ノ認可ヲ受クルニ非レバ使用、授與、轉遺棄又ハ移滌スルコトヲ得ズ

第十一條 傳染病患者ノ死体ハ當該吏員ニ於テ充分ト認ムル消毒方法ヲ施シタル後ニ非レバ埋葬スベカラズ、傳染病患者ノ死體ハ醫師ノ檢案ニ依リ當該吏員ノ認可ヲ經テ二十四時間内ニ埋葬スルコトヲ得

第十二條 傳染病患者ノ死體ハ火葬スヘシ但所轄警察官署ノ許可ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在ラス傳染病患者ノ死體ヲ土葬シタルトキハ三箇年ヲ經過スルニ非サレハ他ニ改葬スルコトヲ得ス但シ公共工事ノ爲必要アル場合ニ於テ所轄警察官署ノ許可ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 死體ヲ既ニ埋葬シ若ハ埋葬セントスル場合ニ於テハ傳染病患者タリシ疑アリタルトキハ當該吏員ハ死體及家屋其ノ他ニ對シ更ニ相當ノ處分ヲ爲サシムルコトヲ得

第十四條 傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ當該吏員ハ其ノ事由ヲ戶主、首長、管理人又ハ代理者ニ告知シ家宅、船舶其ノ他ノ場所ニ立入ルコトヲ得但シ當該吏員タルノ證票ヲ示スヘシ

第十五條 傳染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ市町村ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ市制第六十一條町村制第六十五條ニ依リ傳染病豫防委員ヲ置キ檢疫豫防ノ事ニ從ハシムヘシ但シ市町村會ノ議決ニ

依ルノ限ニ在ラス、豫防委員ニハ醫師ヲ加フヘシ其ノ醫師ヨリ出ツル者ハ市町村長之ヲ選任ス

第十六條 市町村ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ市町村内ノ清潔方法及消毒方法ヲ施行シ醫師其ノ他豫防上必要ナル人員ヲ雇入レ及器具藥品其ノ他物件ヲ設備スヘシ

第十七條 市町村ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ鼠族ノ驅除及之ニ關スル施設ヲ爲スヘシ
傳染病院、隔離病舎、隔離所又ハ消毒所ヲ設置スヘシ、

第十七條ノ二 第十九條第七又ハ第八ニ依リ市街村落ノ全部又ハ一部ニ對シ家用用水ノ使用ヲ停止シタル場合ニ於テハ市町村ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ其ノ停止期間家用用水ノ供給ヲ爲スヘシ

第十八條 傳染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ地方長官ハ檢疫委員ヲ置キ檢疫豫防ニ關スル事務ヲ擔任セシメ及特ニ船舶汽車ノ檢疫ヲ行ハシムルコトヲ得、船舶汽車ノ檢疫ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ船舶若ハ其ノ船舶汽車ノ乗客乗組人ニシテ病毒感染ノ疑アル者ヲ必要ノ日時間停留シ及無償ニテ當該吏員又ハ醫師ヲ船舶汽車中ニ乗込マシムルコトヲ得

船舶汽車ノ檢疫ニ於テ發見シタル患者ハ附近市町村立ノ傳染病院又ハ隔離病舎ニ收容治療セシメ及病毒感染ノ疑アル者ヲ附近市町村ノ隔離所ニ入ラシムルコトヲ得市町村ハ相當ノ理由ナクシテ

之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ之カ爲特ニ要シタル費用ハ地方長官ニ請求スルコトヲ得
船舶汽車ノ檢疫ヲ施行セサル場合ニ於テ船舶汽車中ニ傳染病患者若ハ病毒感染ノ疑アル者アリタ
ルトキハ前二項ノ規定ヲ準用ス在監人出獄スルニ際シ傳染病ニ罹リタル者若ハ病毒感染ノ疑アル
者アリタルトキ亦同シ

前各項ノ外檢疫委員ノ設置及船舶汽車ノ檢疫ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 地方長官ハ傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ノ全部又ハ一部ヲ施行スルコトヲ
得

- 一 健康診断又ハ死體檢案ヲ行フコト
- 二 市街村落ノ全部若ハ一部ノ交通ヲ遮斷シ又ハ人民ヲ隔離スルコト
- 三 祭禮、供養、興行、集會等ノ爲人民ノ群集スルコトヲ制限シ若ハ禁止スルコト
- 四 古着、襤褸、古綿其ノ他病毒傳播ノ虞アル物件ノ出入ヲ制限シ若ハ停止シ又ハ其ノ物件ヲ廢
棄スルコト

五 傳染病毒傳播ノ媒介トナルヘキ飲食物ノ販賣授受ヲ禁止シ又ハ之ヲ廢棄スルコト

六 汽車、船舶、製造所、若ハ多人數ノ集合スル場所ニ醫師ノ雇入其ノ他豫防上必要ノ設備ヲ爲

サシムルコト

七 清潔方法、消毒方法ノ施行ヲ命シ及井戸、上水、下水、溝渠、芥溜、廁園ノ新設改築變更若
ハ廢止ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ停止スルコト

八 一定ノ場所ノ魚撈、游泳又ハ其ノ水ノ使用ヲ必要ナル日時間制限シ若ハ停止スルコト

九 鼠族ノ驅除及之ニ關スル施行ヲ爲サシムルコト

第十九條ノ二 傳染病毒ニ汚染シタル建物ニシテ消毒方法ノ施行ヲ不適當ト認ムルトキハ地方長官

ハ關係市町村會ノ意見ヲ聞キ内務大臣ノ認可ヲ得テ其ノ建物ニ對シ別段ノ處分ヲ行ヒ且ツ其ノ處
分ノ爲必要ナル土地ヲ使用スルコトヲ得、前項ノ場合ニ於テハ損害ヲ受ケタル建物ノ所有者ニ手
當金ヲ交付スヘシ、手當金ノ交付並手當金額ノ決定ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 諸官廳、集治監及官立ノ學校、病院、製造所等ニ傳染病發生シ若ハ發生ノ虞アルトキハ

其ノ首長ハ地方長官ト協議シ此ノ法律ニ準シ豫防方法ヲ施行スヘシ、陸海軍所屬ノ部隊、軍艦等
ニ傳染病發生シ若ハ發生ノ虞アルトキハ其ノ首長ハ此ノ法律ニ準シ各其ノ所定ノ規則ニ依リ又必
要ナル場合ニ於テハ地方官長ト協議シ豫防方法ヲ施行スヘシ

第二十一條 左ノ諸費ハ市町村ノ負擔トス

- 一 豫防委員ニ關スル諸費
 - 二 市町村ニ於テ施行スル清潔方法、消毒方法及種痘ニ關スル諸費
 - 三 豫防救治ノ爲雇人タル醫師其ノ他ノ人員並豫防上必要ナル器具藥品其ノ他ノ物件ニ關スル諸費
 - 四 傳染病院、隔離病舎、隔離所及消毒所ニ關スル諸費
 - 五 豫防救治ニ從事シタル者ニ給スヘキ手當、療治料及其ノ遺族ニ給スヘキ救助料、吊祭料
 - 六 第八條ニ依レル交通遮斷隔離ニ關スル諸費及交通遮斷隔離ノ爲又ハ一時營業ヲ失ヒ自活シ能ハサル者ノ生活費
 - 七 市町村内ニ於テ發見セル傳染病貧民患者並死者ニ關スル諸費
 - 八 市町村ニ於テ施行スル鼠族ノ驅除及其ノ施設ニ關スル諸費
 - 九 第十七條ノ二ニ依レル家用ノ供給ニ關スル諸費
 - 十 第十九條ノ二ニ依リ交付スヘキ手當金
- 其ノ他市町村ニ於テ施行スル豫防事務ニ關スル諸費

第二十二條 左ノ諸費ハ府縣稅又ハ地方稅ノ負擔トス

一 第十八條ニ關スル諸費

二 手當金ヲ除ク外第十九條ノ二ニ關スル諸費

三 第十九條第二ニ依レル交通遮斷、隔離ニ關スル諸費、交通遮斷隔離ノ爲自活シ能ハサル者ノ生活費及隔離所ニ關スル諸費

其ノ他府縣ニ於テ施行スル豫防事務ニ關スル諸費

第二十三條 地方長官ハ衛生組合ヲ設ケ清潔方法、消毒方法其ノ他傳染病ノ豫防救治ニ關シ規約ヲ定メシメ之ヲ履行セシムルコトヲ得

市町村ハ其ノ市町村内ノ衛生組合ニ於テ傳染病豫防救治ノ爲支出スル費用ノ全部又ハ一部ヲ補助スルコトヲ得

第二十四條 第二十一條第二十三條第二項ノ支出ニ對シテハ命令ノ規定ニ從ヒ府縣稅又ハ地方稅ヨリ市町村ニ補助スヘシ

第二十五條 國庫ハ第二十二條第二十四條ノ府縣稅又ハ地方稅ノ支出ニ對シ其ノ六分ノ一ヲ補助スルモノトス

第二十六條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ清潔方法消毒方法ヲ施行スヘキ義務

者之ヲ施行セス又ハ之ヲ施行スルモ當該吏員ニ於テ充分ナラスト認ムルトキ及必要ノ時限内ニ施行シ得スト認ムルトキハ當該吏員之ヲ施行シ其ノ費用ハ市町村ヲシテ支辨セシムヘシ此ノ場合ニ於テ市町村ハ其ノ費用ヲ義務者ヨリ追徴スルコトヲ得

私人ニ於テ前項ノ費用ヲ指定ノ期限内ニ納付セサルハ國稅徵收ニ關スル規程ニ依リ之ヲ徵收ス

第二十七條 此ノ法律若ハ此法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ市町村又ハ私人ニ於テ施爲スヘキ事項ヲ施爲セス若ハ之ヲ施爲スルモ充分ナラスト認ムルトキ又ハ必要ノ時限内ニ施爲シ得スト認ムルトキハ地方官ハ府縣杖又ハ地方稅ヲ以テ之ヲ施爲シ其ノ費用ヲ市町村又ハ私人ヨリ追徴スルコトヲ得私人ニ於テ前項ノ費用ヲ指定ノ期限内ニ納付セサルトキハ國稅徵收ニ關スル規程ニ依リ之ヲ徵收ス

第二十八條 第二十六條及第二十七條ノ費用追徴ニ關シ不服アル私人ハ訴願法ニ依リ訴願スルコトヲ得

第二十九條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ當該吏員ノ指示命令シタル事項ヲ指定ノ期限内ニ履行セサル者ハ五圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス

第三十條 醫師傳染病患者ヲ診斷シ若ハ其ノ死體ヲ檢案シタル後十二時間以内ニ届出ヲ爲サス又ハ

虛偽ノ轉歸届ヲ爲シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 第四條、第五條、第九條、第十條、第十一條第一項、第十二條ニ違背シタル者、交通遮斷ヲ犯シタル者、當該吏員ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者又ハ醫師ニ請託シテ第三條ノ届出ヲ爲サシメス若ハ其ノ届出ヲ妨ケタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

第三十二條 此ノ法律中ノ規程ニシテ其ノ準用シ得ヘキモノヲ除ク外北海道沖繩縣ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

此ノ法律中市町村ニ關スル規程ニシテ其ノ準用シ得ヘキモノヲ除ク外市制町村制ヲ施行セサル地ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 海外諸港及臺灣ヨリ來ル船舶ニ對シ施行スル檢疫ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第三十四條 此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 此ノ法律ハ明治三十年五月一日ヨリ施行ス但シ第二十四條及第二十五條ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス

第三十六條 明治十三年布告第三十四號傳染病豫防規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

◎傳染病豫防法施行規則

〔明治三十年五月
內務省令第十一號〕

第一條 警視總監府縣知事ハ其管内ニ傳染病流行ノ兆アリト認ムルトキ及傳染病豫防法第一條ニ掲クル八病ノ外同法ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要ト認ムル傳染病發生シタルトキハ其性状ヲ記シテ速ニ内務大臣ニ申報スヘシ但前段ノ場合ニ於テハ隣接若ハ船舶汽車交通ノ地ノ警視廳府縣廳最寄兵營及最寄港灣ニ碇舶ノ軍艦等ニ通報スヘシ

第二條 市町村長區長〔神繩縣ノ區長以下之ニ做フ〕 戶長〔戶長ニ準スヘキ者ヲ含ム以下之ニ做フ〕 又ハ豫防委員ニ於テ傳染病豫防法第三條ノ届出ヲ受ケタルトキハ互ニ通報シ且ツ警察官吏ニ通報スヘシ但町村長又ハ戶長ニ於テ届出又ハ通報ヲ受ケタルトキハ郡役所島廳ニ報告シ郡長市長島司又ハ區長ハ府縣廳ニ報告スヘシ市町村長區長戶長又ハ豫防委員ニ於テ傳染病豫防法第四條ノ届出又ハ通報ヲ受ケタルトキハ直ニ醫師ヲシテ診斷セシメ傳染病ナルトキハ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第三條 警察官吏又ハ檢疫委員傳染病豫防法第三條又ハ第四條ノ届出ヲ受ケ又ハ傳染病患者死者其ノ他傳染病毒ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アルコトヲ知リタルトキハ市町村長區長戶長又ハ豫防委員ニ通報スヘシ
但警察署長又ハ分署長ヨリ府縣廳〔東京府ハ警視廳及府廳〕ニ報告スヘシ

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ診斷セシムルコトヲ得

第四條 市町村長區長戶長又ハ豫防委員ハ傳染病患者死者其ノ他病毒汚染ノ事實アルコトヲ知リタルトキハ速ニ傳染病患者死者アリタル家其ノ他病毒ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル家ニ清潔方法消毒方法ヲ施行セシメ「ベスト」病ナルトキハ特ニ鼠族ノ驅除ヲ施行セシムヘシ但警察官吏衛生官吏員郡吏員島廳吏員又ハ檢疫委員ハ市町村長區長戶長又ハ豫防委員ヲ指示シテ其事務ニ従事スヘシ

第五條 市町村長區長戶長又ハ豫防委員ハ豫防上必要ト認ムルトキハ傳染病患者ヲ傳染病院隔離病舎又ハ相當ノ設備アル病院ニ入ラシムヘシ但警察官吏衛生官吏郡吏員島廳吏員又ハ檢疫委員ハ市町村長區長戶長又ハ豫防委員ヲ指示シテ其事務ニ従事スヘシ

第六條 警察官吏又ハ檢疫委員ハ傳染病豫防法第八條ニ依リ虎列刺、赤痢、發疹室扶私、「ベスト」ニ對シテ左ノ事項ヲ施行スルコトヲ得

一 患者又ハ死體アル間及患者ヲ入院若クハ入舎セシメ又ハ患者治癒若クハ死亡シタル後消毒方法ノ施行ヲ了ルマテ其ノ家ノ交通ヲ遮斷スルコト

二 前號ノ外病毒ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル家ハ消毒方法ノ施行ヲ了ルマテ交通ヲ遮斷スルコト

三 前二號ノ家ノ居住者其ノ他病毒感染ノ疑アル者ヲ消毒方法ノ施行ヲ了リタル時ヨリ起算シ

左ノ日時間隔離所若クハ消毒方法ノ施行ヲ了リタル家其ノ他適當ノ場所ニ隔離スルコト

コレラ、赤痢 満五日間 發疹チブス満七日間 ベスト 満十日間

四 交通遮斷又ハ隔離中新ニ患者ヲ發シタルトキハ更ニ本條ニ依リ處置スルコト

傳染病豫防法第十九條第二ニ依ル交通遮斷及隔離ノ施行ハ警察官吏又ハ檢疫委員ニ於テ前項ニ準

シ之ヲ行フヘシ但特ニ府縣知事〔東京府ハ〕ノ命アル場合ニ限ル、市町村長戸長區長又ハ豫防委員

ハ警察官吏又ハ檢疫委員ノ指示ヲ受ケテ本條ノ交通遮斷及隔離ニ關スル事務ニ従事スヘシ

第七條 左ノ場合ニ於テハ書面又ハ口頭ヲ以テ警察官吏市町村長區長戸長檢疫委員又ハ豫防委員ノ

認可ヲ受クヘシ但第一ノ場合ニテハ認可ヲ爲シタル吏員ヨリ患者又ハ死體ヲ移スヘキ地ノ吏員ニ

通報スヘシ

一 傳染病豫防法第九條ニ依リ傳染病患者及其ノ死體ヲ他ニ移サントスルトキ

二 傳染病豫防法第十條ニ依リ傳染病毒ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル物件ヲ使用授與移轉遺棄

又ハ洗滌セントスルトキ

三 傳染病豫防法第十一條第二項ニ依リ傳染病患者ノ死體ヲ廿四時間以内ニ埋葬セントスルト

キ

第八條 傳染病豫防法第九條第十條及第十一條第一項ノ場合ニ於テハ市町村長區長戸長又ハ豫防委

員ハ充分消毒方法ヲ施行セシムヘシ但警察官吏衛生官吏郡吏員島廳吏員又ハ檢疫委員ハ市町村長

區長戸長又ハ豫防委員ヲ指示シテ其ノ事務ニ従事スヘシ

第九條 傳染病豫防法第十四條ニ依リ家宅船舶其ノ他ノ場所ニ立入ルハ成ルヘク日出後日没前ニ於

テスヘシ其戸主首長管理人等ニ示スヘキ證票ハ左ノ如シ〔證票略ス〕

第十條 府縣知事〔東京府ハ〕ハ市町村ノ醫師ヲシテ傳染病豫防法第十九條第一ノ健康診斷及死體檢

査又ハ風族其ノ他ノ檢査ヲ行ハシムルコトヲ得

第十一條 府縣知事〔東京府ハ〕ハ市町村ノ醫師ヲシテ傳染病豫防法第十九條第七ニ依リ清潔方法消毒方法等ノ施行ヲ命シ

タルトキハ第四條ノ規定ヲ準用ス

第十二條 市町村立ノ傳染病院隔離病舎又ハ隔離所ニ於テハ食費藥價ヲ徵收スルコトヲ得其ノ金額

ハ市ニ在テハ府縣知事町村ニ在テハ郡長ノ認可ヲ受クヘシ

第十三條 市町村長區長戸長又ハ豫防委員ハ傳染病豫防法第二十六條ニ依リ清潔方法消毒方法ヲ施

行スヘシ但警察官吏衛生官吏郡吏員島廳吏員又ハ檢疫委員ハ市町村長區長戸長又ハ豫防委員ヲ指

示シテ其ノ事務ニ従事スヘシ

前項ノ場合ニ於テ市町村ハ必要ナル人夫器具藥品等ヲ供給シ又ハ其費用ヲ支出スヘシ

第十四條 府縣知事ハ衛生組合ヲシテ消毒器具藥品等ヲ設備セシムルコトヲ得

第十五條 傳染病豫防法第二條第十八條(第三項但書ノ場合ヲ除ク)及第十九條ノ地方長官ノ職務其他傳染病豫防法又ハ此規則ノ施行ニ關シ警察ニ屬スル事項ハ東京府ニ於テハ警視總監之ヲ行フ東京市京都市大阪市ニ於テハ傳染病豫防法又ハ此ノ規則ノ施行ニ關シ市長ニ屬スル職務ハ區長ヲシテ之ヲ補助執行セシムル事ヲ得

第十六條 傳染病豫防法又ハ此規則ノ規程ニシテ其ノ準用シ得ヘキモノヲ除ク外沖繩縣ニ關シ必要ナル事項ハ沖繩縣知事之ヲ定ム

第十七條 傳染病豫防法又ハ此規則ノ施行ニ關ル必要ナル細目ハ警視總監府縣知事之ヲ定ム
島地ニ關シ此ノ規則ノ規程ヲ適用シ難キ場合ニ於テハ警視總監府縣知事ハ別段ノ規程ヲ設クルコトヲ得

◎工場法

〔明治四十四年三月二十八日〕
〔法律第四十六號〕

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

- 一、常時十五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ
 - 二、事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ
- 本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二條 工業主ハ十二歳未滿ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引續キ就業セシムル場合ハ此限ニ在ラス

行政官廳ハ輕易ナル業務ニ付就業ニ關スル條件ヲ附シテ十歳以上ノ者ノ就業許可スルコトヲ得

第三條 工業主ハ十五歳未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス
主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限リ前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス

第四條 工業主ハ十五歳未滿ノ者及女子ヲシテ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ適用セス但本法施行十五年後ハ十四歳未滿ノ者及二十歳未滿ノ女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

- 一 一時ニ作業ヲ爲スコトヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ
- 二 夜間ノ作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ
- 三 晝夜連續作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキ

前項ニ掲ケタル業務ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス

第六條 職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後十五年間第四條ノ規定ヲ適用セス

第七條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二日ノ休日ヲ設ケ職工ヲ二組ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムル場合及第五條第一項第二號ニ該當スル場合ニ於テハ少クトモ四日ノ休日ヲ設ケ又一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ

職工ヲ一組以上ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルトキハ十日ヲ超エサル期間毎ニ其就業時ヲ轉換スヘシ

第八條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要ナル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及區域ヲ限

リ第三條乃至第五條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限り第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ、第四條及第五條ノ規定ニ拘ラス職工ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其都度豫メ行政官廳ニ届出テ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限り就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得此場合ニ於テハ其認可ヲ受ケタル期間内ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第九條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械若クハ動力傳導裝置ノ危險ナル部分ノ掃除、注油、検査若クハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若クハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取附ケ若クハ取外シヲ爲サシメ其他危險ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十條 工業主ハ十五歳未満ノ者ヲシテ毒藥、劇藥其他有害料品又ハ爆發性發火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其他危險

又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十一條 前二條ニ掲ケタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム

前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十五歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ病者又ハ産婦ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

第十四條 當該官吏ハ工場又ハ其附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此場合ニ於テハ其證票ヲ携帯スヘシ

第十五條 職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラスシテ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其遺族ヲ扶助スヘシ

第十六條 職工徒弟、職工徒弟タラムトスル者若クハ工業主又ハ其法定代理人若クハ工場管理人ハ職工徒弟又ハ職工徒弟タラムトスル者ハ戸籍ニ關シ戸籍吏ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十七條 職工ノ雇入、解雇周旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 工業主ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得

工業主本法施行區域内ニ居住セサルトキハ工場管理人ヲ選任スルコトヲ要ス
工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ但法人ノ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此限ニ在ラス

第十九條 前條ノ工場管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス但第十五條ニ付テハ此限ニ在ラス

工業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若クハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工場管理人ナキトキハ其法定代理人又ハ理事、業務ヲ施行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シ

第二十條 第二條乃至第五條第七條第九條又ハ第十條ノ規定ニ違反シタル者及第十三條ノ規定ニ依ル處分ニ從ハサル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ若クハ之ヲ妨ケ若クハ其訊問ニ對シ答辯ヲ

爲ササル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ其代理人、戶主、家族、同居者、雇人其他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ職工ノ年齢ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者及取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此限ニ在ラス

第二十三條 本法ニ依ル行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用フルモノニ付テハ第九條、第十條、第十三條、第十四條、第十六條及第十八條乃至第二十三條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ハ工場管理人ニ關スル規定及罰則ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス

官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

◎飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件〔明治三十三年二月
法律第十五號〕

第一條 販賣ノ用ニ供スル飲食物又ハ販賣ノ用ニ供シ若ハ營業上ニ使用スル飲食器割烹具其他ノ物品ニシテ衛生上危害ヲ生ズルノ虞アルモノハ法令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ於テ其製造採收販賣授與若ハ使用ヲ禁止シ又ハ其營業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ物品ノ所有者若ハ所持者ヲシテ其物品ヲ廢棄セシメ又ハ行政廳ニ於テ直接之ヲ廢棄シ其他必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ所有者若ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スルノ虞ナキ方法ニ依リ處置センコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

第二條 行政廳ハ吏員ヲシテ營業ノ物品ヲ検査セシメ試験ノ爲必要ナル分量ニ依リ無償ニテ收去セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ吏員ヲシテ普通營業時間又ハ營業ノ爲メ開カルル間ニ限り物品ヲ製造シ採收シ陳列シ貯藏シ若ハ携帯スル場所ニ立入ラシムルコトヲ得

第三條 本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ公吏ノ命ヲ受ケテ指定ノ期間ニ之ヲ履行セサル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者ニ抗拒シタル者ハ一月以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四條 官吏公吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者本法ノ執行ニ關シ不正ノ所爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ重禁錮ニ處シ四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

行政廳ノ命ヲ受ケテ行務ヲ行フ者本法ノ執行ニ關シ人ノ囑托ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ刑法第二百八十四條ノ例ニ照シテ處斷ス

附 則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎ 飲食物其他ノ物品取締ニ於ケル法律施行ニ關スル件 〔明治三十三年三月〕
〔内務省令第十號〕

第一條 警視總監北海道長官府縣知事(東京府知事ヲ除ク以下之ニ做フ)ハ法令ニ明文アル場合ニ於テ營業者ニ對シ明治三十三年二月法律第十五號ニ依リ行政廳ニ屬スル職權ヲ行フ
前項ノ職權ハ其輕易ナルモノニ限リ廳府縣令ヲ以テ警察官官署ニ委任スルコトヲ得

第二條 警視總監北海道長官府縣知事ハ官吏又ハ衛生技術員ヲシテ明治三十三年二月法律第十五號ノ職權ヲ行ハシムルトキハ制服ヲ着スル者ノ外證票ヲ携帯セシムヘシ

二寸二分

表
飲食物監視員之證
裏
縣廳
名府
印廳

一寸七分

第三條 官吏又ハ衛生技術員ハ明治三十三年二月法律第十五號第三條ニ依リ物品ヲ收去スルトキハ營業者ニ證書ヲ交付スヘシ若シ營業者ノ求メアルトキハ事實ノ許ササル場合ヲ除ク外其物品ノ一部ニ封緘ヲ施シ之ヲ交付スヘシ

◎ 飲食物用器具取締規則 〔明治三十三年十二月内務省令第五十號全四〕
〔十二年十二月省令第二十四號ヲ以テ改正〕

第一條 本則ニ於テ飲食物用器具ト稱スルハ飲食器割烹具其他飲食物ノ調製器容器貯藏器又ハ量器ヲ云フ

第二條 營業者ハ飲食物用器具ヲ鉛又ハ百分中鉛十分以上ヲ含ム合金ヲ以テ製造シ又ハ修繕スルコトヲ得ス

第三條 營業者ハ飲食物用器具ノ飲食物ニ接觸スル部分ヲ百分中鉛二十分以上ヲ含ム合金ヲ以テ鍛

著シ又ハ百分中鉛五分以上ヲ含ム錫合金ヲ以テ鍍布スルコトヲ得ス

鍍詰用ノ鍍ニ在テハ營業者ハ外部ノ鍍著及鍍受ノ鍍著ニ百分中鉛五十分以上ヲ含ム合金ヲ使用スルコトヲ得ス

第四條 營業者ハ珪瑯又ハ釉藥ヲ施シタル飲食物用器具ニシテ之ニ百分中醋酸四分ヲ含ム水ヲ容レ三十分間煮沸スルニ其液中ニ砒素又ハ鉛ヲ溶出スルモノヲ製造スルコトヲ得ス修繕ニ關シテ亦同シ

第五條 營業者ハ哺乳器具ヲ鉛又ハ亞鉛ヲ含ム護謨ヲ以テ製造スルコトヲ得ス

第五條ノ二 營業者ハ其製造又ハ輸入スル金屬製飲食物用器具ニ極印其他容易ニ剝落セサル方法ヲ以テ自己ノ製造又ハ輸入ニ係ハルコトヲ證スルニ足ルヘキ商號其他符號ヲ附スヘシ
輸入業者ニ在リテハ當分ノ内自己ノ輸入ニ係ルコトヲ證スルニ足ルヘキ商號其他ノ符號ヲ記載シタル票紙ヲ貼付シテ前項ノ符號ニ代ユルコトヲ得

第六條 第二條乃至第五條ニ違背シテ製造若ハ修繕シタル飲食物用器具ハ之ヲ販賣シ販賣ノ目的ヲ以テ貯藏若ハ陳列シ又ハ營業上ニ使用スルコトヲ得ス

第五條ノ二ニ定ムル符號ナキ金屬製飲食物用器具ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ貯藏若クハ

陳列スルコトヲ得ス

第七條 銅又ハ其合金ヲ以テ製造シ又ハ修繕シタル飲食物用器具ノ飲食物ニ接觸スル部分ニシテ鍍金屬ノ剝脫シタルモノ又ハ固有ノ光澤ヲ有セサルモノハ營業上ニ使用スルコトヲ得ス

第八條 地方長官ハ第二條乃至第五條ニ違背シテ製造又ハ修繕シタル飲食物用器具若ハ之ヲ用ヒタル飲食物又ハ第七條ノ飲食物用器具若ハ之ヲ用ヒタル飲食物ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リテ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第九條 地方長官ハ本則執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第十條 第二條乃至第七條ニ違背シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 營業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰者ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限りニ在ラス
營業者ハ其代理人戸主家族同居人雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

法人ノ代表者ハ雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス、法人ヲ罰スベキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第十二條 本則ハ明治三十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

◎ 飲食物防腐劑取締規則 〔明治三十六年九月内務省令第十號〕
〔全三十九年六月省令第十三號改正〕

第一條 本則ニ於テ防腐劑ト稱スルハ左ニ掲クル物質其化合物及之ヲ含有スルモノヲ謂フ

安息香酸、硼酸、「クロール」酸、「フルオール」水素、「フォルムアルデヒート」、昇汞、亞硫酸、次亞硫酸、「サリチール」酸、「チモール」、「ナフトール」、「レゾルチン」、「ヒノゾール」、蟻酸、亞硝酸 〔大正四年省令第十五號ヲ以テ追加〕

第二條 販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ製造又ハ貯藏ニ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ス

防腐劑ヲ使用シタル飲食物ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

第三條 第一條ニ掲クルモノハ飲食物ノ防腐劑ト稱シテ販賣シ又ハ其目的ヲ以テ製造シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

第四條 第二條第三條ノ物品ニ關シテハ地方長官ハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第五條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第六條 第二條第三條ニ違背シタル者ハ貳拾五圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 營業者が未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
營業者ハ其代理人戸主家族同居人雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第八條 本則ハ明治三十七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九條 左ノ各號ノ場合ニハ本則施行ノ日ヨリ七箇年間本則ノ規定ヲ適用セス

一 清酒ノ製造又ハ貯藏ノ爲メ別ニ定ムル試験法ニ適合スル限度マテ「サリチール」酸ヲ使用スル

トキ

二 魚介獸肉ニ硼酸又ハ其鹽類ヲ使用スルトキ

三 魚介ノ貯藏又ハ運搬ノ爲「サリチール」酸又ハ其化合物ヲ使用スルトキ

四 前各項ニ依リ防腐劑ヲ使用シタル清酒魚介若ハ獸肉ヲ販賣シ又ハ陳列シ若ハ貯藏スルトキ
硼酸硼酸鹽類及「サリチール」酸ニ限リ前項ノ期間第三條ヲ適用セス

第十條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

(註) 明治三十六年九月内務省令第十一號清酒中「サリチール」酸の試験法は衛生試験編清酒の項を参照すべし

●清酒ノ製造又ハ貯藏ニ關シ飲食物防腐劑取締規則ヲ適用セサル件 (明治四十三年三月) 内務省令第二號

清酒ノ製造又ハ貯藏ニ關シ別ニ定ムル所ノ清酒中「サリチール」酸試験法ニ適合スル程度以内ニ於テ「サリチール」酸ヲ使用スル場合及之ヲ使用シタル清酒ヲ販賣陳列又ハ貯藏スル場合ニ付テハ明治四十九年九月末日〔大正五年〕〔九月末日〕マテ明治三十六年九月内務省令第十號飲食物防腐劑取締規則ヲ適用セス「サリチール」酸ニ限リ前項ノ期間明治三十六年九月内務省令第十號飲食物防腐劑取締規則第三條ヲ適用セス

●牛乳營業取締規則 (明治三十三年四月内務省令第十五號 全四十三年五月内務省令第十七號ヲ以テ改正)

第一條 本則ニ於テ牛乳ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル全乳及脫脂乳ヲ謂ヒ乳製品ト稱スルハ販賣ノ

用ニ供スル煉乳脫脂煉乳及粉乳ヲ謂フ

牛乳營業者ト稱スルハ牛乳又ハ乳製品ノ搾取製造販賣又ハ請賣ヲ營業ト爲ス者ヲ謂フ

第二條 牛乳ノ比重ハ攝氏十五度ニ於テ全乳ニ在リテハ一、〇二八乃至一、〇三四トシ脫脂乳ニ在リテハ一、〇三二乃至一、〇三八トス、全乳ノ脂肪量ハ百分中三、〇分以上範圍ニ於テ地方長官其程度ヲ定ムヘシ、脫脂乳ノ乾燥物質質量ハ百分中八、五分以上トス

第三條 煉乳ノ脂肪量ハ百分中八分以上トス

煉乳又ハ脫脂煉乳中ニ混和スル蔗糖量ハ乳糖ヲ合算シテ百分中五五、〇分以下トス

第四條 牛乳ノ搾取又ハ乳製品製造ノ營業ヲ爲サントスル者ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
地方長官本條ノ認可ヲ爲ストキハ衛生技術員ヲシテ牛乳又ハ乳製品ヲ取扱フ場所ノ構造設備ヲ検査セシムヘシ

第五條 牛乳營業者ハ左ノ牛ヨリ牛乳ヲ搾取スルコトヲ得ズ

一 牛疫、炭疽、傳染性胸膜炎、流行性齙口瘡、狂犬病、結核、痘瘡、黃疽、アクチノミコト
七、氣腫疽、赤痢、乳腺病、膿毒症、尿毒症、敗血症、中毒、亞布答、腐敗性子宮炎、其他熱性諸病ニ罹レル牛

- 二 牛乳中ニ移行スベキ毒藥劇藥服用中ノ牛
- 三 分娩後七日以内ノ牛

第六條 牛乳營業者ハ亞鉛銅黃銅燒付不良ニシテ且有害ノ釉藥ヲ施シタル陶器又ハ含鉛琺瑯ヲ塗布シタル鐵材料ニテ製シタルモノヲ牛乳又ハ乳製品ノ容器又ハ量器トシテ使用スルコトヲ得ズ

第七條 牛乳營業者ハ左ノ牛乳ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ運搬シ若ハ貯藏スルコトヲ得ズ

- 一 腐敗シタルモノ
- 二 粘稠若ハ苦味ナルモノ又ハ藍色赤色其他異常ノ色ヲ呈スルモノ
- 三 他物ヲ混合シタルモノ
- 四 第五條ノ牛ヨリ搾取シタルモノ
- 五 第二條ノ規定ニ適合セザルモノ

第八條 牛乳營業者ハ前條第一號乃至第四號ノ牛乳ヲ乳製品ノ原料ト爲スコトヲ得ズ

第九條 牛乳營業者ハ左ノ乳製品ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ズ

- 一 腐敗シタルモノ
- 二 他物ヲ混合シタルモノ

三 第六條ノ容器ヲ用ヒタルモノ

四 第七條第一號乃至第四號ノ牛乳ヲ原料ト爲シタルモノ

五 第三條ノ規定ニ適合セザル煉乳又ハ脫脂煉乳

第十條 牛乳營業者ハ牛乳ヲ配布スル容器ニ全乳又ハ脫脂乳タルコトヲ明記シ煉乳ノ容器ニハ煉乳脫脂煉乳ノ容器ニハ脫脂煉乳タルコトヲ明記スベシ

牛乳營業者ハ全乳ト記シタル容器ニ脫脂乳煉乳ト記シタル容器ニ脫脂煉乳ヲ容ル、コトヲ得ズ

第十一條 牛乳營業者ハ牛乳又ハ乳製品ノ容器量器及牛乳又ハ乳製品ヲ取扱フ場所ヲ常ニ清潔ニ爲

スベシ

第十二條 牛乳營業者ハ結核病癩病梅毒及傳染病ニ罹レル者ヲシテ牛乳、乳製品若ハ其容器量器ノ取扱ヲ爲サシメ又ハ其取扱ヲ爲ス場所ニ立入ラシムルコトヲ得ズ牛乳營業者ニシテ其疾病ニ罹レ

ルトキ亦之ニ準ス

第十三條 牛乳營業者ハ傳染性ノ疾病ニ罹レル牛ノ隔離ヲ行フベシ

第十四條 地方長官ハ當該官吏又ハ衛生技術員ヲシテ牛乳營業者ノ牛ヲ檢診セシメ一定ノ疾病ニ罹レル牛ニハ其角ニ番號若ハ符號ヲ烙記セシメ又ハ其耳朶ニ番號若クハ附號ヲ記セル耳環ヲ付セシ

ムルコトヲ得

前項ノ番號符號又ハ耳環ハ官吏ノ許可ヲ受クルニ非サレバ之ヲ消除シ又ハ除去スルコトヲ得ズ

第十五條 地方長官ハ第五條ノ牛第六條ノ容器ヲ用キタル牛乳々製品第七條各號ノ牛乳第九條各號ノ乳製品ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第十六條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シテ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第十七條 第十四條第二項ニ違背シタル者ハ二十五日以下ノ重禁錮ニ處ス

第十八條 左ニ掲クル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 認可ヲ受ケズシテ第四條ノ營業ヲ爲シタル者
- 二 第五條乃至第九條ニ違背シタル者

第十九條 第十條乃至第十三條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 牛乳營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ズ

牛乳營業者ハ其代理人戸主家族同居者雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ズ

法人ノ代表者又ハ其雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スベキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第二十一條 本則ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二條 牛乳ノ牛舎及牛乳搾取若ハ乳製品製造ニ用ユル場所ノ構造設備及管理方法ハ地方長官之ヲ定ム

第二十三條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

(註) 明治三十三年五月内務省令第二十號全四十三号五月省令第十八號を以て改正せられたる牛乳の比重及脂肪量の檢定方法は衛生試験編牛乳の項を参照すべし

●牛乳中ニ移行スベキ毒藥劇藥處方ニ關スル件

〔明治三十三年十月
内務省令第四十六號〕

明治三十三年四月内務省令第十五號牛乳營業取締規則第五條第二號牛乳中ニ移行スベキ毒藥劇藥處方ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 牛乳中ニ移行スベキ毒藥劇藥品目左ノ如シ

石炭酸

水銀鹽類

安知母紐膜鹽類

鉛鹽類

砒素及其化合物

阿片

銅鹽類

番木鱈子

菲沃斯草

藜蘆根

別刺敦那草

沃度加留謨

亞鉛鹽類

越攝利涅斯篤利幾尼涅其他アルカロイド及其鹽類

以上ノ藥品ヲ品有スル諸製劑

第二條 獸醫前條ノ毒藥劇藥ヲ處方シタルトキハ其旨ヲ牛乳營業者ニ告知スベシ

第三條 獸醫前條ニ違背シタル者ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

〔明治三十三年四月内務省令第十七號
〔全三十七年十二月二十九日八號四十二年一號改正〕

第一條 有害性著色料ヲ分テ左ノ二種トス

第一種 左ニ掲クル物質其化合物及之ヲ含有スルモノ

砒素、拔留謨、嘉度密鳥謨、格羅謨、銅、水銀、鉛、錫、安知母紐謨、烏拉紐謨、亞鉛、藤黃
ピクリン酸、デニトロクレゾール、コラルリン

第二種 左ニ掲クル物質及之ヲ含有スルモノ

硫酸拔留謨、硫化嘉度密鳥謨、酸化格羅謨、朱、酸化錫、ムツシーフ金、酸化亞鉛、硫化亞鉛
銅、錫、亞鉛及其合金屬ニシテ固有ノ光澤ヲ有スルモノ

第二條 有害性著色料ハ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ著色ニ使用スルコトヲ得ズ但野菜果實類ノ貯藏

品及昆布ニ其一キログラム中銅百ミリグラムヲ含有スル限度マテ銅又ハ銅含有著色料ヲ使用スル
ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 有害性著色料ヲ以テ著色シタルモノハ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ容器又ハ被包トシテ使用

スルコトヲ得ズ但左ニ掲グルモノハ此限リニ在ラズ

一 漆、硝子、釉藥又ハ珪瑯質ニ有害性著色料ヲ融和シタルモノ

二 第一條第二種ノ著色料ヲ以テ著色シタル容器又ハ被包ニシテ飲食物ニ著色料混入ノ虞ナキモ

ノ

第四條 第一條第一種ノ著色料ハ販賣ノ用ニ供スル化粧品(化粧品中ニハ白髮染粉ヲ包含ス)齒磨

小兒玩弄品(繪雙紙錦繪色紙ヲ含ム)ノ製造又ハ著色ニ使用スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲クルモノハ
此ノ限リニ在ラズ

一 漆、硝子、釉藥又ハ珪瑯質ニ有害性著色料ヲ融和シタルモノ

二 護謨質ニ融和シタル金硫黃

三 乾燥油又ハ「ワニス」ニ融和シ若ハ「ワニス」ヲ塗布シタル酸化鉛（鉛丹ヲ含ム）又ハ格羅謨酸鉛（硫酸鉛ト併用セルモノヲ含ム）但シ剝離シ易キモノハ此限リニ在ラズ

四 水ニ不溶性ノ亞鉛化合物ニシテ護謨質又ハ「ワニス」ニ融和シ若ハ「ワニス」ヲ塗布シタルモノ

酸化亞鉛又ハ硫化亞鉛ハ護謨質又ハ「ワニス」ニ融和シ若ハ「ワニス」ヲ塗布スル場合ノ外販賣ノ用ニ供スル護謨製玩具品ノ製造又ハ著色ニ使用スルコトヲ得ズ

第五條 砒素ヲ含有スル著色料ハ販賣ノ用ニ供スル衣服其他身ノ圍リニ用ユル物品又ハ其材料ノ著色ニ使用スルコトヲ得ズ但シ布片百平方センチメートル中二ミリ以下ノ砒素ヲ含有スルモノハ此限リニ在ラズ

第六條 第二條ニ違背シテ著色シタル飲食物第三條ノ容器被包及之ヲ使用シタル飲食物又ハ第四條若ハ第五條ニ違背シテ製造シ著色シタル物品若ハ材料ハ之ヲ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ズ

第七條 前條ノ物品ニ關シテハ地方長官ハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコ

トヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第八條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第九條 第二條乃至第六條ニ違背シタル者ハ貳拾五圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ則リ之ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限リニ在ラズ
營業者ハ其代理人戸主家族同居者雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ズ、法人ノ代表者又ハ其雇人其他從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス、法人ヲ罰スベキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第十一條 本則ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 鉛白ハ當分ノ内第四條ノ規定ニ拘ラズ化粧品トシテ之ヲ使用スルコトヲ得

第十三條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

◎清涼飲料水營業取締規則

〔明治三十三年六月内務省令第三十號四三年七月省令二六號改正〕

第一條 本則ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル「ラムネ」「リモナーデ」(果實水薄荷水及桂皮水ノ類ヲ含ム)曹達水及其他炭酸含有ノ飲料水ヲ謂フ

清涼飲料水營業者ト稱スルハ清涼飲料水ノ製造(清涼飲料水ニ供スル源泉ノ採取ヲ含ム以下做之)販賣又ハ請賣ヲ營業ト爲ス者ヲ謂フ

第二條 清涼飲料水製造ノ營業ヲ爲サムトスル者ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

地方長官本條ノ認可ヲ爲ストキハ衛生技術員ヲシテ製造場ノ構造設備及用水ヲ検査セシムベシ

第三條 清涼飲料水營業者ハ飲料水ニ接觸スル部分ヲ銅、鉛又ハ其合金ニテ製シタル調製器容器又ハ量器ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ鍍錫其他衛生上有害ノ虞ナキ方法ヲ施シタルモノハ此限りニ在ラズ

第四條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ノ製造又ハ貯藏ニ有害性「テール」色素、「サツカリン」其他人工甘味有害性芳香質又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ
テール色素ハ前項以外ノモノト雖モ製造地々方長官ノ許可ヲ受クルニ非レバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第五條 清涼飲料水營業者ハ左ノ清涼飲料水ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ズ

- トヲ得ズ
- 一 潤濁又ハ變敗シタルモノ
- 二 沈澱物又ハ固形ノ夾雜物アルモノ
- 三 鹽酸硝酸及硫酸其他遊離鹽酸ヲ含有スル物
- 四 砒素安知母紐謨鉛亞鉛錫銅ヲ含有スルモノ
- 五 有害性其他製造地又ハ輸入地々方長官ノ許可ヲ受ケザル爹兒色素ヲ含有スルモノ
- 六 薩葛林其他人工甘味芳香質ヲ含有スルモノ
- 七 有害性芳香質ヲ含有スルモノ
- 八 防腐劑ヲ含有スルモノ

第六條 清涼飲料水製造者ハ其氏名社名營業所ノ所在並製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スベシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタル者ニ就テハ此限ニ在ラズ
テール色素ヲ含有スル清涼飲料水ニハ製造者又ハ輸入又ハ其容器ニ人工着色ノ文字ヲ明記スベシ

第七條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ノ調製器容器量器及製造場其他清涼飲料水ヲ取扱フ場所ヲ常ニ清潔ニスベシ

第八條 清涼飲料水營業者ハ結核癩病梅毒及傳染病ニ罹レル者ヲシテ清涼飲料水ノ調製若ハ小分ヲ爲サシメ又ハ其場所ニ立入ラシムルコトヲ得ズ清涼飲料水營業者ニシテ其疾病ニ罹レルトキ亦之ニ準ス

第九條 地方長官ハ第三條ノ器具第五條ノ清涼飲料水ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第十條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第十一條 清涼飲料水營業者虛偽ノ記載ヲ爲シタル封緘票紙ヲ貼用シ若ハ貼用セシメタル者又ハ封緘票紙ニ虛偽ノ改竄ヲ爲シ若ハ爲サシメタル者ハ二十五日以下ノ重禁錮ニ處ス

第十二條 左ニ掲クル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 認可ヲ受ケスシテ第二條ノ營業ヲ爲シタル者
- 二 第三條乃至第五條ニ違背シタル者

第十三條 第六條乃至第八條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 清涼飲料水營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ハ

之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラズ、清涼飲料水營業者ハ其代理人戸主家族同居者雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス、法人ノ代表者又ハ其雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス法人ヲ罰スベキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第十五條 本則ハ明治三十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ「ラムネ」ニ關シテハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 地方長官ハ清涼飲料水ノ製造場ノ構造設備及管理方法ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十七條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職權ハ警視總監之ヲ行フ

◎氷雪營業取締規則

〔明治二十三年七月内〕
〔務省令第三十七號〕

第一條 本則ニ於テ氷雪ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル氷及雪ヲ謂フ

氷雪營業者ト稱スルハ氷雪ヲ採收製造シテ販賣シ又ハ其卸賣若ハ請賣ヲ爲ス者ヲ謂フ

第二條 氷雪營業ヲ爲サムトスル者ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ。但シ請賣營業ヲ爲サムトスル者ハ此限リニ在ラズ

地方長官本條ノ認可ヲ爲ストキハ衛生技術員ヲシテ採收製造又ハ貯藏ノ場所ノ構造設備並ニ材料ノ検査ヲ爲サシムベシ

第三條 氷雪ノ融解水ハ無色透明ニシテ臭味ナク又夾雜物アルモ僅微ヲ過クベカラズ

氷雪融解水ノ百萬分中格魯兒量ハ二分硝酸量ハ一分安母尼亞量ハ〇、五分過マンガン酸カリウム消費量ハ三分亞硝酸ハ痕跡ヲ過グベカラズ

第四條 氷雪營業者ハ第三條ノ規定ニ適合スル氷雪ニ非レバ飲食用ノ目的ヲ以テ販賣シ又ハ貯藏スルコトヲ得ズ

第五條 飲食用ノ氷雪ヲ請賣スル營業者ハ飲食用ノ目的ヲ以テスルト否トニ拘ハラズ第三條ノ規定ニ適合セザル氷雪ヲ販賣シ又ハ貯藏スルコトヲ得ズ

第六條 地方長官ハ左ノ場合ニ於テハ第三條ノ規定ニ適合セザル氷雪ニ關シテ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

一 氷雪營業者飲食用ノ目的ヲ以テ販賣ニ供シ又ハ貯藏スルトキ

二 第五條ノ營業者販賣ニ供シ又ハ貯藏スルトキ

第七條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シテ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フヲ得

第八條 第二條第一項及第四條ニ違背シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 第五條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 氷雪營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限リニ在ラズ氷雪營業者ハ其代理人戸主家族同居者雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ズ、法人ノ代表者又ハ其雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス法人ヲ罰スベキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第十一條 本則ハ明治三十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ雪ニ關シテハ明治三十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 地方長官ハ氷雪ノ採收製造又ハ貯藏場所ノ構造設備及管理方法ニ關シ必要ナル規定ヲ設

クルコトヲ得

第十三條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

◎人工甘味質取締規則 〔明治三十四年十月内〕
〔務名令第三十一號〕

第一條 人工甘味質トハ「サツカリン」(甘精)其他之ニ類スル化學的製品ニシテ含水炭素ニ非サルモノヲ謂フ

第二條 販賣ノ用ニ供スル飲食物ニハ人工甘味質者加味スルコトヲ得ズ、人工甘味質ヲ加味シタル飲食物ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

本條ノ規定ハ第三條第一項第二項ノ場合ニ之ヲ適用セズ

第三條 地方長官ハ治療上ノ目的ニ供スベキ飲食物ノ調味ニ人工甘味質ノ使用ヲ許可スルコトヲ得前項ノ飲食物ハ醫師ノ證明アル者ニ限り之ヲ販賣授與スルコトヲ得

本條第一項ノ許可ヲ受ケタル者其飲食物ヲ他人ニ代理販賣又ハ請賣セシムルトキハ其氏名及營業所ヲ地方長官ニ届出ヘシ、本條第一項ノ許可ハ地方長官ニ於テ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得

第四條 前條ノ飲食物ヲ販賣授與スルトキハ容器又ハ被包ヲ用ヒ其容器又ハ被包ニハ「人工甘味質製」ノ六字ヲ記スベシ

第五條 地方長官ハ第三條第一項ノ許可ヲ受ケズシテ人工甘味質ヲ加味シタル飲食物ニ關シテ明治

三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第六條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シテ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第七條 第二條第一項第二項第三條第三項及第四條ニ違背シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 營業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラズ、營業者ハ其代理人戸主家族同居者雇人其他ノ從業者ニシテ其業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ズ、法人ノ代表者又ハ其雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス、法人ヲ罰スベキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第九條 本則ハ明治三十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

◎刑法摘要

〔明治四十四年四月法律第四十五號〕
〔全四十四年十月一日ヨリ施行〕

第三十八條 罪ヲ犯ス意ナキ行爲ハ之ヲ罰セス但法律ニ特別ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス

法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス

第九十五條 公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス、公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ若ハ爲ササラシムル爲メ又ハ其職ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ

第九十六條 公務員ノ施シタル封印又ハ差押ノ標示ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ封印又ハ標示ヲ無效タラシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十四條 他人ノ刑事被告事件ニ關スル證憑ヲ湮滅シ又ハ偽造變造シ若クハ偽造變造ノ證憑ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十七條 火藥汽罐其他激發スヘキ物ヲ破裂セシメ第九十八條ニ記載シタル物（人ノ住居汽車電車等）又ハ他人ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物（人ノ住居セサル建造物）等ヲ損壞シタル者ハ放火ノ例ニ同シ自己ノ所有ニ係ル第九條ニ記載シタル物又ハ第一百十條ニ記載シタル物（第九十八條第九條以外ノ物）ヲ損壞シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ
前項ノ行爲過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ同シ（三百圓以下ノ罰金）

第一百十八條 瓦斯電氣又ハ蒸氣ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ノ生命身體又ハ財産ニ危險ヲ生セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス、瓦斯電氣又ハ蒸氣ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第一百三十四條 醫師藥劑師藥種商產婆辯護士辯護人公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得シタル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百三十六條 阿片煙ヲ輸入製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第一百三十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第一百四十條 阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第一百四十二條 人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四百十三條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十四條 人ノ飲料ニ供スル淨水ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十五條 前三條ノ罪ヲ犯シテ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第四百十六條 水道ニ依リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ水源ニ毒物其他人ノ健康ヲ害スヘキ物ヲ混入シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第四百十七條 公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壞又ハ壅塞シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十七條 公務員ニ對シ虛偽ノ申立ヲ爲シ權利義務ニ關スル公正證書ノ原本ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員ニ對シ虛偽ノ申立ヲ爲シ免狀鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第六十條 醫師公務所ニ提出スヘキ診斷書檢案書又ハ死亡書ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十九條 法律ニ依リ宣誓シタル證人虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第七十條 前條ノ罪ヲ犯シタル者證言シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第七十一條 法律ニ依リ宣誓シタル鑑定人又ハ通事虛偽ノ鑑定又ハ通譯ヲ爲シタルトキハ前二條ノ例ニ同シ

第九十三條 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキコトヲ行ハシメ又ハ行フヘキ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第一百一十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百十四條 醫師產婆藥劑師又ハ藥種商婦女ノ囑托ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ

三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス、因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
第二百三十條 公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其事實ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役
若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百三十一條 事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二百三十三條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル
者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

◎刑事訴訟法摘要

〔明治二十三年十月〕
〔法律第九十六號〕

第五十二條 官吏公吏其職務ヲ行フニ因リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ
速ニ其職務ヲ行フ地ノ檢事ニ告發スヘシ、告發ハ官吏公吏ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲シ
成ル可ク證據及事實參考ト爲ルヘキ事物ヲ添フ可シ

第五十三條 何人ニ限ラス犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタルトキハ第五十條第五十
一條ノ規定ニ從ヒ其所在ノ地若クハ犯罪ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ告發スルコトヲ得

第二百二十五條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

第一 官吏公吏又ハ官吏公吏タリシ者其黙秘スヘキ義務アル事情ニ關スルトキ

第二 醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人、又ハ此等ノ職ニ在リシ者及宗教

若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者其職務上取扱ヒタルコトニ付キ知得シタル事

實ニシテ黙秘ス可キモノニ關スルトキ

證言ヲ拒ム者ハ拒絶ノ原因タル事實ヲ開示シ且之ヲ疏明ス可シ

第二百九十五條 證人又ハ鑑定人ノ供述不實ニシテ故意ニ出テ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ者ト思料シタ
ルトキハ裁判所ニ於テ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ取押ヘ勾引狀ヲ發シ
豫審刑事ニ送致スヘシ

◎民法摘要

〔明治二十九年四月〕
〔法律第八十九號〕

第七十條 左ニ掲ケタル債權ハ三年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

醫師、產婆、及藥劑師ノ治術勤勞及調劑ニ關スル債權

第七十三條 禁治產者カ本心ニ復シタル時ニ於テ遺言ヲ爲スニハ醫師二人以上ノ立會アルコトヲ
要ス、遺言ニ立會ヒタル醫師ハ遺言者カ遺言ヲ爲ス時ニ於テ心神喪失ノ狀況ニ在ラザリシ旨ヲ遺
言書ニ附記シテ之ニ記名捺印スルコトヲ要ス但秘密證書ニ在リテ遺言ヲ爲ス場合ニ於テハ其封紙

ニ右ノ記載及ヒ署名捺印ヲ爲スコトヲ要ス

第一千七十六條 疾病其他ノ事由ニ因リテ死亡ノ危急ニ迫リタル者カ遺言ヲ爲サント欲スルトキハ證人三人以上ノ立會ヲ以テ其一人ニ遺言ノ趣旨ヲ口授シテ之ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ其口授ヲ受クタル者之ヲ筆記シテ遺言者及ヒ他ノ証人ニ讀聞カセ各証人其筆記ノ正確ナルコトヲ承認シタル後之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第一千七十七條 傳染病ノ爲メ行政處分ヲ以テ交通ヲ遮斷シタル場所ニ在ル者ハ警察官一人及ヒ証人一人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得

◎民事訴訟法摘要

〔明治二十三年四月〕
〔法律第二十九號〕

第二百九十八條 左ノ場合ニ於テハ証言ヲ拒ムコトヲ得

- 一 官吏公吏又ハ官吏公吏タリシ者ガ其職務上默秘スヘキ義務アル事情ニ關スルトキ
- 二 醫師、藥商、產婆、辯護士、公証人、神職及僧侶カ其身分又ハ職業ノ爲メ委托ヲ受ケタルニ因リテ知リタル事實ニシテ默秘ス可キモノニ關スルトキ
- 三 問ニ付テノ辯護ガ証人又ハ前條ニ掲ケタル者（原告若クハ被告）ノ耻辱ニ歸スルカ又ハ刑事上ノ訴追ヲ招ク恐アルトキ

四 問ニ付テノ答辯ガ証人又ハ前條ニ掲ケタル者ノ爲メ直接ニ財産權上ノ損害ヲ生セシム可キ時

五 証人ガ其技術又ハ職業ノ秘密ヲ公ニスルニ非レハ答辯スルコト能ハサルトキ

第二百九十九條 証言ヲ拒ム証人ハ其訊問ノ期日前ニ書面又ハ口頭ヲ以テ又ハ期日ニ於テ其拒絕ノ原因タル事實ヲ開示シ且之ヲ説明スヘシ、期日前ニ証言ヲ拒ミタル証人ハ期日ニ出頭スル義務ナシ

第三百條 原因ヲ開示セスシテ証言ヲ拒ミ又ハ開止シタル原因ノ棄却確定シタル後ニ之ヲ拒ミタルトキハ申立ヲ要セスシテ決定ヲ以テ証人ニ對シ其拒絕ニ因リテ生シタル費用ノ賠償及ヒ四十圓以下ノ罰金ヲ言渡ス

第三百零一條 左ニ掲クル者鑑定ヲ命セラレタルトキハ之ヲ爲ス義務アリ

- 一 必要ナル種類ノ鑑定ヲ爲ス爲ニ公ニ任命セラレタル者
- 二 鑑定ヲ爲スニ必要ナル學術技藝若クハ職業ニ常ニ従事スル者又ハ學術技藝若クハ職業ニ従事スル爲ニ公ニ任命セラレ若クハ授權セラレタル者

第三百零二條 鑑定人ハ証人カ証言ヲ拒ムコトヲ得ルト同一ノ原因ニ依リ鑑定ヲ拒ム權利アリ
官吏公吏ハ其所屬應ニ於テ異議アルトキハ之ヲ鑑定人トシテ訊問スルコトヲ得ス

第三百零三條 鑑定ヲ爲ス義務アル鑑定人出頭セス又ハ鑑定ヲ拒ミタル場合ニ於テハ其者ニ對シ

此方爲ニ生シタル費用ノ賠償及罰金ヲ言渡ス可シ但其鑑定人ヲ勾引スルコトヲ得ズ
第五百七十條 左ニ掲クル者ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

- 一 衣服、寢具、家具、及厨具但此物ガ債務者及ヒ其家族ノ爲メ缺ク可カラサルトキニ限ル
- 二 債務者及ヒ其家族ニ必要ナル一箇月間ノ食料及薪炭
- 三 技術者職工勞役者及穩姿ニ在リテハ其營業上缺クヘカラサル物
- 五 文武ノ官吏、神職、僧侶、公立、私立ノ教育場、教師、辯護士、公証人、及醫師ニ在リテハ其職業ヲ執行スル爲メ缺ク可カラサル物並ニ身分相當ノ衣服
- 七 藥舖ニ在テハ調藥ヲ爲ス爲メ缺ク可カラサル器具及ヒ藥品

◎警察犯處罰令摘要

〔明治四十一年九月〕
〔内務省令第十六號〕

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

- 六 新聞紙、雜誌、其他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者
- 七 新聞紙、雜誌、其他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付キ強テ其申込ヲ求メタル者
- 八 申込ナキ新聞紙雜誌其他ノ出版物ヲ配布シ又ハ廣告ヲ爲シ其代料ヲ請求シタル者

十九 濫リニ催眠術ヲ施シタル者

- 二十一 官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ其義務アル者ニシテ故ナク申述ヲ肯セサル者
- 二十二 人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其使用ヲ妨ゲ若ハ其水路ニ障礙ヲ爲シタル者
- 二十三 河川溝渠又ハ下水路ノ疏通ヲ妨クベキ行爲ヲ爲シタル者
- 三十四 人ノ死屍又ハ死胎ヲ隱匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタル者
- 三十五 一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタル者
- 三十六 不熟ノ果物腐敗ノ肉類其他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

- 一 許可ナクシテ人ノ死屍又ハ死胎ヲ解剖シ又ハ之レガ保存ヲ爲シタル者
- 六 石灰其他自然發火ノ虞アル物ノ取扱ヲ忽ニシタル者
- 七 開業ノ醫師、産婆、故ナク病者又ハ妊婦産婦ノ招キニ應セサル者
- 八 故ナク官公署ノ召喚ニ應セサル者
- 九 炮灸洗滌剥皮等ヲ要セス其儘食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケス店頭ニ陳列シタル者
- 十 濫リニ獸畜ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レガ取除ノ義務ヲ怠リタル者

十一 監置ニ係ル精神病者ノ監護ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者

十三 狂犬猛獸等ノ繋鎖ヲ怠リ逸走セシメタル者

十五 濫リニ他人ノ家屋其他ノ工作物ヲ汚瀆シ若クハ之ニ貼紙ヲ爲シ又ハ他人ノ標札招牌賣貸家
札其他榜標ノ類ヲ汚瀆シ若クハ撤去シタル者

第四條 本令ニ規定シタル違背行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ
依リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

附

録

附

録

十一 監置ニ係ル精神病者ノ監護ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者

十三 狂犬猛獸等ノ繋鎖ヲ怠リ逸走セシメタル者

十五 濫リニ他人ノ家屋其他ノ工作物ヲ汚損シ若クハ之ニ貼紙ヲ爲シ又ハ他人ノ標札招牌賣店家
札其他榜標ノ類ヲ汚損シ若クハ撤去シタル者

第四條 本令ニ規定シタル違背行爲ヲ教唆シ又ハ補助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ
依リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

附 録

◎家庭看護法

看護法ハ疾病ノ經過及轉歸其他苦痛ヲ輕減スルニ至大ノ關係ヲ有ス、故ニ醫療ト相俟テ充分ナル注意ヲ以テ行ハザレバ如何ニ醫師ノ診療善良ナリト雖モ其效果ヲ擧ゲ得ザルノミナラズ、却テ不良ノ結果ヲ來スコトアリ、彼ノ家庭ニ於テ患者ヲ治療スルニ當リ醫師及看護婦ヲ常置スルハ是レ理想トシテノ看護法ナランモ醫師ノ専用、看護婦ノ常備ハ土地ノ狀況、家庭ノ事情ニ依リ許サザル事多ク從テ患者ノ状態ニ依リ家人之ニ代リテ看護ニ從事シツ、アルハ是レ一般家庭ニ多ク見ル所ナリ、素ヨリ病症ニ依リテハ素人ニ於テモ常識ニ訴へ稍々適當ニ看護スルヲ得ベク、又人ニヨリテハ天性其道ニ巧妙ナル者ナキニ非ルモ斯道ノ素要ナキ者ニ在リテハ一見巧ナルガ如クシテ屢々肝要ナル点ニ於テ欠グル所ナキニ非ズ、若シ夫レ看護法ニシテ不完全ナランカ却テ病症ヲシテ重態ナラシメ或ハ苦痛ヲ増進セシメ、不安、悲觀等ノ觀念ヲ起サシメ又ハ迷信ノ如キ弊害ヲ惹起シ醫療ノ方針ヲ誤ラシムルコトアリ、故ニ家庭ニ於テ平時各々簡易ナル看護法ヲ研究スルハ必ズシモ無益ニアラザルベク、殊ニ家政ヲ司ル婦女子ニ於テハ其一般ヲ心得ザレバ家婦トシテノ任務ヲ全フスルコト能ハザル